

評価書様式

様式 1 - 1 - 1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成30年度(第4期)
	中期目標期間	平成30～令和4年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣			
	法人所管部局		担当課、責任者
	評価点検部局		担当課、責任者
主務大臣			
	法人所管部局		担当課、責任者
	評価点検部局		担当課、責任者

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、 D)		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		30年度	31年度	2年度	3年度	4年度
評価に至った理由						

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1 - 1 - 3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書	備考
	30 年度	31 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業 (1) 資産の運用 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的実施 (4) サービスの向上	B 重					1 - 1	P 4
2 建設業退職金共済事業 (1) 資産の運用 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的実施 (4) サービスの向上	B 重 —					1 - 2	P 24
3 清酒製造業退職金共済事業 (1) 資産の運用 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的実施 (4) サービスの向上	B 重					1 - 3	P 42
4 林業退職金共済事業 (1) 資産の運用 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的実施 (4) サービスの向上	B — 重					1 - 4	P 55
財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 2 利用促進対策の効果的実施 3 財務運営	B					1 - 5	P 71
雇用促進融資事業	B					1 - 6	P 77

重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書	備考
	30 年度	31 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
・業務運営の効率化に関する事項							
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B						
1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 2 業務運営の効率化に伴う経費削減 3 給与水準の適正化 4 業務の電子化に関する取組 5 契約の適正化の推進						2 - 1	P 79
・財務内容の改善に関する事項							
第3 財務内容の改善に関する事項	B					3 - 1	P 86
・その他の事項							
第4 その他業務運営に関する重要事項	B						
1 内部統制の強化 2 情報セキュリティ対策の推進等 (1) 情報セキュリティ対策の推進 (2) 災害時等における事業継続性の強化 3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 4 資産運用における社会的に優良な企業への投資						4 - 1	P 87
第5 予算、収支計画及び資金計画 第6 短期借入金の限度額 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第8 剰余金の使途 第9 職員の人事に関する計画 第10 積立金の処分に関する事項	B					5 - 1	P 95

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1 1	退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実に図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標 - 施策大目標 4-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度 高】 （1）資産の運用 資産運用の目標 健全な資産運用等</p> <p>【指標】 委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。</p> <p>（理由） 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ												
主要なアウトプット（アウトカム）情報							主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度		30年度	31年度	2年度	3年度	4年度
委託運用部分における各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）	各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保	国内債券 【0.08%】						予算額（千円）	381,102,594			
		国内株式 【0.43%】						決算額（千円）	378,466,235			
		外国債券 【0.17%】						経常費用（千円）	452,204,713			
		外国株式 【0.13%】						経常利益（千円）	448,852,914			
請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率	毎年度 1.3% 以下	1.46%					行政サービス実施コスト（千円）	10,641,815				
同上【達成度】		【89.0%】					従事人員数	193				
請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合	毎年度 0.4% 以下	0.41%										
同上【達成度】		【97.6%】										
中期目標期間中の新規被共済者目標数	165万人以上	30年度目標数 343,000人										
新規被共済者数 【達成度】		377,908人 【110.2%】										

目標の処理期間内における退職金等支給実施	受付日から 18 業務日以内に全数支給	100%							
ホームページの閲覧者の満足度（参考になった割合）	毎年度 80%以上	87.0%							
同上【達成度】		【 108.6%】							
ホームページの中退共制度の情報へのアクセス件数	毎年度 115 万件以上	1,414,635 件							
同上【達成度】		【 123.0%】							
加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度 1 回以上	1 回							
同上【達成度】		【100%】							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業 機構は、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業に係る業務に関し、近年の人手不足の深刻化により労働力の確保を通じた中小企業の経営基盤の充	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業		第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業	< 評価と根拠 > 評価：B 資産の運用における委託運用部分について、各資産の収益率は、何れも概ねベンチマーク並みの水準となった（ベンチマーク収益率に対する達成率は全て9割以上）。 運用状況については定期的に資産運用委員会に報告し、適切との評価を得た。 もっとも超過収益率がマイナスとなった資産については、昨年度の大幅な相場変動の中でリスク分散が十分に実現されていない傾向がみられたことから、そうした点を踏まえ、予てからの予定通り、運用受託機関の見直しを実施している。 また、平成30年度に新たに加入する被共済	評価	

<p>実の必要性が一層高まっていること等を踏まえ、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。</p> <p>(1) 資産の運用</p> <p>資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に中退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とすること。</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保する。</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保する。</p>	<p>< 定量的指標 ></p> <p>・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。</p> <p>< その他の指標 ></p> <p>なし</p> <p>< 評価の視点 ></p> <p>・運用受託機関による運用状況を適時適切に点検している。</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>資産運用の目標</p> <p>平成30年度は、米中貿易摩擦を背景とした先行き不透明感の高まり等から国内株式相場が下落したことを主因に委託運用部分の利回りが低下した。また、自家運用においては、金利低迷の継続により、利回りの低下傾向が続いているが、投資期間長期化により低下ペースは緩やかなものとなった。</p> <p>資産運用の実績は資産残高4,915,808百万円、運用収入35,901百万円（運用費用控除後）、決算利回り0.74%である。</p> <p>委託運用部分について、各資産収益率のベンチマーク対比は、以下のとおり、国内債券がプラスとなったが、それ以外の資産においてはマイナスとなった。</p> <p>平成30年度末（通期）</p> <table border="1" data-bbox="1053 1312 1795 1522"> <thead> <tr> <th></th> <th>時間加重収益率</th> <th>ベンチマーク収益率</th> <th>超過収益率</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>1.98%</td> <td>1.89%</td> <td>0.08%</td> <td>104.76%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>5.47%</td> <td>5.04%</td> <td>0.43%</td> <td>91.47%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>1.65%</td> <td>1.82%</td> <td>0.17%</td> <td>90.66%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>10.01%</td> <td>10.14%</td> <td>0.13%</td> <td>98.72%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1053 1585 1884 1879"> <thead> <tr> <th>超過収益率</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>< 評価 ></td> <td>< B ></td> <td>< B ></td> <td>< B ></td> <td>< B ></td> <td>< B ></td> </tr> <tr> <td>国内債券</td> <td>0.17%</td> <td>0.25%</td> <td>0.11%</td> <td>0.15%</td> <td>0.08%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>1.59%</td> <td>0.57%</td> <td>0.80%</td> <td>0.51%</td> <td>0.43%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>0.41%</td> <td>0.11%</td> <td>2.26%</td> <td>0.15%</td> <td>0.17%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>0.15%</td> <td>0.60%</td> <td>0.41%</td> <td>3.45%</td> <td>0.13%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0.32%</td> <td>0.12%</td> <td>0.62%</td> <td>0.39%</td> <td>0.08%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成28年度から新評価基準</p>		時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率	国内債券	1.98%	1.89%	0.08%	104.76%	国内株式	5.47%	5.04%	0.43%	91.47%	外国債券	1.65%	1.82%	0.17%	90.66%	外国株式	10.01%	10.14%	0.13%	98.72%	超過収益率	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	< 評価 >	< B >	< B >	< B >	< B >	< B >	国内債券	0.17%	0.25%	0.11%	0.15%	0.08%	国内株式	1.59%	0.57%	0.80%	0.51%	0.43%	外国債券	0.41%	0.11%	2.26%	0.15%	0.17%	外国株式	0.15%	0.60%	0.41%	3.45%	0.13%	合計	0.32%	0.12%	0.62%	0.39%	0.08%	<p>者数の目標である343,000人に対し、377,908人となり、目標数を達成する等、その他の指標について、概ね達成できたことからB評価とする。</p> <p>・委託運用部分について、各資産の収益率は、何れも概ねベンチマーク並みの水準となった（ベンチマーク収益率に対する達成率は全て9割以上）、（再掲）</p> <p>< 評価の視点に対する措置 ></p> <p>・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、四半期毎にミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。</p> <p>また、運用受託機関には「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指</p>
	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率																																																																				
国内債券	1.98%	1.89%	0.08%	104.76%																																																																				
国内株式	5.47%	5.04%	0.43%	91.47%																																																																				
外国債券	1.65%	1.82%	0.17%	90.66%																																																																				
外国株式	10.01%	10.14%	0.13%	98.72%																																																																				
超過収益率	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																																																			
< 評価 >	< B >	< B >	< B >	< B >	< B >																																																																			
国内債券	0.17%	0.25%	0.11%	0.15%	0.08%																																																																			
国内株式	1.59%	0.57%	0.80%	0.51%	0.43%																																																																			
外国債券	0.41%	0.11%	2.26%	0.15%	0.17%																																																																			
外国株式	0.15%	0.60%	0.41%	3.45%	0.13%																																																																			
合計	0.32%	0.12%	0.62%	0.39%	0.08%																																																																			

<p>健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、実施すること。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運</p>	<p>健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、実施する。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監</p>	<p>)基本ポートフォリオの検証 最新の金融・経済情勢を踏まえ、基本ポートフォリオの期待収益率、リスク値、効率性等の検証を行い、必要があればその見直しを行う。</p> <p>)マネジャー・ストラクチャーの見直し 「資産運用の基本方針」(以下「基本方針」という。)に沿った運用を確実に実施しつつ、各資産においてベンチマーク収益率を確保するため、委託運用機関の構成、募集・評価方法等の見直しを行う。</p> <p>健全な資産運用等</p> <p>イ 資産運用は、で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。</p> <p>)資産運用企画会議の開催 資産運用企画会議を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と</p>	<p>・ベンチマーク収益率が確保出来ていない場合、原因を分析し、必要な対応策を講じているか。</p>	<p>平成 29 年度以前は、合計の超過収益率のみが評価対象。</p> <p>)基本ポートフォリオの検証 基本ポートフォリオの検証を行い、下方リスクが許容範囲内に収まっていることや、効率性の顕著な低下がみられない事が確認された。この検証結果を踏まえ、「資産運用委員会」に諮り、現行の基本ポートフォリオを継続することとした。</p> <p>)マネジャー・ストラクチャーの見直し ・「資産運用の基本方針」(以下「基本方針」という。)に沿った運用を確実に実施しつつ、各資産においてベンチマーク収益率を確保するため、運用受託機関の構成の見直しを行うこととし、資産運用委員会での審議内容を踏まえ、国内債券及び外国債券アクティブ運用の運用受託機関を選定した。また、国内株式アクティブ運用の運用受託機関の選考を進めるとともに、外国株式アクティブ運用についても、資産運用委員会での審議内容を踏まえ、運用受託機関の選考を開始した。 ・効率的かつ確実な資産移管を行うと共に、資産移管時の市場への影響やコストを最小限に抑制するため、トランジション・マネジャーの委託先を選定した。</p> <p>健全な資産運用等</p> <p>・5月25日開催の第2回資産運用委員会の審議を経て、基本方針の記述を第4期中期計画の目標に合致するよう改正した。 ・資産運用委員会に四半期の業務上の余裕金の運用状況を報告し、審議のうえ、了承された(5/25、8/27、11/5、2/4)。 (添付資料 平成30年4月から平成31年3月の資産運用実績報告) (添付資料 平成30年度資産運用に関する評価報告書)</p> <p>)資産運用企画会議の開催 資産運用企画会議を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図った。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 ・運用計画 ・運用資産残高及び評価損益状況 ・有価証券信託の運用状況 ・平成30年度資産運用に係るコンサルティング会社選定結果報告 ・平成29年度運用実績 ・金銭信託の運用結果報告 ・委託運用に係る平成29年度総合評価およびシェア変更について ・新企業年金保険(一般勘定)委託生命保険会社の平成29年度決算について</p>	<p>示に従うことを義務付けている。</p> <p>平成30年度は1件の「運用ガイドライン」に反する行為(格付基準に反する債券の保有)があった。運用受託機関からは、判明後直ちに報告があり、これを受けて原因の究明、再発防止策(ダブルチェックの徹底等)の策定を行わせた他、本違反によって発生した損害について賠償を受けた。</p> <p>・超過収益率がマイナスとなった資産については、昨年度の大幅な相場変動の中でリスク分散が十分に実現されていない傾向がみられたことから、そうした点を踏まえ、予てからの予定通り、運用受託機関の見直しを実施している。</p> <p>運用受託機関の見直しについては、平成29年度第7回資産運用委員会以降、平成30年度に開催された8回の委員会全てにおいて経過報告と審議が行われている。また、過去実績による書類選考を経た二次選考では、理事長を含む選考委員による面接を1委託先当たり約2時間ずつ実施(3資産クラス累計41ファンド、80時間強)し、運用力の裏づけとなる運用哲学・体制・プロセス等について審査を行っている。</p> <p>選考に際しては、収益率の向上はもとより、運用受託機関数や金額配分、スタイルの構成等において十分なリスク分散効果が得られるよう配慮してい</p>	
---	---	---	--	---	--	--

<p>用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるように、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。</p> <p>【指標】 ・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 基本ポートフォリオについて、中退共事業の運営に必要な利回りを中期的に確保し得るものとした上で、委託運用部分について、ベンチマーク収益率を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。</p> <p>【重要度 高】 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退</p>	<p>視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるように、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握する。 【重要度 高】</p>	<p>方針の徹底を図る。</p> <p>ロ 外部の専門家で構成する「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視のための適切な判断材料を適時適切に提供する。 また、平成29年度資産運用結果の内容について、透明性向上の観点から、対外公表内容の改善を図る。</p> <p>）「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び平成29年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告する。</p>	<p>・資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等に基づき、実施されているか。</p> <p>・資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させているか。</p> <p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握しているか。</p>	<p>・新企業年金保険（一般勘定）に係る生命保険会社の平成29年度実績に基づく総合評価について ・新企業年金保険（一般勘定）委託生命保険会社の平成30年度上半期決算について ・各経理の定例検証について（基本ポートフォリオの検証結果） ・平成31年度予算策定に係る資金配分について</p> <p>資産運用企画会議合同部会開催状況 ・国債決済期間短縮化に伴う資産運用の基本方針の変更について ・第4期中期目標に沿った資産運用の基本方針の変更について ・平成29年度資産運用状況の機構HP掲載について</p> <p>）- 1 .「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び平成29年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。</p> <p>第1回資産運用委員会（4/16） ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・マネジャー・ストラクチャーにおける検討事項について ・国債決済期間短縮化に伴う資産運用の基本方針の変更について</p> <p>第2回資産運用委員会（5/25） ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6経理） ・基本方針の変更について ・平成29年度資産運用結果に対する評価報告書（案）について ・マネジャー・ストラクチャーの実施状況の報告と検討 ・第69回労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会について ・厚労省勤生課長が関係者の認識共有と開示用に取りまとめた文書「中小企業退職金共済制度に関わる各機関の役割分担と連携等について」の説明</p> <p>第3回資産運用委員会（6/18） ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・平成29年度資産運用結果に対する評価報告書（案）について ・マネジャー・ストラクチャーの実施状況の報告と検討</p> <p>第4回資産運用委員会（8/27） ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6経理） ・基本ポートフォリオの検証における金融変数について ・マネジャー・ストラクチャー見直しに関する継続審議等について</p> <p>第5回資産運用委員会（10/5） ・資産運用委員会議事録の確認 ・マネジャー・ストラクチャー見直しに関する継続審議等について</p> <p>第6回資産運用委員会（11/5） ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6経理） ・基本ポートフォリオの検証方法の決定 ・マネジャー・ストラクチャー見直しに関する継続審議等について</p> <p>第7回資産運用委員会（12/17） ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・各経理の定例検証について</p>	<p>る。平成30年度は、国内債券及び外国債券アクティブ運用の運用受託機関の選定が終了、国内株式アクティブ運用、外国株式アクティブ運用についても選考を進めている。</p> <p>・資産運用が、資産運用の目標ないし「資産運用の基本方針」に相反しないように、資産運用委員会に四半期の業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告し、審議を受けている。平成30年度の報告は、全て了承された。 ・第2回資産運用委員会の審議を経て、基本方針の記述を第4期中期計画の目標に合致するように改正した。</p> <p>・資産運用に関する重要事項は、随時資産運用委員会に諮り、審議を経て、了承を得てから実施している。平成30年度は、年度を通じたプロジェクトである運用受託機関の見直しについて、随時経過を報告し、助言を受けながら実施した他、基本ポートフォリオ定例検証や資産運用実績の定期報告等も、分析手法等の改善に向け、経過報告を随時行い、審議の結果を受けて必要な修正を実施した。</p> <p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に掛かる月々の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方</p>
---	--	---	---	---	--

<p>職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。</p> <p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p>	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p>	<p>) 情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び平成 29 年度資産運用結果をホームページに公表する。</p> <p>) 厚生労働省への情報提供 付加退職金制度、予定運用利回り等の検討に資するよう、資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応する。</p> <p>八 「資産運用委員会」の審議の結果を事後の資産運用に反映させる。</p>	<p>< 定量的指標 > ・請求権が発生した年度におけ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ マネジャー・ストラクチャー見直しに関する継続審議等について ・ 平成 30 年度スチュワードシップ活動状況の概要 <p>第 8 回資産運用委員会 (2/4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・ 退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について (6 経理) ・ 平成 29 年度資産運用結果に対する報告について ・ マネジャー・ストラクチャー見直しに関する継続審議等について ・ 建退共の財務状況、資産運用等について <p>) - 2 . 「資産運用委員会」において、平成 29 年度中の運用業務について、「資産運用の基本方針」に沿った資産運用が行われているかを中心に審議を受け、適切との評価を受けた。その審議内容と評価結果については、独法評価に関する有識者会議への提出資料としてまとめられた (5/25、6/18)。</p> <p>) 情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況をホームページに公表した。その主な対外公表内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産運用委員会議事要旨 (平成 29 年度第 5 回～第 7 回及び平成 30 年度第 1 回～第 6 回) ・ 運用実績及び運用資産の構成状況 (平成 30 年 3 月末、6 月末、9 月末、12 月末) ・ 平成 29 年度資産運用残高及び利回り状況等 ・ 国内債券アクティブ運用に係る運用受託機関の選定結果について ・ スチュワードシップ活動状況の概要 (平成 29 年 7 月～平成 30 年 6 月) ・ トランジション・マネジャーの選定結果について ・ 外国債券アクティブ運用に係る運用受託機関の選定結果について ・ 平成 29 年度資産運用結果報告 <p>) 厚生労働省への情報提供 厚生労働省へ毎月提供した主な資料は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月別ベンチマーク収益率 ・ 資産運用企画会議中退共部会資料 (運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等) <p>八 国内債券、外国債券、国内株式及び外国株式アクティブ運用受託機関の選考に際し、募集及び評価方法等について資産運用委員会での審議結果を反映させた。</p> <p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p>	<p>針への適合性の点検等を実施している。</p> <p>また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月別ベンチマーク収益率 ・ 資産運用企画会議中退共部会資料 (運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等) 	
--	----------------------------	---	---	---	---	--

<p>未請求退職金の縮減の観点から、退職時等における被共済者の住所把握の徹底、退職後一定期間経過後における退職金請求勧奨、退職金未請求者へのアンケート調査結果を踏まえた対策の実施及び未請求者数縮減のための効果的な周知広報を行うこと。</p> <p>【指標】 ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を、毎年度1.3%以下とすること。</p> <p>・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.4%以下とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 未請求者数の比率については、前中期目標期間中で最も低い水準であった年度の比率を踏まえた目標とすることとする。 (2013(平成25)年度:1.60%、2014(平成26)年度:1.46%、2015</p>	<p>厚生労働省の支援を得つつ、以下の取組を着実に実施することにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する、当該年度から3年経過後の未請求者数の比率(年度末値)を毎年度1.3%以下とする。また、請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合(年度末値)を毎年度0.4%以下とする。</p> <p>新たな未請求退職金の発生を防止するための対策</p> <p>被共済者について、中退共制度に加入していることの認識を高めるとともに未請求者に請求を促すため、以下の取組を行う。</p> <p>イ 共済契約者に対する働き掛け</p> <p>加入時に、被共済者に対し、中退共制度に加入したことを必ず通知するよう要請する。</p> <p>年1回、被</p>	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>新たな未請求退職金の発生を防止するための対策</p> <p>被共済者について、中退共制度に加入していることの認識を高めるとともに未請求者に請求を促すため、平成30年度においては、以下の取組を行う。</p> <p>イ 共済契約者に対する働き掛け</p> <p>加入時に、被共済者に対し、中退共制度に加入したことを必ず通知する</p>	<p>る退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を毎年度1.3%以下とすること。</p> <p>・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.4%以下とすること。</p> <p><その他の指標> > なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・退職後一定期間経過後における退職金請求勧奨を実施しているか。</p> <p>・退職時における被共済者の住所把握の徹底を実施しているか。</p>	<p>新たな未請求退職金の発生を防止するための対策</p> <p>・被共済者について、中退共制度に加入していることの認識を高めるとともに未請求者に請求を促すため、平成30年度においては、以下の取組を行った。</p> <p>イ 共済契約者に対する働き掛け</p> <p>i) 新規及び追加加入の被共済者に対して中退共制度に加入したことを通知する「加入通知書」を作成し、事業所に配付を要請した。 平成31年3月末 共済契約者数：13,206所 被共済者：377,908人</p> <p>・毎年1回、「掛金納付状況票及び試算票」を「加入状況のお知らせ」とともに事業所に送付し、従業員に配付するよう要請した。 【30年度】 共済契約者 365,925所</p>	<p>・中退共を退職した後3年経過後の未請求者数の比率について、計画外の追加対策を実施したものの平成30年度末(平成27年度退職)は1.46%となり、1.4%台の壁の高さが改めて示された。</p> <p>なお、請求手続要請時に実施しているアンケート結果をみると、未請求者数高止まりの中心が金額の低い層であり、手続き負担が未請求の主因となることが示唆された。</p> <p>・中退共を退職した後3年経過後の未請求退職金額割合については、計画外の追加対策を実施したことにより0.41%となった。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <p>・退職後3か月経過後、2年経過直前、3年経過直前及び5年経過直前のタイミングで請求手続の要請を実施するとともに、テレホンアプローチ等による要請を実施した。</p> <p>・「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所情報を把握した(平成30年度末:97.63%)</p> <p>・ホームページへの年間を通じての掲載により周知を実施すると</p>	
--	---	--	--	---	--	--

<p>(平成27)年度:1.27%、2016(平成28)年度:1.26%) 未請求退職金額については、前中期目標期間中で最も低い水準であった年度の割合を踏まえた目標とすることとする。 (2013(平成25)年度:0.45%、2014(平成26)年度:0.45%、2015(平成27)年度:0.38%、2016(平成28)年度:0.37%)</p>	<p>共済者ごとの「加入状況のお知らせ」を送付し、被共済者に配付するよう要請する。</p> <p>)「被共済者退職届」には被共済者の住所記入が必須であることの周知徹底と、同退職届に当該被共済者の住所を記入しなかった共済契約者への個別協力要請により被共済者の住所情報取得を図る。</p> <p>□ 退職者に対する働き掛け</p> <p>未請求者に対し、退職後3か月経過後、2年経過直前、3年経過直前及び5年経過直前のタイミングで請求手続を要請する。</p>	<p>よう要請する。</p> <p>)年1回、被共済者ごとの「加入状況のお知らせ」を送付し、被共済者に配付するよう要請する。</p> <p>)被共済者の退職時に事業主が提出する「被共済者退職届」へ被共済者の住所を必ず記入するよう要請する。</p> <p>□ 退職者に対する働き掛け</p> <p>未請求者に対し、退職後3か月経過後、2年経過直前、3年経過直前及び5年経過直前のタイミングで請求手続を要請する。なお、前記)の住所情報がない場合は、対象事業所に対して、当該被共済者の住所情報を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。</p>	<p>・退職金未請求者へのアンケート調査を行い、未請求原因の分析結果を踏まえ、適切に対応しているか。</p> <p>・未請求者数縮減のための効果的な周知広報を実施しているか。</p>	<p>被共済者 3,410,596人 発送日 4/25、4/26、4/27 ・「掛金等の振替結果のお知らせ」はがきの裏面に[加入状況のお知らせ]《従業員配付用》を従業員に渡すよう依頼文を載せて発送した。</p> <p>)事業主から提出のあった「被共済者退職届」で、退職時における被共済者の住所情報が記載されているものの比率は、97.63%であった(平成31年3月末)。</p> <p>□ 退職者に対する働き掛け 退職後3か月経過後の未請求者に対して、以下の取組を実施した。 事業主から提出を受けた「被共済者退職届」の住所情報に基づき請求手続を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求手続要請 26,292人 「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 869所 1,107人 ・請求手続要請 339人 住所等提供依頼をしたが回答のなかった事業所に対して、テレホンアプローチによる住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 299所 455人 ・請求手続要請 49人 <p>退職後2年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。 平成28年度脱退の未請求者に2回目の請求手続を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求手続要請 6,904人 <p>平成28年度脱退の未請求者に対し、テレホンアプローチにより請求手続を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求手続要請 1,302人 対策終了後に提出のあった「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 35所 37人 ・請求手続要請 10人 <p>退職後3年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。 平成27年度脱退の未請求者に3回目の請求手続を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求手続要請 2,784人 対策終了後に提出のあった「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼 26所 28人 	<p>もに、年1回発行している共済契約者向け情報誌「中退共だより」においても周知を行っている。</p> <p>・共済契約者に対して行っている実態調査で実施している未請求対策に関する質問(「加入通知書」及び「加入状況のお知らせ」の従業員への配付状況)への回答をみると、配付していない割合が尚約4割に達し、「渡さなくても良いと思った」との回答が少なからず存在している。このため、調査報告書の概要版に「加入通知書」及び「加入状況のお知らせ」を従業員へ渡していただくお願い文を記載し、ホームページで公表した。</p> <p>・ホームページに常時掲載している未請求に関する注意喚起について、内容等の見直しを実施し、ホームページに掲載し周知するとともに、「中退共だより17号」及び「掛金等の振替結果のお知らせ」はがき等における周知も行った。</p>	
---	--	---	---	--	--	--

	<p>ハ その他の取組</p> <p>）住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより住所情報取得を図る。</p> <p>）上記取組について、毎年度、成果の検証を行い、必要に応じて取組の見直しを行う。</p> <p>共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析</p> <p>引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行う。</p> <p>イ 周知の徹底</p>	<p>ハ その他の取組</p> <p>）住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより把握した住所情報を用いて請求手続を要請する。</p> <p>）上記取組について、成果の検証を行い、必要に応じ対応を検討する。</p> <p>共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析</p> <p>引き続き、未請求者縮減のた</p>		<p>・請求手続要請 6人</p> <p>退職後5年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。 平成25年度脱退の未請求者に3回目の請求手続を要請した。</p> <p>・請求手続要請 1,593人</p> <p>年度計画以外の対策として、以下の取組を実施した。 平成27年度脱退の未請求者に対し、テレホンアプローチにより請求手続を要請した。</p> <p>・請求手続要請 670人</p> <p>平成27年度及び平成28年度脱退の未請求者で今年度の対策により請求書を再発行したが、請求手続のない者に対し請求手続を要請した。</p> <p>・請求手続要請 459人</p> <p>「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、2回目の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。</p> <p>・住所提供依頼 120所 225人</p> <p>・請求手続要請 10人</p> <p>ハ その他の取組</p> <p>引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行った。</p> <p>）個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより把握した住所情報を用いて請求手続を要請した。</p> <p>・請求手続要請 160人</p> <p>）アンケート結果を分析、27年度中退職者における未請求者の増加について、移行通算期間延長が影響している可能性があるとの結論に達し、有識者会議、参与会でも報告した。</p> <p>共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析</p> <p>引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行った。</p> <p>イ 周知の徹底等</p> <p>i) 新規契約申込書に設けた「ホームページへの事業所名掲載可否」欄の回答を集計</p>		
--	--	--	--	--	--	--

<p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>中小企業数の推移予測、業種の分布等の分析及び景気要因による労働需給予測に加え、中退共制度を知らない企業及び中退共制度の加入又は未加入理由の調査を実施する</p>	<p>等</p> <p>) ホームページにおける中退共制度加入事業所名検索システムのデータを適宜更新する。</p> <p>) ホームページに常時掲載している未請求に関する注意喚起について、内容等の見直しを実施する。</p> <p>) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。</p> <p>□ 調査、分析</p> <p>共済契約者及び被共済者(以下「加入者」という。)並びに退職金未請求者等に対するアンケート調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の取組に活用する。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>加入促進対策の実施</p> <p>中小企業数の推移予測、業種の分布等の分析及び景気要因による労働需給予測に加え、中退共制度を知らない企業及び中退</p>	<p>めの周知広報施策として、以下の取組を行う。</p> <p>イ 周知の徹底等</p> <p>) 新規契約申込書で事業所名をホームページへ掲載することに承諾を得られた共済契約者の事業所名を適宜更新する。</p> <p>) ホームページに常時掲載している未請求に関する注意喚起について、内容等の見直しを実施する。</p> <p>) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。</p> <p>□ 調査、分析</p> <p>共済契約者及び被共済者(以下「加入者」という。)並びに退職金未請求者等に対するアンケート調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の取組に活用する。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>加入促進対策の実施</p> <p>中退共制度を知らない企業の調査等により加</p>	<p>< 定量的指標 ></p> <p>・平成 30 年度に新たに加入する被共済者数の目標を、34 万 3,000 人以上とする。</p> <p>・機構が委嘱した普及推進員等により、個別事業主に対する加入促進を 1 人あたり平均月 15 回以上行うこと。</p> <p>< その他の指標</p>	<p>し、13,261 件のうち、承諾を得られた 6,744 件を追加掲載した。 平成 31 年 3 月末の掲載数：285,471 所</p> <p>) ホームページに常時掲載している未請求に関する注意喚起について、内容等の見直しを実施し、ホームページに掲載した。</p> <p>) 「中退共だより 17 号」及び「掛金等の振替結果のお知らせ」はがき等にて周知を行った。</p> <p>□ 調査、分析</p> <p>・共済契約者に対して行っている実態調査において、未請求対策に関する質問を行った。また、調査報告書の概要版に「加入通知書」及び「加入状況のお知らせ」を従業員へ渡していただくようお願い文を記載しホームページで公表した。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>加入促進対策の実施</p> <p>・制度の魅力向上のための施策や、より効果的な事業推進施策の検討のため、中小企業の経営者層(全国の男女 30~69 歳の中小企業の経営者・役員、部長職クラスの 1,500 人)を対象に、平成 31 年 2 月 19 日~21 日の 3 日間で中退共制度の認知度や退職金制度に対する認識等についてインターネット調査を行った。</p>	<p>・加入目標数 343,000 人に対し、加入実績は 31 年 3 月末で 377,908 人となり、加入目標数を達成した。なお、達成度は 110.2%である。</p> <p>・機構が委嘱した普及推進員等は 55 名(5~6 月、1~3 月は 54</p>	
---	--	--	--	--	--	--

<p>ことにより、加入勤奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。</p> <p>地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。</p> <p>【指標】 ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 過去の実績を、雇用需給要因、長期的トレンド、制度変更要因等により帰分析し、厚生年金基金からの移換見込み人数（3万人）を加え、指標を設定することとする。</p> <p>前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成25）年度～2017（平成29）年12月末現在）168万5,021人</p>	<p>共制度の加入又は未加入理由の調査を実施することにより加入勤奨対象を的確に把握することや、地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等との連携強化等を行うことなどにより、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を講ずる。</p> <p>中退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>）制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用した中退共制度の周知広報を実施する。</p> <p>）関係官公</p>	<p>入勤奨対象を的確に把握することや、地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等との連携強化等を行うことなどにより、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を実施する。</p> <p>中退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p>中退共制度を知らない企業の調査については、調査対象の業種及び企業規模等の選定など、調査方法を検討の上、実施する。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>）制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用した中退共制度の周知広報を実施する。</p>	<p>> なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・中小企業数の推移予測、業種の分布等の分析及び景気要因による労働需給予測に加え、中退共制度を知らない企業及び中退共制度の加入又は未加入理由の調査を実施すること等により、加入勤奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施しているか。</p> <p>・地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施しているか。</p>	<p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>）</p> <p>・制度紹介用動画をホームページ及びYouTube上で配信した（3月末アクセス数5,154件）。</p> <p>・日経IDを活用しMarketOneを経由した広告配信を実施した。 5/7～6/5・30日間 表示回数 1,992,043回 クリック数 2,382回 平均クリック率 0.12% 9/18～10/17・30日間 表示回数 4,167,412回 クリック数 2,246回 平均クリック率 0.054%</p> <p>・YouTube広告用動画を使用してYouTube Trueview広告を実施した（6/11～7/20・40日間） 表示回数 892,437回 うち100%視聴完了数 198,223回 100%視聴完了率 22.21% クリック数 886回 クリック率 0.10%</p> <p>・リスティング広告を実施した（2/21～3/22）。</p> <p>）</p> <p>・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への中退共制度に関する記事の掲載を依頼した。 （窓口備え付け依頼 6,706件 206,482部） （年度初普及促進依頼 626件） （広報誌等への無料記事掲載依頼 6,401件）</p>	<p>名）で、個別事業主に対する未加入企業訪問数は12,231件。 4月～3月の1人あたりの月平均訪問回数は18.7件。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <p>・制度の魅力向上のための施策や、より効果的な事業推進施策の検討のため、中小企業の経営者層を対象に中退共制度の認知度や退職金制度に対する認識等についてインターネット調査を行った。調査結果については、今後分析を進め、加入促進対策の効率的かつ効果の実施に活用する。</p> <p>・都道府県及び市区町村が開催する会議、中小企業事業主団体等が開催する各種会議で制度の周知広報を行った（73件）。</p> <p>また、地域に密着した金融機関を定期的に訪問して金融機関による加入勤奨を依頼した（40件）。</p>	
--	--	---	--	---	---	--

	<p>庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への中退共制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>□ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>）独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が委嘱した普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を1人あたり平均月15件以上行い、新規加入促進の重点化を図る。</p> <p>）機構から加入促進業務を受託した事業主団体等による個別</p>	<p>）関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への中退共制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>□ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>）独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が委嘱した普及推進員等も活用し、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨（普及推進員1人あたり平均月15回以上）として以下の取組を行う。</p> <p>職員及び普及推進員等が、無料相談の対象地域において訪問活動を実施するほか、未加入事業所を対象とした機構主催の制度説明会を開催する。また、制度説明会参加事業所や既加入事業主に対し、適時適切なフォローアップを実施し、新規加入の後押しと、追加</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び普及推進員等が事業主団体等を直接訪問し掲載を依頼した（1,935件）（内訳 職員：84件 普及推進員等：1,851件） ・29年度に広報誌等への無料記事掲載を実施した団体一覧をホームページに掲載した（5/17・1,190団体） <p>□ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構が委嘱した普及推進員等が各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った。 4月～3月の未加入企業訪問数 12,231件 普及推進員等人数 55人（5～6月、1～3月は54人） 平均訪問数 18.7件 ・無料相談対象地域及び対象地域以外において事業所訪問活動を実施した（641所）（内訳 首都地域 354所、東海地域 73所、近畿地域 123所、その他 91所） ・無料相談対象地域に各都道府県の県庁所在地及びその周辺を含め、対象地域を拡大し、ホームページ上の訪問相談申込書に反映させた。 ・未加入事業所を対象に一般制度説明会・個別相談会を開催した（15回、600所、724人、個別相談会80所）。なお、欠席事業所に対し、資料を送付。 ・制度説明会参加事業所について、概ね2か月経過時に未加入事業所に対し訪問、電話又は文書によりフォローアップを実施（253事業所） <p>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定期間追加加入のない事業所を対象に追加申込書を送付した。 4月～3月累計 33,578件 ・活動拠点ごとに、今後の方策を検討するために、定例の打ち合わせ会議を行った。 首都地域 11回 東海地域 11回 近畿地域 10回（台風により8月中止） ・今後の加入促進活動強化にあたり、特別相談員・普及推進員との意見交換と情報・認識共有、連携・支援体制の強化等を図るため、全国会議を開催した（11/8～11/9） 		
--	--	--	--	---	--	--

	<p>事業主に対する加入促進を行う。</p> <p>既加入事業主に対し、文書等により追加加入促進を定期的に行う</p> <p>厚生労働省の支援を得つつ、関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所に加入促進関係の活動拠点を置き、大都市（首都地域、東海地域及び近畿地域）での加入促進を強化する。</p> <p>厚生労働省の支援を得つつ、今後とも高い成長が見込まれる分野及び未だ加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体の協力を得て、普及推進員等を活用し、加入勧奨を図る。</p> <p>各地域における加入勧奨については、時々の状況を踏まえ、重点とする業種及び事業主団体を定めるなど、効率的かつ効果的な対策を定め取り組む。</p> <p>地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入勧奨の要請を行う。</p> <p>八 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p>	<p>加入手続の促進を図る。</p> <p>）機構から加入促進業務を受託した事業主団体等と連携を図り個別事業主に対する加入促進として以下の取組を行う。</p> <p>既加入事業主に対し、追加申込書を配布するなどして追加加入手続を促進する。</p> <p>厚生労働省の支援を得つつ、関係機関等との連携の下、全国的な加入促進活動を展開するとともに、大都市（首都地域、東海地域及び近畿地域）については重点的な加入促進施策を実施する。</p> <p>今後とも高い成長が見込まれる分野及び未だ加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体の協力も得て、加入勧奨を行う。</p> <p>地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、加入勧奨への協力を要請する。</p>		<p>・地域に密着した金融機関を定期的に訪問して金融機関による加入勧奨を依頼した（40件）。</p> <p>八 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>）都道府県労働局を訪問し、説明会等での時間の確保及びパンフレットの机上配布を依頼した（47都道府県）。</p> <p>・厚生労働省より紹介いただき、一般財団法人女性労働協会が実施する「中小企業のための女性活躍推進事業」の説明会でパンフレット（ダイジェスト版おしらせ）を配布（7月～8月開催分として450部送付済）。</p> <p>・厚生労働省に協力いただき、厚生労働省が東京リーガルマインド（LEC）に運営を</p>		
--	--	---	--	---	--	--

	<p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p>	<p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>）厚生労働省の関係機関が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の周知広報及び加入勧奨を行う。</p> <p>）都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p> <p>）中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報活動への協力を要請する。</p> <p>）独立行政法人中小企業基盤整備機構等が開催するベンチャー企業・新規創業企業等を対象としたイベント等へ資料の設置を依頼する一方、当機構でも同機構等からの同様の要請に応</p>		<p>委託したセミナーで中退共ちらしを配布いただいた（11,000部）。</p> <p>・労働局・労働基準監督署等が主催する会議等で周知広報を行った（茨城県 1回）</p> <p>）都道府県及び市区町村が開催する会議等で、制度の周知広報を行った（50回） （内訳 東京都 36回、石川県 13回、大分県 1回）</p> <p>）中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を行った（22回） 内訳 労働保険事務組合連合会 8回 商工会 2回 青色申告会連合会 5回 勤労者福祉サービスセンター 2回 その他の団体 5回</p> <p>） 独立行政法人中小企業基盤整備機構主催の「新価値創造展」(11/14～16開催)の会場へ資料(ちらし)を設置(出展企業約670社) ・東京都主催の「産業交流展」(11/14～16開催)の会場へ資料(おしらせ)を設置(出展企業約800社)</p> <p>二 集中的な加入促進対策の実施 10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、次のような活動を行った。</p> <p>） 30年度版のポスター・ちらしを作成し、関係機関及び事業主団体等へ配布した。 ポスター：16,518枚、ちらし：540,920枚</p>		
--	---	---	--	--	--	--

	<p>設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。</p>	<p>じるなど、関連機関と協力して制度の周知広報活動を実施する。</p> <p>二 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、次のような活動を行う。</p> <p>）ポスター・パンフレット等の広報資料を作成、配布する。</p> <p>）周知広報活動等の集中的展開を実施する。</p>		<p>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省から関係省庁、都道府県知事、都道府県労働局長及び主な委託団体、金融機関等の上部団体に月間の協力依頼を通知した（129件）。 ・関係機関等に月間の協力依頼文書を送付した（8,294件）。 ・事業主団体等に対し、理事長及び本部長によるトップセールスを実施した（22団体）。 ・月間協力依頼のため、職員及び普及推進員等が関係機関等を直接訪問し協力を依頼した。 <p>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主団体等に対し、理事長及び本部長によるトップセールスを実施した（5団体）。 ・関係機関等に対して広報誌等への無料記事掲載依頼を送付した（6,401件）。 ・職員及び普及推進員等が事業主団体等を直接訪問し掲載を依頼した（1,935件）。（内訳 職員 84件、普及推進員 1,851件） <p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実に働きかけた（訪問件数 64件）。 ・新たに助成自治体となった地方公共団体（2自治体） 鹿沼市（栃木県） 東京都（東京都） <p>加入促進対策の検証と見直し</p> <p>委託事業主団体等からの意見・要望の検討をし、新規申込書の一部変更を実施した。またその他の意見・要望についても、引き続き検討する。</p>		
	<p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実に働きかける。</p> <p>加入促進対策の検証と見直し</p> <p>講じた加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、ホームページや相談センター、各コーナーに寄せられた意見・要望、さらには、各種</p>	<p>）6月をサブ月間と位置づけ、関係機関等に対して加入促進協力依頼及び広報誌等への記事掲載依頼を行う。</p> <p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>地方公共団体等に対し、独自の掛金の助成・補助制度の導入・拡充に働きかける。</p>				

<p>(4) サービスの向上</p> <p>業務処理の効率化</p> <p>加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。</p> <p>また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。 <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>前中期目標の</p>	<p>アンケートや中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。</p> <p>効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>加入目標数</p> <p>最近における加入状況、財務内容及び中小企業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームペー</p>	<p>加入促進対策の検証と見直し</p> <p>ホームページや相談センター、各コーナーに寄せられた意見・要望及び各種アンケート等による意見・要望、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体等からの機構の業務運営に対する意見・要望等を積極的に収集し、加入促進対策の効果の分析・検証を行う。</p> <p>効果の分析・検証結果を踏まえ、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>加入目標数</p> <p>平成30年度に新たに加入する被共済者数の目標を、34万3,000人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化</p>	<p>< 定量的指標 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ・毎年度、ホームページの閲覧者の満足度(参考になった割合)を80%以上とすること。 ・ホームページへのアクセス件数を、毎年度115万件以上とすること。 ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種 	<p>加入目標数</p> <p>加入目標数 343,000 人に対し、加入実績は 31 年 3 月末で 377,908 人となり、加入目標数を達成した。なお、達成度は 110.2% である。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>業務処理の効率化</p> <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入証明電子申請・自動交付システムについて、郵送による交付依頼者に対し引き続き電子申請・自動交付システムの周知と利用勧奨を行った(電子申請率 91.3%)。 ・コールセンター業務にかかる総合評価落札方式による入札を実施し業者を決定した(11/12)。 ・コールセンターシステムネットワーク設備構築及び保守の入札を実施し業者を決定した(10/10)。 ・退職金等請求時の添付書類について、手続負担軽減の観点から、退職金等を請求する際に添付する本人等確認用書類の見直しを実施した。 <p>具体的には、マイナンバー制度における添付書類(番号入り住民票)を兼用することで、提出する添付書類の内容を簡素化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年10月の発送分をもって「掛金等の振替結果のお知らせ」ハガキの定期発送が終了することに伴い「通知文書」を共済契約者及び関係機関等に対し送付した。また、平成31年1月発送分より取扱いが「定期発送方式」から「申請方式」へ変更となるため、「掛金等の振替結果発行依頼書」をホームページに掲載するとともに、その到着状況もホームページに掲載した。 <p>変更後の発送件数</p> <p>平成31年1月発送分： 8,210 件</p> <p>申出遅延対応分：1/31 発送：239 件</p> <p>3/1 発送：298 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月の元号改正を控え、現行共済手帳のまま使用する「掛金月額変更申込書」、「被共済者退職届」の記入方法について、ホームページに掲載した(2/1)。 また、電話問い合わせ等へのFAQを作成し、コールセンターを含む本部内に周知した。 ・口座振替事務代行業者と各金融機関で行っているデータの授受方式を記録媒体(CM 				<ul style="list-style-type: none"> ・退職金給付に当たり、厳正な審査を実施しつつ、受付日から18業務日以内(退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。)に全数退職金支給を行った。 ・ホームページの閲覧者の満足度(Q&Aにおける参考になった割合)は以下のとおりであり、80%以上となった。 ・参考になった 701(87.0%) ・どちらでもない 37(4.6%) ・ならなかった 68(8.4%) ・30年度における中退共ホームページへのアクセス数は1,414,635 			
--	---	---	---	--	--	--	--	---	--	--	--

<p>水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。</p> <p>前中期目標期間（2013（平成25）～2017（平成29）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（暦日）25日</p> <p>情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>相談コーナー及びホームページにおける相談内容及び意見・苦情等のほか、ホームページ閲覧者等の満足度調査の結果を、コールセンター等の相談業務及びホームページのコンテンツの</p>	<p>ジから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>□ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給する。</p> <p>情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</p>	<p>を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その進捗管理と見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページの一段の活用を検討し、実施可能なものについては実施する。</p> <p>□ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施</p>	<p>統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。</p> <p><その他の指標> > なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを実施しているか。</p>	<p>T及びDVD)から伝送方式へ変更を行った。3月末現在：30行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約業務（新規契約申込書・追加契約申込書）に係る文書の受入・開封及び審査業務等の迅速化を企図し、1月から新規申込書を加え業務委託契約を更新した。 ・中退共ホームページからのダウンロードにて提供している加入者が行う申出手続について、様式変更を下記のとおり進めた。 <ul style="list-style-type: none"> 直接入力可能なフォーマットに変更 ・様式2：掛金前納申出書 ・様式3：未納正当理由申立書 ・様式5：掛金納付月数通算申出書 ・様式6：傍系企業間の移籍・企業合併・企業分割による契約継続申出書 企業分割による契約継続申出書 ・様式12：中小企業者でなくなったことの届新に「掛金納付再開申出書」を掲載した。 ・平成28年4月1日施行の特退共廃止団体からの資産移換に伴い、特例掛金月額利用の被共済者に係る経過措置期間満了時の増額月変について、対象被共済者のいる事業所への事前通知を含めたシステム開発に着手した。 ・各金融機関に対し、掛金振替時に通帳などに表示される摘要文字の変更（チュウタイキョウカケキンまたは中退共掛金）を依頼し、統一を図った。 <p>□ 退職金給付に当たり、厳正な審査を実施しつつ、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給した。</p> <p>情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ i)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページのQ & Aについて、基金及び廃止特退共に係る制度間移換に関する項目の追加及び現行記載内容の修正を含め全体的な見直しを行い、内容の充実を図った。 <p>平成30年10月の発送分をもって定期発送の廃止が決定した「掛金等の振替結果のお知らせ」ハガキについては、廃止の事前告知や、問合せ用窓口の開設などきめ細かな対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017.4月版以前の新規退職金共済契約申込書を使用して加入申込みを行った共済契約者について、周知文書を送付した（平成30年9月5日手帳作成日の新規共済契約者～）。 ・通知文を4月に【掛金納付状況票及び退職金試算票】に同封の上送付し、7月にも共済契約者及び関係機関等に対し送付した。 	<p>件となり、115万件以上となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態調査により加入者から意見、要望を収集するとともに業務委託先からの意見、要望の聴取や外部の有識者で構成する中退共・特退共同参加会での審議内容等を踏まえ、業務運営上の改善策を検討した。 <p><評価の視点に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、以下のとおり見直しを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・退職金等請求時の添付書類について、手続負担軽減の観点から、退職金等を請求する際に添付する本人等確認用書類の見直しを実施した。具体的には、マイナンバー制度における添付書類（番号入り住民票）を兼用することで、提出する添付書類の内容を簡素化した。 ・契約業務（新規契約申込書・追加契約申込書）に係る文書の受入・開封及び審査業務等の迅速化を企図し、1月から新規申込書を加え業務委託契約を更新した。 ・5月の元号改正を控え、現行共済手帳のまま使用する「掛 	
---	---	--	---	--	---	--

<p>改善に反映させること等により、相談業務及び情報提供の質を向上させること。</p> <p>また、2018（平成30）年5月から施行される確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となること等について、2018（平成30）年度に周知広報を実施するとともに、2019（平成31）年度以降も適切に相談に応じること。</p> <p>【指標】 ・毎年度、ホームページの閲覧者の満足度（参考になった割合）を80%以上とすること。 ・ホームページの中退共制度の情報へのアクセス件数を、毎年度115万件以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 ・前中期目標期間中における類似の満足度調査結果等の水準を踏まえ、従来の調査の範囲を広げることも考慮した指標を設定することとする。</p>	<p>イ 加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、Q & Aに反映するほか、閲覧者の評価や要望なども活用してホームページコンテンツの一層の充実を図る。これにより、毎年度、ホームページの閲覧者の満足度（参考になった割合）を80%以上とするとともに、アクセス件数を毎年度115万件以上とする。</p> <p>ロ 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応</p>	<p>しつつ、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給する。</p> <p>情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ) 加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図りホームページ等のQ & Aに反映する。</p> <p>ロ) ホームページ閲覧者の評価や要望なども活用し、ホームページコンテンツの一層の充実を図る。</p> <p>ハ) ホームページ閲覧者の満足度（参考になった割合）を80%以上とするとともに、アクセス</p>	<p>・相談コーナー及びホームページにおける相談内容及び意見・苦情等の結果をコールセンター等の相談業務及びホームページのコンテンツの改善に反映させること等により、相談業務及び情報提供の質を向上させたか。</p> <p>・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。</p>	<p>・定期発送から申出制への取扱変更のため新方式への「発行依頼書」をホームページへ掲載し、「掛金等の振替結果発行依頼書」の到着状況についてもホームページに掲載した。</p> <p>イ) (再掲) ・中退共ホームページからのダウンロードにて提供している加入者が行う申出手続きについて、様式変更を下記のとおり進めた。 直接入力可能なフォーマットに変更 ・様式2：掛金前納申出書 ・様式3：未納正当理由申立書 ・様式5：掛金納付月数通算申出書 ・様式6：傍系企業間の移籍・企業合併・企業分割による契約継続申出書 ・様式12：中小企業者でなくなったことの届</p> <p>新たに「掛金納付再開申出書」を掲載した。</p> <p>・平成28年4月1日施行の特退共廃止団体からの資産移換に伴い、特例掛金月額利用の被共済者に係る経過措置期間満了時の増額月変について、対象被共済者のいる事業所への事前通知を含めたシステム開発に着手した。</p> <p>ロ) 中退共ホームページ上のQ & Aの実態を把握するため、Q & Aに対する意見を集計した。 ・参考になった 701(87.0%) ・どちらでもない 37(4.6%) ・ならなかった 68(8.4%)</p> <p>・30年度における中退共ホームページへのアクセス数は1,414,635件であった。</p> <p>ハ) ・相談業務における各本部の対応マニュアルの実態を把握するため、ホームページからのご意見ご質問及びご利用者の声を基に相談業務の満足度を集計し、各本部に周知している。 ホームページからのご意見ご質問 1,232件 ご利用者の声（相談センター・各コーナー来訪者） 回答144 お礼意見10 苦情意見4 相談用件179</p> <p>・個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービスの向上を図った（コールセンター完結率68.3%）。 ・相談業務について懇切丁寧な対応を行うとともに基本対応マニュアルの見直しのため関係部署とヒアリングを実施した。 ・お客様サービスの更なる向上の観点から、コールセンターで対応している相談内容の充実と知識の定着を実施。 ・お客様サービスの一層の向上を図るため、原課職員を対象にコールセンターでの電話対応等の講習を実施した（11/28～29 参加者9名）。</p> <p>ハ</p>	<p>金月額変更申込書」、「被共済者退職届」の記入方法について、ホームページに掲載した。</p> <p>・口座振替事務代行業者と各金融機関で行っているデータの授受方式を記録媒体（CMT及びDVD）から伝送方式への変更について、変更金融機関の拡大を図った（30行拡大）。</p> <p>・中退共ホームページからダウンロード可能な書式について、PC上で直接入力可能なフォーマットへ様式を変更した。</p> <p>・相談業務について懇切丁寧な対応を行うとともに基本対応マニュアルの見直しのため関係部署へのヒアリングを実施した。 ・お客様サービスの更なる向上の観点から、コールセンターのマニュアルを見直し、コールセンターで対応可能な相談内容の範囲を拡大した。また、オペレーターの知識の拡充・定着を図るため、研修・マニュアルの内容改善を実施。</p> <p>・加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体や有識者等から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。 また、加入事業主を対象に「退職金制度等の実態に関する調査」を実施し中退共制度の意</p>	
---	---	---	---	---	---	--

<p>類似の満足度調査結果（Q & A 閲覧者が「参考になった」とした割合（2013（平成25）～2016（平成28）年度平均）：約86% 前中期目標期間中（2013（平成25）～2016（平成28）年度）における平均アクセス件数：1,156,817 件</p> <p>積極的な情報の収集及び活用</p> <p>加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。</p> <p>【指標】 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。</p>	<p>例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。さらに、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、コールセンターでのワンストップサービスの充実を図る。</p> <p>ハ 2018（平成30）年5月から施行される確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となること等について、2018（平成30）年度に周知広報を実施するとともに、2019（平成31）年度以降も適切に相談に応じる。</p> <p>積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p>	<p>件数を115万件以上とする。</p> <p>ロ 相談業務については、相談者の満足度や意見・要望を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。さらに、コールセンターについては、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行うとともに、ワンストップサービスの充実を図る。</p> <p>ハ 2018（平成30）年5月から施行される確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となること等について、周知広報を実施する。</p> <p>積極的な情報の収集及び活用</p>	<p>・2018（平成30）年5月から施行された確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となること等について、周知用のちらしを作成しホームページに掲載した。</p> <p>・法改正の概要を説明した冊子「中小企業退職金共済制度の改正内容」を作成するとともに関係機関（都道府県、委託事業主団体、委託保険会社）に配付し周知広報を図った。また、同様のものをホームページに掲載し共済契約者及び被共済者に対し周知を行った。</p> <p>積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体や有識者等から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。例えば下記のような意見が多く聞かれた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懲戒解雇等による退職金の100%減額(不支給)の増設 ・掛金月額の種類の拡大(上限、下限とも) ・「加入申込書」をホームページからダウンロード利用 ・退職金請求手続きの簡素化 <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計をホームページに掲載した。</p> <p>ハ 「退職金実態調査」について、10月に既加入事業主を対象とした調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象：6,000事業所 ・有効回答数：3,228事業所 ・有効回答率：53.8% <p>調査結果の報告書については、概要版をホームページで公表した。</p>	<p>見・要望などを把握した。</p> <p>制度面での要望については厚生労働省と情報を共有し、手続き等業務運営上の要望については、関係部署と検討し、改善を図った（退職金等請求時の添付書類見直しや、ホームページからダウンロード可能な書式のフォーマット変更等を実施）。</p> <p><業務運営上の課題及び改善方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速な事務処理を継続させつつ、より一層の事務処理の改善を行い、業務効率化に取り組む必要がある。 <p><平成29年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職金給付業務においては、退職金等請求時の添付書類について、手続負担軽減の観点から、退職金等を請求する際に添付する本人等確認用書類の見直しを行い、契約業務においては、事務処理効率の改善、迅速化を企図し、新規契約申込書に係る文書の受入・開封及び審査業務等の業務委託を開始した（追加契約申込書に係る業務委託は既実施）。
---	---	--	---	--

<p>[目標設定等の考え方] 中退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。</p>	<p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、中退共事業に対する要望・意見を随時調査等する。</p> <p>ハ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>	<p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体や有識者等から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、中退共事業に対する要望・意見を随時調査する。</p> <p>ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、サービス向上を図る。</p>									
---	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1	2	退職金共済事業 2 建設業退職金共済事業	
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること(厚生労働省 政策体系 基本目標 -施策大目標 4-2)	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度 高】 (1) 資産の運用 資産運用の目標 健全な資産運用等</p> <p>【指標】 委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率)を確保すること。</p> <p>(理由) 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから。</p> <p>【難易度 高】 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 長期未更新者数の縮減等のための取組</p> <p>【指標】 長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p> <p>中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。</p> <p>(理由) 建設業における期間労働者については、建設工事全体の中の特定の専門工事に従事するため現場を転々と移動する場合も多く、雇用の流動性が高いこと、重層下請構造により雇用関係が複雑であること等から建設事業者による雇用管理の取組が容易でない実態があること等から、長期にわたり、労働者の住所及び勤務先を把握し続けることが難しいため。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット(アウトカム)情報							主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標	達成目標	30年度		31年度		2年度		3年度		4年度			
委託運用部分における複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率)	複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率)を確保	国内債券		国内債券		国内債券		国内債券		国内債券			
		給付経理	特別給付経理										
		0.15%	0.33%										
		国内株式		国内株式		国内株式		国内株式		国内株式			
		給付経理	特別給付経理										
		1.80%	7.81%										
		外国債券		外国債券		外国債券		外国債券		外国債券			
給付経理	特別給付経理												
0.26%	0.02%												
外国株式		外国株式		外国株式		外国株式		外国株式					
給付経理	特別給付経理												
0.56%	0.54%												
合計		合計		合計		合計		合計					
給付経理	特別給付経理												
0.50%	0.97%												
		予算額(千円)		30年度		31年度		2年度		3年度		4年度	
		60,220,562											
		決算額(千円)		54,747,072									
		経常費用(千円)		75,178,604									
		経常利益(千円)		65,400,189									
		行政サービス実施コスト(千円)		11,123,359									

長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点で、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	実施済						従事人員数	49				
中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	平成29年度末 369,592人	-											
共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行う	毎年度 1回以上	1回											
同上【達成度】		【100.0%】											
中期目標期間中の新規被共済者目標数	542,000人以上	30年度目標数 112,000人											
新規被共済者数【達成度】		108,728人 【97.1%】											
目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から 22業務日以内に 全数支給	100.0%											
ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数	毎年度 66万件以上	749,129件											
同上【達成度】		【113.5%】											
加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度 1回以上	1回											
同上【達成度】		【100.0%】											

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>2 建設業退職金共済事業</p> <p>機構は、建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業に係る業務に関し、近年の建設技能労働者の高齢化や人手不足の深刻化といった建設業界を取り巻く課題を踏まえ、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び建設業を営む界中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。</p>	<p>2 建設業退職金共済事業</p>	<p>2 建設業退職金共済事業</p>		<p>2 建設業退職金共済事業</p>	<p>< 評価と根拠 > 評価：B 定量的指標のうち、共済証紙の適正な貼付に向けた取組、「サービスの向上」に係る3指標については何れも目標を達成している。 また、「資産の運用」に関しては、委託運用部分について、外的要因により、主に国内株式の個別銘柄選択効果がマイナスに寄与したため、給付経理、特別給付経理ともに複合ベンチマーク収益率を下回ったものの、運用状況については定期的に資産運用委員会に報告し、適切との評価を得た。 なお、この運用実績がベンチマークを下回った運用委託先に対し、原因の報告及びリスク管理体制等に関するヒアリングを行い、改善策等を提案させた。 一方、未達であった定量的指標のうち加入目標については、関係官公庁及び関係事業主団体への広報資料備付依頼・広報誌への記事掲載依頼による周知広報活動、企業訪問や各種会議・研修会における加入勧奨等の例年の施策に加え、未加入事業所に対して、経営事項審査データを活用して対象事業所を抽出し、ダイレクトメールによる加入勧奨を新たに実施したものの、自然災害の多発という一時的要因に加え、公共事業受注高が対前年度より縮小したこと等、外的要因の影響により被共済者の加入が伸び悩んだことが考えられるが、</p>	<p>評価</p>	

<p>(1) 資産の運用</p> <p>資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に建退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とすること。</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保する。</p> <p>健全な資産</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保する。</p> <p>健全な資産</p>	<p>< 定量的指標 ></p> <p>・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保すること。</p> <p>< その他の指標 ></p> <p>なし</p> <p>< 評価の視点 ></p> <p>・運用受託機関による運用状況を適時適切に点検しているか。</p> <p>・ベンチマーク収益率が確保出来ない場合、原因を分析</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>資産運用の目標</p> <p>平成30年度は、米中貿易摩擦を背景とした先行き不透明感の高まり等から国内株式相場が下落したことを主因に委託運用部分の利回りが低下した。また、自家運用においては、金利低迷の継続により、利回りが低下したことに伴い収益が減少した。</p> <p>資産運用の実績は</p> <p>資産残高 給付経理 987,343百万円、特別給付経理 31,952百万円 運用収入 給付経理 8,460百万円（運用費用控除後） 特別給付経理 178百万円（運用費用控除後）</p> <p>決算利回り 給付経理 0.86%、特別給付経理 0.55%である。</p> <p>委託運用部分について、各資産収益率のベンチマーク対比は、以下のとおりであり、給付経理、特別給付経理ともに複合ベンチマーク収益率を下回った。</p> <p>平成30年度末（通期）</p> <table border="1" data-bbox="1083 766 2033 955"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">給付経理</th> <th colspan="3">特別給付経理</th> </tr> <tr> <th>時間加重収益率</th> <th>ベンチマーク収益率</th> <th>超過収益率</th> <th>時間加重収益率</th> <th>ベンチマーク収益率</th> <th>超過収益率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>2.04%</td> <td>1.89%</td> <td>0.15%</td> <td>2.23%</td> <td>1.89%</td> <td>0.33%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>△6.83%</td> <td>△5.04%</td> <td>△1.80%</td> <td>△12.84%</td> <td>△5.04%</td> <td>△7.81%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>2.72%</td> <td>2.46%</td> <td>0.26%</td> <td>2.49%</td> <td>2.46%</td> <td>0.02%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>9.58%</td> <td>10.14%</td> <td>△0.56%</td> <td>9.60%</td> <td>10.14%</td> <td>△0.54%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.21%</td> <td>1.70%</td> <td>△0.50%</td> <td>0.82%</td> <td>1.79%</td> <td>△0.97%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1083 1029 2033 1249"> <thead> <tr> <th rowspan="2">超過収益率</th> <th colspan="5">給付経理</th> <th colspan="5">特別給付経理</th> </tr> <tr> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><評価>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国内債券</td> <td>0.34%</td> <td>0.59%</td> <td>0.16%</td> <td>0.24%</td> <td>0.15%</td> <td>0.29%</td> <td>0.26%</td> <td>0.18%</td> <td>0.37%</td> <td>0.33%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>△1.17%</td> <td>0.85%</td> <td>0.75%</td> <td>2.05%</td> <td>△1.80%</td> <td>3.81%</td> <td>4.22%</td> <td>△2.10%</td> <td>11.13%</td> <td>△7.81%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>0.05%</td> <td>0.16%</td> <td>△0.23%</td> <td>0.53%</td> <td>0.26%</td> <td>0.01%</td> <td>0.02%</td> <td>△0.43%</td> <td>△0.19%</td> <td>0.02%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>△0.06%</td> <td>0.14%</td> <td>0.95%</td> <td>0.40%</td> <td>△0.56%</td> <td>△1.45%</td> <td>△2.66%</td> <td>0.57%</td> <td>2.56%</td> <td>△0.54%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0.33%</td> <td>0.28%</td> <td>0.12%</td> <td>0.63%</td> <td>△0.50%</td> <td>0.64%</td> <td>0.49%</td> <td>△0.24%</td> <td>1.78%</td> <td>△0.97%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成28年度から新評価基準</p> <p>基本ポートフォリオの検証</p> <p>基本ポートフォリオの検証を行い、下方リスクが許容範囲内に収まっていることや、効率性の顕著な低下がみられない事が確認された。この検証結果を踏まえ、「資産運用委員会」に諮り、現行の基本ポートフォリオを継続することとした。ただし平成31年度に予定している財政検証の結果を踏まえ、基本ポートフォリオの見直しに着手していくことで判断を了承された。</p> <p>健全な資産運用等</p>		給付経理			特別給付経理			時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	国内債券	2.04%	1.89%	0.15%	2.23%	1.89%	0.33%	国内株式	△6.83%	△5.04%	△1.80%	△12.84%	△5.04%	△7.81%	外国債券	2.72%	2.46%	0.26%	2.49%	2.46%	0.02%	外国株式	9.58%	10.14%	△0.56%	9.60%	10.14%	△0.54%	合計	1.21%	1.70%	△0.50%	0.82%	1.79%	△0.97%	超過収益率	給付経理					特別給付経理					H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	<評価>※											国内債券	0.34%	0.59%	0.16%	0.24%	0.15%	0.29%	0.26%	0.18%	0.37%	0.33%	国内株式	△1.17%	0.85%	0.75%	2.05%	△1.80%	3.81%	4.22%	△2.10%	11.13%	△7.81%	外国債券	0.05%	0.16%	△0.23%	0.53%	0.26%	0.01%	0.02%	△0.43%	△0.19%	0.02%	外国株式	△0.06%	0.14%	0.95%	0.40%	△0.56%	△1.45%	△2.66%	0.57%	2.56%	△0.54%	合計	0.33%	0.28%	0.12%	0.63%	△0.50%	0.64%	0.49%	△0.24%	1.78%	△0.97%	<p>その状況の中、達成度は97.1%であった。</p> <p>なお、今後の追加対策案として、2019年4月より、新たな在留資格の導入による外国人就労者の拡大が見込まれることから、外国人就労者に向けた効果的な加入促進対策を実施していく。</p> <p>以上を総合的に勘案してB評価とする。</p> <p>・委託運用部分について、外的要因により、主に国内株式の個別銘柄選択効果がマイナスに寄与したため、給付経理、特別給付経理ともに複合ベンチマーク収益率を下回ったものの、運用状況については定期的に資産運用委員会に報告し、適切との評価を得た。（再掲）</p> <p>< 評価の視点に対する措置 ></p> <p>・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、四半期毎にミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。</p> <p>・また、運用受託機関には「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。</p> <p>・運用成績がベンチマークを下回った運用委託先に対しては、原因の報告に加え、リスク管理体制</p>
	給付経理			特別給付経理																																																																																																																																								
	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率																																																																																																																																						
国内債券	2.04%	1.89%	0.15%	2.23%	1.89%	0.33%																																																																																																																																						
国内株式	△6.83%	△5.04%	△1.80%	△12.84%	△5.04%	△7.81%																																																																																																																																						
外国債券	2.72%	2.46%	0.26%	2.49%	2.46%	0.02%																																																																																																																																						
外国株式	9.58%	10.14%	△0.56%	9.60%	10.14%	△0.54%																																																																																																																																						
合計	1.21%	1.70%	△0.50%	0.82%	1.79%	△0.97%																																																																																																																																						
超過収益率	給付経理					特別給付経理																																																																																																																																						
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度																																																																																																																																		
<評価>※																																																																																																																																												
国内債券	0.34%	0.59%	0.16%	0.24%	0.15%	0.29%	0.26%	0.18%	0.37%	0.33%																																																																																																																																		
国内株式	△1.17%	0.85%	0.75%	2.05%	△1.80%	3.81%	4.22%	△2.10%	11.13%	△7.81%																																																																																																																																		
外国債券	0.05%	0.16%	△0.23%	0.53%	0.26%	0.01%	0.02%	△0.43%	△0.19%	0.02%																																																																																																																																		
外国株式	△0.06%	0.14%	0.95%	0.40%	△0.56%	△1.45%	△2.66%	0.57%	2.56%	△0.54%																																																																																																																																		
合計	0.33%	0.28%	0.12%	0.63%	△0.50%	0.64%	0.49%	△0.24%	1.78%	△0.97%																																																																																																																																		

<p>健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるように、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。</p> <p>【指標】</p> <p>委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>基本ポートフォリオについて、建退共事業の運営に必要な利回りを中期的に確保し得るものとした上で、</p>	<p>運用等</p> <p>資産運用は、で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるように、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握する。</p> <p>【重要度高】</p>	<p>運用等</p> <p>イ 資産運用は、で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。</p> <p>）資産運用企画会議の開催</p> <p>資産運用企画会議を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図る。</p> <p>ロ 外部の専門家で構成する「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視のための適切な判断材料を適時適切に提供する。</p> <p>また、平成29年度資産運用結果の内容について、透明性向上の観点から、対外公表内容の改善を図る。</p> <p>）「資産運用委員会」への報告</p> <p>四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び平成29年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告す</p>	<p>し、必要な対応策を講じているか。</p> <p>・資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。</p> <p>・資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させたか。</p> <p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握したか。</p>	<p>イ - 1 . 5月25日開催の第2回資産運用委員会の審議を経て、基本方針の記述を第4期中期計画の目標に合致するよう改正した。</p> <p>イ - 2 . 資産運用委員会に四半期の業務上の余裕金の運用状況を報告し、審議のうえ、了承された（5/25、8/27、11/5、2/4）。</p> <p>（添付資料 平成30年4月から平成31年3月の資産運用実績報告）</p> <p>（添付資料 平成30年度資産運用に関する評価報告書）</p> <p>）資産運用企画会議の開催</p> <p>資産運用企画会議を開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図った。その主な審議・報告内容は次のとおりである。</p> <p>建・清・林合同資産運用企画会議（持ち回り6/27、9/27、12/27、3/27）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用計画 ・基本ポートフォリオ検証に係るスケジュール ・運用状況報告 ・金銭信託の運用結果報告 ・新企業年金保険（一般勘定）委託生命保険会社の平成29年度決算について ・平成29年度株主議決権行使状況の概要 ・新企業年金保険（一般勘定）委託生命保険会社の平成30年度上半期決算について ・有価証券信託の評価・運用状況 ・各経理の定例検証（基本ポートフォリオの検証結果）について ・平成31年度運用方針について <p>建・清合同資産運用企画会議（持ち回り2/27）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金銭信託に係る建退共の受託運用機関のシェア変更について ・運用機関別アセットアロケーションの変更について ・建退共給付経理・特別給付経理金銭信託受託運用機関の評価について <p>中・建・清・林合同資産運用企画会議（持ち回り4/13、5/23）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国債決済期間短縮化に伴う資産運用の基本方針の変更について ・第4期中期目標に沿った資産運用の基本方針の変更について ・平成29年度資産運用状況の機構HP掲載について <p>ロ 資産運用実績に関する定期報告の参考資料の拡充に向け、指標の種類、グラフ等プレゼンテーション方法等について、資産運用委員の助言を得ながら改善を図った。</p> <p>） - 1 . 「資産運用委員会」への報告</p> <p>四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び平成29年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。</p> <p>第1回資産運用委員会（4/16）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・国債決済期間短縮化に伴う資産運用の基本方針の変更について <p>第2回資産運用委員会（5/25）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6経理） ・基本方針の変更について ・平成29年度資産運用結果に対する評価報告書（案）について ・第69回労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会について ・厚労省勤生課長が関係者の認識共有と開示用に取りまとめた文書「中小企業退職 	<p>についての改善策を求め、ヒアリングを行い、その内容について確認を行っている。</p> <p>・資産運用が、資産運用の目標ないし「資産運用の基本方針」に相反しないように、資産運用委員会に四半期の業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告し、審議を受けている。平成30年度の報告は、平成31年度に予定している財政検証の結果を踏まえ、基本ポートフォリオの見直しに着手していくことで判断を了承された。</p> <p>・第2回資産運用委員会の審議を経て、基本方針の記述を第4期中期計画の目標に合致するよう改正した。</p> <p>・資産運用に関する重要事項は、随時資産運用委員会に諮り、審議を経て、了承を得てから実施している。基本ポートフォリオ定例検証や資産運用実績の定期報告等も、分析手法等の改善に向け、経過報告を随時行い、審議の結果を受けて必要な修正を実施した。</p> <p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に掛かる4半期ごとの資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。</p> <p>また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチマーク収益率 ・資産運用企画会議建退共部会資料（運用計
---	--	---	--	---	--

<p>委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。</p> <p>【重要度 高】 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。</p>		<p>る。</p> <p>）情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び平成29年度資産運用結果をホームページに公表する。</p> <p>）厚生労働省への情報提供 予定運用利回り等の検討に資するよう、資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を定期的に提供するほか、随時の説明</p>	<p>金共済制度に関わる各機関の役割分担と連携等について」の説明 第3回資産運用委員会（6/18） ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・平成29年度資産運用結果に対する評価報告書（案）について 第4回資産運用委員会（8/27） ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6 経 理） ・基本ポ - トフォリオ検証における金融変数について 第5回資産運用委員会（10/5） ・資産運用委員会議事録の確認 第6回資産運用委員会（11/5） ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6 経 理） ・基本ポ - トフォリオ検証方法の決定 第7回資産運用委員会（12/17） ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・各経理の定例検証について ・平成30年度スチュワ - ドシップ活動状況の概要 第8回資産運用委員会（2/4） ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6 経 理） ・平成29年度資産運用結果に対する報告について ・建退共の財務状況、資産運用等について</p> <p>） - 2 . 「資産運用委員会」において、平成29年度中の運用業務について、「資産運用の基本方針」に沿った資産運用が行われているかを中心に審議を受け、適切との評価を受けた。その審議内容と評価結果については、独法評価に関する有識者会議への提出資料としてまとめられた（5/25、6/18）。</p> <p>）情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況をホームページに公表した。その主な対外公表内容は次のとおりである。 ・資産運用委員会議事要旨（平成29年度第5回～第7回及び平成30年度第1回～第6回） ・運用実績及び運用資産の構成状況（平成30年3月末、6月末、9月末、12月末） ・平成29年度資産運用残高及び利回り状況等 ・スチュワ - ドシップ活動状況の概要（平成29年7月～平成30年6月） ・平成29年度資産運用結果報告</p> <p>）厚生労働省への情報提供 厚生労働省へ提供した主な資料は次のとおりである。 ・ベンチマーク収益率 ・資産運用企画会議建退共部会資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等）</p> <p>八 資産運用実績に関する定期報告の参考資料の拡充に向け、指標の種類、グラフ等プレゼンテーション方法等について、資産運用委員の助言を得ながら改善を図っ</p>	<p>画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等）</p>	
--	--	---	---	---------------------------------	--

<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>建退共事業における過去3年以上手帳更新を行っていない被共済者(以下「長期未更新者」という。)のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <p>長期未更新者数の縮減等のための取組</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。</p> <p>ロ 共済手帳の更新時において被共済者の住</p>	<p>や情報提供要請にも積極的に対応する。</p> <p>八 「資産運用委員会」の審議の結果を事後の資産運用に反映させる。</p> <p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組等</p> <p>建退共事業における過去3年以上手帳更新を行っていない被共済者(以下「長期未更新者」という。)のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <p>長期未更新者数の縮減等のための取組</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。</p> <p>ロ 共済手帳の更新時において</p>	<p>や情報提供要請にも積極的に対応する。</p> <p>八 「資産運用委員会」の審議の結果を事後の資産運用に反映させる。</p> <p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組等</p> <p>建退共事業における過去3年以上手帳更新を行っていない被共済者(以下「長期未更新者」という。)のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <p>長期未更新者数の縮減等のための取組</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。</p> <p>ロ 共済手帳の更新時において</p>	<p>< 定量的指標 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度1回以上、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行うこと。 <p>< その他の指標 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なし <p>< 評価の視点 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。 ・ 被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止したか。 ・ 重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施しているか。 ・ ホームページ等を活用し、共 	<p>た。(再掲)</p> <p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組等</p> <p>建退共事業における過去3年以上手帳更新を行っていない被共済者(以下「長期未更新者」という。)のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <p>長期未更新者数の縮減等のための取組</p> <p>イ 新規加入の被共済者に対して、機構から直接、建退共制度に加入した旨を通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化した。</p> <p>通知件数 108,728人</p> <p>ロ 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握するため、共済手帳更新申請書の住所欄情報をデータベース化した。</p> <p>更新件数 629,284人</p> <p>また、住所情報を把握していない被共済者について、最終更新契約者に対し住所情報提供を依頼するためシステム改修の必要性及び対象者の抽出方法について検討した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門誌、広報誌等に掲載し、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行った。 <p>< 評価の視点に対する措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請した。 ・ 被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した。 ・ 重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施した。 ・ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行っ 	
---	--	--	--	--	--	--

<p>により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。</p> <p>【指標】 長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点で、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。 過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移 2014（平成26）年度末 366,821人、2015（平成27）年度末 367,180人、2016</p>	<p>所の把握を徹底し、システムに登録する。</p> <p>八 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>二 被共済者の年齢構成を把握・分析し、長期未更新者のうち75歳に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。 70歳に達した者に対しては、掛金納付状況等の通知を行う。</p>	<p>も被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。 また、住所情報を把握していない被共済者について、最終更新契約者に対し住所情報提供を依頼するためシステム改修を行う。</p> <p>八 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>二 被共済者の年齢構成を把握・分析し、長期未更新者のうち75歳に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。 70歳に達した者に対しては、掛金納付状況等の通知を行う。 さらに、生年月日未設定の者等に対し、手帳更新時に個別の点検を実施するとともに未設定</p>	<p>済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。</p> <p>・就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請したか。</p>	<p>八 長期未更新者調査（平成26年度に手帳更新がされた者のうち、平成29年度末に至るまで手帳更新がされていない者を対象） 調査対象被共済者26,182人のうち、住所判明者17,681人（納付実績12月以上）に対し、退職金請求手続の要請等を行った（2/8）。</p> <table border="1" data-bbox="1092 436 1513 604"> <tr><td>手帳更新した者</td><td>4,062人</td></tr> <tr><td>退職金請求した者</td><td>2,784人</td></tr> <tr><td>就労中と確認できた者</td><td>5,467人</td></tr> <tr><td>住所不明の者</td><td>225人</td></tr> <tr><td>動きのない者</td><td>13,644人</td></tr> </table> <p>二 掛金納付月数24月以上・3年以上未更新で75歳以上80歳以下の者（41,011人）のうち、更新申請書による住所補完等により住所が判明した者（834人）に対する退職金請求手続の要請等を行った（1/9）。</p> <table border="1" data-bbox="1092 940 1513 1087"> <tr><td>手帳更新した者</td><td>24人</td></tr> <tr><td>退職金請求した者</td><td>281人</td></tr> <tr><td>住所不明の者</td><td>40,069人</td></tr> <tr><td>動きのない者</td><td>637人</td></tr> </table> <p>また、掛金納付月数24月以上で70歳及び74歳の者のうち、更新申請書による住所補完等により住所が判明した者（10,630人）に対し掛金納付状況等の通知を行った（2/28）。</p> <p>ホ 平成28年度の長期未更新調査対象者のうち、更に2年間共済手帳の更新等がされていない者（11,005人）のうち、更新申請書による住所補完等により住所判明した者10,169人（納付実績12月以上）に対し退職金請求手続の要請等を行った（10/30）。</p>	手帳更新した者	4,062人	退職金請求した者	2,784人	就労中と確認できた者	5,467人	住所不明の者	225人	動きのない者	13,644人	手帳更新した者	24人	退職金請求した者	281人	住所不明の者	40,069人	動きのない者	637人	<p>た。</p> <p>・就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置を取るよう要請した。</p> <p><業務運営上の課題及び改善方策> これまでの取組を一層進めていく必要があるとともに、より効率的に長期未更新者対策を行うため、住基ネットの活用や被共済者の重複加入の確認に加えて、業界からの引退の意思確認等に係る調査の実施や長期未更新者に係る長期の事務管理コスト削減の検討など、更なる対策の検討と取組が必要である。</p> <p><平成29年度の業務実績の評価結果の反映状況> 長期未更新者対策においては住基ネット及び統計システムを活用し、年齢階層を絞り、業界からの引退の意思確認を行う等、より効率的な取組を実施した。また、平成30年度より新たに、新聞・テレビ等を活用した長期未更新者に対する広報を実施するとともに、専用のフリーダイヤルを設置し、本人からの連絡を促し、請求勧奨を行った。</p>	
手帳更新した者	4,062人																							
退職金請求した者	2,784人																							
就労中と確認できた者	5,467人																							
住所不明の者	225人																							
動きのない者	13,644人																							
手帳更新した者	24人																							
退職金請求した者	281人																							
住所不明の者	40,069人																							
動きのない者	637人																							

<p>(平成28)年度末 368,088人、2017(平成29)年12月末 369,299人</p> <p>【難易度 高】 建設業における期間労働者については、建設工事全体の中の特定の専門工事に従事するため現場を転々と移動する場合も多く、雇用の流動性が高いこと、重層下請構造により雇用関係が複雑であること等から建設事業者による雇用管理の取組が容易でない実態があること等から、長期にわたり、労働者の住所及び勤務先を把握し続けることが難しいため。</p>	<p>ホ 八の要請から2年経過した時点で、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続を取るよう要請する。また、二の75歳に達した者に対する要請から5年を経過した時点で、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金の請求等の手続を取るよう要請するためのシステムを開発する。</p> <p>ヘ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認する。確認の結果、重複があるときは、これを解消するとともに、追加支給を行い、退職金の支給漏れを防止する。</p> <p>ト 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</p> <p>チ 新聞、ホームページその他の幅広い広報媒体を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよ</p>	<p>者については画像情報と照合し情報を補正する。</p> <p>ホ 八の要請(28事業年度実施)から2年経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金の請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ヘ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認する。確認の結果、重複があるときは、これを解消するとともに、追加支給を行い、退職金の支給漏れを防止する。</p> <p>ト 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</p> <p>チ 新聞、ホームページその他の幅広い広報媒体を活用し、共</p>		<table border="0"> <tr> <td>手帳更新した者</td> <td>821件</td> </tr> <tr> <td>退職金請求した者</td> <td>837件</td> </tr> <tr> <td>住所不明の者</td> <td>750件</td> </tr> <tr> <td>動きのない者</td> <td>8,597件</td> </tr> </table> <p>ヘ 新規加入者及び退職者に対する重複チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規加入者に対する重複チェック <p>30年度新規加入者 108,728人 うち重複加入者 2,118人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職者に対する重複チェック <p>30年度退職者 55,996人 うち追加支給者 274人 支給額 73,224千円</p> <p>ト 被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけるための、事業主団体への広報誌掲載依頼、ポスター作成を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部 広告掲載 28件 <p>チ 新聞、ホームページその他の幅広い広報媒体を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p> <p>リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月のマスメディアを活用した広報におけるフリーダイヤル問い合わせ件数は2,010件であり、うち登録件数は1,277件である。退職金請求権利(納付実績12月以上)がある219件(追給を含む)のうち、退職金請求受付件数は121件だった。内訳は長期末更新対象者が46件、それ以外が75件だった(3/31現在) 	手帳更新した者	821件	退職金請求した者	837件	住所不明の者	750件	動きのない者	8,597件		
手帳更新した者	821件													
退職金請求した者	837件													
住所不明の者	750件													
動きのない者	8,597件													

<p>共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <p>過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者への手帳更新等の要請、被共済者の就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付の周知及び受払簿の厳格な審査等により、共済証紙の適正な貼付のための取組を促進すること。</p> <p>【指標】 ・毎年度1回以上、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行うこと。</p> <p>【目標設定等の考え方】 一定期間以上、手帳が更新されていない場合、手帳への共済証紙の貼付が適正に行われていない可能性があることから、</p>	<p>う注意喚起を行う。</p> <p>リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。</p> <p>【難易度高】</p> <p>共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <p>イ 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続きをしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置を取るよう要請する。</p> <p>ロ 毎年度1回以上、専門誌、広報誌等を通じて共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行う。</p> <p>ハ 加入・履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に</p>	<p>済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。</p> <p>共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <p>イ 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続きをしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置を取るよう要請する。</p> <p>ロ 専門誌、広報誌等を通じて共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行う。</p> <p>ハ 加入・履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査</p>		<p>共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <p>イ・点検・措置 過去2年間共済手帳の更新の手続のない共済契約者(13,856事業所)に対し、手帳更新等を要請するとともに履行状況調査を実施した。 ・履行が確認できた契約者(4,163事業所) ・契約を解除した契約者(1,613事業所) ・履行の意思があると回答した契約者(5,424事業所) ・住所不明等(2,656事業所)</p> <p>・次々年度調査 平成28年度調査において、履行の意思があると回答した契約者(6,392事業所)のうち、さらに2年間履行の無い契約者(3,776事業所)を対象に調査を実施し、再度、適切な措置をとるよう要請した。 ・履行確認ができた契約者(1,330事業所) ・契約解除契約者(2,446事業所)</p> <p>ロ 専門誌、広報誌等に掲載し、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行った(「全建ジャーナル」他16誌に28回掲載)。</p> <p>ハ 加入・履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して周知を徹底した。 加入履行証明書発行枚数 98,604枚</p>		
---	---	---	--	--	--	--

<p>過去2年間手帳を更新していない共済契約者に対して、手帳の更新の要請を行うこととする。 就労日数に応じた共済証紙の確実な貼付のため、共済契約者に対して、毎年度1回以上、周知を図ることを指標として設定することとする。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により中期計画に定める効果的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。</p> <p>【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を54万5,000人以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準及び建設技能労働者の減少傾向を踏まえ、指標を設定することとする。 前中期目標</p>	<p>応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して周知を徹底する。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>加入促進対策の実施</p> <p>建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により効果的かつ効果的に以下の対策を講ずる。 建退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレ</p>	<p>すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して周知を徹底する。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>加入促進対策の実施</p> <p>建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により効果的かつ効果的に以下の対策を講ずる。 建退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>) 制度内容・</p>	<p>< 定量的指標 > ・平成30年度における新たに加入する被共済者数の目標を、11万2,000人以上とする。</p> <p>< その他の指標 > なし</p> <p>< 評価の視点 > ・建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、効果的かつ効果的な加入促進対策を講じたか。</p>	<p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>加入促進対策の実施</p> <p>建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により効果的かつ効果的に以下の対策を講じた。 建退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととした。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>) パンフレット・ポスター等の支部、相談コーナー等への備付 あらし 97,811部 建設事業主のみなさま 39,639部 労働者用チラシ 21,250部 学生用チラシ 3,951部 ポスター 13,809部 共済契約者の皆様へ 500部 (注)・備付先には、本部は含まない。</p> <p>引き続きホームページ上で制度紹介用動画を配信。 Youtubeアクセス件数 12,169件</p>	<p>・30年度の加入目標 112,000人に対し、加入実績は108,728人 (年度目標達成率97.1%)</p> <p>< 評価の視点に対する措置 > ・効果的かつ効果的な加入促進対策を講じるため、未加入事業所に対して、経営事項審査データを活用して対象事業所を抽出し、ダイレクトメールによる加入勧奨を新たに実施した。</p>	
--	---	---	--	---	--	--

<p>期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成25）年度～2017（平成29）年度12月末現在）58万465人 建設技能労働者数の推移（2006（平成18）～2016（平成28）年度の1年平均の技能労働者数の減少率） - 1.3%</p>	<p>ット・ポスター等の広報資料を配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用した退職金共済制度の周知広報を実施する。</p> <p>）関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>）工事発注者の協力を得つつ、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。</p> <p>□ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>）機構が委嘱</p>	<p>加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、本部・支部に備え付けて配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用して、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施する。</p> <p>また、制度紹介用動画をホームページ及びYouTube上で配信する。</p> <p>）関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>また、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画を配布する。</p> <p>）工事発注者の協力を得つつ、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。</p> <p>□ 個別事業主に対する加入勧奨等</p>		<p>）関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報資料の窓口備え付け依頼 2,906箇所（6/25） うち 窓口備付 242箇所 ・ 広報記事の掲載依頼 1,789団体（6/25） うち 記事掲載 124団体 ・ 制度紹介用動画（DVD）の配布 10枚 ・ 職業能力開発促進センター（48箇所）訓練センター等（17箇所）に対し、退職金制度の周知のためパンフレットの窓口設置を依頼した。 <p>）工事発注者の協力を得つつ、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要請依頼（6/29） 1,741団体 <p>□ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>）相談員により相談業務を行うとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った。</p> <p>相談対応件数： 7,219件 大手企業への個別訪問： 9社</p> <p>）元請事業所に対し下請事業所が集う安全大会等でパンフレットを配布するよう文書にて協力要請した。</p> <p>（30年度計）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書送付 294社 パンフレット配布（2種） 「建退共制度のあらまし」 26社 20,589部配布 「事業主のみなさま」 21社 19,422部配布 		
---	---	--	--	--	--	--

	<p>した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。</p> <p>）関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得つつ、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、新たに雇用した者の加入手続を必ず行うよう要請する。</p> <p>八 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p>	<p>）機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。</p> <p>）関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得つつ、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、新たに雇用した者の加入手続を必ず行うよう要請する。</p> <p>八 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p> <p>）地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行った。</p> <p>）厚生労働省及び都道府県労働局が主催する各種会議等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行う。</p>	<p>P D F 配布 「事業主のみなさま」 13社 1,345部配布</p> <p>・個別訪問 14社 パンフレット配布 6社 3,950部配布</p> <p>八 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。</p> <p>）地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行った。 (7回)</p> <p>）厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した。 (12回)</p> <p>）都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した。 (122回)</p> <p>）中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請した。 (235回)</p> <p>二 集中的な加入促進対策の実施 10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省・国土交通省の支援を得つつ、月間</p>							
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>二 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。</p>	<p>働局が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。</p> <p>）都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。</p> <p>）中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。</p> <p>二 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省・国土交通省の支援を得つつ、月間中、次のような活動を行う。</p> <p>）ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布</p> <p>）退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施</p> <p>）全国的な周知広報活動等の集中的展開</p>		<p>中、次のような活動を行った。</p> <p>）ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター 13,500部 ・制度のあらまし 30,488部 ・建設事業主のみなさま 12,166部 ・労働者用チラシ 12,090部 ・学生用チラシ 363部 ・制度の手引き 11,841部 <p>パンフレット等合計 80,448部</p> <p>）退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・91事業所 <p>）全国的な周知広報活動等の集中的展開 (加入促進強化月間実施要綱 11,358部配布)</p> <table border="0"> <tr> <td>本部</td> <td>業界専門誌広告掲載</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>記事掲載</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>業界団体専門誌広告掲載</td> <td>22回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>記事掲載</td> <td>4回</td> </tr> </table> <p>支部</p> <table border="0"> <tr> <td>テレビ放送</td> <td>22回</td> </tr> <tr> <td>ラジオ放送</td> <td>147回</td> </tr> </table> <p>）厚生労働省及び国土交通省出席のもと、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催した。 開催日10/5(関係団体 54団体中、30団体出席)</p> <p>依頼事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員企業への制度説明資料の配布 ・機関紙(誌)への記事広告の掲載 <p>）元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。</p> <p>元請事業主</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別訪問 14社(再掲) <p>専門工事業団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23団体 	本部	業界専門誌広告掲載	4回		記事掲載	4回		業界団体専門誌広告掲載	22回		記事掲載	4回	テレビ放送	22回	ラジオ放送	147回		
本部	業界専門誌広告掲載	4回																				
	記事掲載	4回																				
	業界団体専門誌広告掲載	22回																				
	記事掲載	4回																				
テレビ放送	22回																					
ラジオ放送	147回																					

	<p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。</p> <p>加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策</p>	<p>）厚生労働省及び国土交通省の支援を得つつ、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」の開催</p> <p>）元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得つつ、未加入事業所に対する加入勧奨の実施</p> <p>）工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用チラシの備え付け・配布</p> <p>）新聞等のマスメディアを活用した広報の実施</p> <p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要</p>		<p>）工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用リーフレットの備付・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門工事業団体等 12,090部 <p>）新聞等のマスメディアを活用した広報の実施（再掲）</p> <table border="0"> <tr> <td>本部</td> <td>業界専門誌広告掲載</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>記事掲載</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>業界団体専門誌広告掲載</td> <td>22回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>記事掲載</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>支部</td> <td>テレビ放送</td> <td>22回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ラジオ放送</td> <td>147回</td> </tr> </table> <p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>各支部を通じ各都道府県及び各市町村における加入履行証明書、掛金収納書の徴収状況調査の依頼及び徴収の協力要請を行った。</p> <p>徴収状況調査依頼 (4/5)</p> <p>徴収の協力要請 (6/29) 1,741件</p> <p>加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策委員会を四半期毎に開催し、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証を行った。</p> <p>第1回加入促進対策委員会(7/9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の加入促進及び履行確保活動について ・今後の建退共制度について <p>第2回加入促進対策委員会(9/4)</p> <p>(台風による悪天候が予想されたため中止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入促進強化月間に向けた活動方針 ・平成30年度加入促進対策の実施状況 <p>第3回加入促進対策委員会(12/5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近における事業概況について ・平成30年度加入促進強化月間の実施状況について ・平成30年度加入促進対策の実施状況について <p>第4回加入促進対策委員会(2/22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近における事業概況について 	本部	業界専門誌広告掲載	4回		記事掲載	4回		業界団体専門誌広告掲載	22回		記事掲載	4回	支部	テレビ放送	22回		ラジオ放送	147回		
本部	業界専門誌広告掲載	4回																						
	記事掲載	4回																						
	業界団体専門誌広告掲載	22回																						
	記事掲載	4回																						
支部	テレビ放送	22回																						
	ラジオ放送	147回																						

<p>(4) サービスの向上 業務処理の効率化</p> <p>加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。</p> <p>【指標】 ・退職金請求について、受付日から22業務日以内</p>	<p>の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>加入目標数</p> <p>最近における加入状況、財務内容及び建設業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を54万5,000人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行</p>	<p>請を行う。</p> <p>加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>加入目標数</p> <p>平成30年度における新たに加入する被共済者数の目標を、11万2,000人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処</p>	<p>< 定量的指標 > ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ・ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度66万件以上とすること。 ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。</p> <p>< その他の指標 > なし</p> <p>< 評価の視点 > ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点か</p>	<p>・平成30年度加入促進対策の実施状況について ・「平成31年度加入促進及び履行確保実施要領」(案)について</p> <p>加入目標数 ・30年度の加入目標 112,000人に対し、 加入実績 108,728人 (年度目標達成率 97.1%)</p> <p>(4) サービスの向上 業務処理の効率化</p> <p>イ 就労実績報告書作成ツールを開発した。また、実証実験参加企業(10社)に同ツールの試行的実施を依頼した。 ・大手企業向け説明会(3/15) ・今後、支部事務担当者への操作説明会実施を経て、関係機関と調整後ホームページ公開予定。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から22業務日以内に退職金を全数支給した。</p>	<p>・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給した。</p> <p>・30年度における建退共ホームページへのアクセス数は749,129件であった。</p> <p>・加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施した。</p> <p>< 評価の視点に対する措置 > ・加入者の利便性の向上を図るため、下請会社から元請会社への就労実績報告を統一した様式で電子的に行う就労実績報告書作成ツールの開発を行った。</p>	
--	--	---	--	---	---	--

<p>内に、退職金を全数支給すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。</p> <p>前中期目標期間(2013(平成25)～2017(平成29)年度)に目標として定めた処理日数の最終期限(暦日)30日</p> <p>情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。</p> <p>【指標】 ・ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度66万件以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期</p>	<p>う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>□ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から22業務日以内に退職金を全数支給する。</p> <p>情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&Aに反映することなどにより、ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を毎年度66万件以上とする。</p> <p>□ 加入者等に対する個別の相談業務について</p>	<p>理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>□ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から22業務日以内に退職金を全数支給する。</p> <p>情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&Aに反映することなどにより、ホームページの建退共制度の情報に関す</p>	<p>ら、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。</p> <p>・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。</p> <p>・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。</p>	<p>情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 30年度における建退共ホームページへのアクセス数は749,129件であった。</p> <p>□ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図った。 (再掲) 相談対応件数：7,219件</p> <p>積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主</p>	<p>・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図った。</p> <p>・建退共制度に関する検討会及び中特合同参与会の場を通じて、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図った。</p> <p><業務運営上の課題及び改善方策> ・迅速な事務処理を継続させつつ、より一層の事務処理の改善を行い、業務効率化に取り組む必要がある。</p> <p><平成29年度の業務実績の評価結果の反映状況> ・事務処理の改善と業務効率化を図るため、退職金請求書について、被共済者及び都道府県支部からの意見を踏まえ、よりわかりやすい説明の追加や記入例の見直しなどを行い、平成31年度より様式を改め、新たに「退職金請求手続きのご案内」を作成することとした。</p>	
--	---	--	--	---	---	--

<p>間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。</p> <p>前中期目標期間中（2013（平成25）～2016（平成28）年度）における平均アクセス件数：661,819件</p> <p>積極的な情報の収集及び活用</p> <p>加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。</p> <p>【指標】 ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 建退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を</p>	<p>は、引き続き電話により行いサービス向上を図る。</p> <p>積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、建退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。</p> <p>ハ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、建退共</p>	<p>るアクセス件数を66万件以上とする。</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。</p> <p>積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計資料を整備し、ホームページに掲載するとともに、建退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。</p> <p>ハ 加入者及び</p>		<p>団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。</p> <p>中特合同参与会（11/28、3/22）</p> <p>ロ 建退共事業への加入状況、退職金支払状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。 ・事業月報（毎月）</p> <p>ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図った。 建退共制度に関する検討会（5/31、8/6、10/9、11/12）</p> <p>（再掲）中特合同参与会（11/28、3/22）</p>		
--	--	---	--	--	--	--

<p>整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。</p>	<p>事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>	<p>関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>				
-------------------------------------	-------------------------------------	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1 3	退職金共済事業 3 清酒製造業退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること(厚生労働省 政策体系 基本目標 -施策大目標 4-2)	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度 高】</p> <p>(1) 資産の運用 資産運用の目標 健全な資産運用等</p> <p>【指標】 委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保すること。</p> <p>(理由) 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ																																																
主要なアウトプット(アウトカム)情報				主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)																																												
指 標	達成目標	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度																																										
委託運用部分における各資産の複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率)	複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率)を確保	国内債券 【0.06%】																																														
		国内株式 【5.70%】																																														
		合 計 【2.60%】																																														
長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点で、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	実施																																														
中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	平成29年度末 3,021人	-																																														
中期目標期間中の新規被共済者目標数	600人以上	30年度目標数 125人																																														
新規被共済者数【達成度】		129人 【103.2%】																																														
				<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額(千円)</td> <td>334,852</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>決算額(千円)</td> <td>221,903</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経常費用(千円)</td> <td>244,265</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経常利益(千円)</td> <td>442,778</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>行政サービス実施コスト(千円)</td> <td>180,441</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事人員数</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	予算額(千円)	334,852					決算額(千円)	221,903					経常費用(千円)	244,265					経常利益(千円)	442,778					行政サービス実施コスト(千円)	180,441					従事人員数	7				
	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度																																											
予算額(千円)	334,852																																															
決算額(千円)	221,903																																															
経常費用(千円)	244,265																																															
経常利益(千円)	442,778																																															
行政サービス実施コスト(千円)	180,441																																															
従事人員数	7																																															

目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から 22 業務日以内に全数支給	100%							
ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数	毎年度 1 万 6,000 件以上	340,477 件							
同上【達成度】		【2,128.0%】							
加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度 1 回以上	1 回							
同上【達成度】		【100.0%】							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
3 清酒製造業退職金共済事業 機構は、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に係る業務に関し、人材の確保及び育成といった清酒製造業界を取り巻く課題を踏まえ、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び清酒製造業界を営む中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行うこと。 (1) 資産の運用 資産運用の	3 清酒製造業退職金共済事業 (1) 資産の運用 資産運用の	3 清酒製造業退職金共済事業 (1) 資産の運用 資産運用の		3 清酒製造業退職金共済事業 (1) 資産の運用 資産運用の目標 平成 30 年度は、米中貿易摩擦を背景とした先行き不透明感の高まり等から国	自己評価 < 評価と根拠 > 評価：B 前年に高い収益率を上げた投資先の株価が、複数の外的要因（米中貿易摩擦、北海道震災等）により反転下落したが、運用受託先が単独であるため、影響の分散が出来ず、大幅な収益悪化となった。加えて、当該運用受託先におけるリスク管理体制上の問題から、マクロ環境変化への対応が遅れたことも、悪化幅の拡大に繋がったため、委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率を下回ったものの、運用状況については定期的に資産運用委員会に報告し、適切との評価を得た。 とりわけ、国内株式の運用実績がベンチマークを下回ったことから、運用委託先に対して、原因分析を求めるとともに、リスク管理体制等についてヒアリングを行い、改善策等を提案させた。 なお、過去 5 年間（平成 26 年度～30 年度）の	評価	

<p>目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とすること。</p> <p>健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、で定める資産運用の目標に従い、資産運用委</p>	<p>目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保する。</p> <p>健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、で定める資産運用の目標に従い、資産運用委</p>	<p>目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。</p> <p>委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保する。</p> <p>）基本ポートフォリオの検証</p> <p>最新の金融・経済情勢を踏まえ、基本ポートフォリオの期待収益率、リスク値、効率性等の検証を行い、必要があればその見直しを行う。</p> <p>健全な資産運用等</p> <p>イ 資産運用は、で定める資産運用の目標</p>	<p>< 定量的指標 ></p> <p>・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保すること。</p> <p>< その他の指標 ></p> <p>なし</p> <p>< 評価の視点 ></p> <p>・運用受託機関による運用状況を適時適切に点検しているか。</p> <p>・ベンチマーク収益率が確保出来ない場合、原因を分析し、必要な対応策を講じているか。</p>	<p>内株式相場が下落したことを主因に委託運用部分の利回りが低下した。また、自家運用においては、金利低迷の継続により、利回りが低下したことに伴い収益が減少した。</p> <p>資産運用の実績は 資産残高 給付経理 4051 百万円、特別給付経理 284 百万円 運用収入 給付経理 25 百万円（運用費用控除後）、特別給付経理 0 百万円 決算利回り 給付経理 0.60%、特別給付経理 0.08%である。 委託運用部分について、各資産収益率のベンチマーク対比は、以下のとおりであり、複合ベンチマーク収益率を下回った。</p> <p>平成 30 年度末（通期）</p> <table border="1" data-bbox="1107 464 1813 730"> <thead> <tr> <th>清退共</th> <th>時間加重収益率</th> <th>ベンチマ - ク収益率</th> <th>超過収益率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>1.95%</td> <td>1.89%</td> <td>0.06%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>10.74%</td> <td>5.04%</td> <td>5.70%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3.16%</td> <td>0.56%</td> <td>2.60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（参考）</p> <table border="1" data-bbox="1107 804 1961 1031"> <thead> <tr> <th>超過収益率</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>5年間累計年率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>< 評価 > ※</td> <td>< B ></td> <td>< B ></td> <td>< B ></td> <td>< B ></td> <td>< B ></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国内債券</td> <td>0.15%</td> <td>0.45%</td> <td>0.12%</td> <td>0.13%</td> <td>0.06%</td> <td>0.18%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>1.21%</td> <td>2.57%</td> <td>0.92%</td> <td>4.30%</td> <td>△5.70%</td> <td>0.43%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.09%</td> <td>0.78%</td> <td>0.57%</td> <td>2.61%</td> <td>△2.60%</td> <td>0.43%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成28年度から新評価基準</p> <p>）基本ポートフォリオの検証 基本ポートフォリオの検証を行い、下方リスクが許容範囲内に収まっていることや、効率性の顕著な低下がみられない事が確認された。この検証結果を踏まえ、「資産運用委員会」に諮り、現行の基本ポートフォリオを継続することとした。</p> <p>なお、3月の運営委員会・評議員会において、中退共との合同運用の開始について、資産運用委員会で流動性水準の妥当性、リスク管理、効率性の観点から合同運用の可否・適否や実施方法について審議し、その結果を踏まえて適切に対応することについて承認を得た。</p> <p>健全な資産運用等</p> <p>イ - 1 . 5 月 25 日開催の第 2 回資産運用委員会の審議を経て、基本方針の記述を第 4 期中期計画の目標に合致するよう改正した。 イ - 2 . 資産運用委員会に四半期の業務上の余裕金の運用状況を報告し、審議のうえ、了承された（5/25、8/27、11/5、2/4）。 （添付資料 平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月の資産運用実績報告）</p>	清退共	時間加重収益率	ベンチマ - ク収益率	超過収益率	国内債券	1.95%	1.89%	0.06%	国内株式	10.74%	5.04%	5.70%	合計	3.16%	0.56%	2.60%	超過収益率	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	5年間累計年率	< 評価 > ※	< B >	< B >	< B >	< B >	< B >		国内債券	0.15%	0.45%	0.12%	0.13%	0.06%	0.18%	国内株式	1.21%	2.57%	0.92%	4.30%	△5.70%	0.43%	合計	1.09%	0.78%	0.57%	2.61%	△2.60%	0.43%	<p>複合ベンチマーク収益率に対する超過収益率は、平成 30 年度（2.60%）を除いてプラスであり、5 年間累計の年率では 0.43% のアウトパフォームとなっている。</p> <p>その他の指標については、概ね達成できたことから B 評価とする。</p> <p>・委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率を下回ったものの、運用状況については定期的に資産運用委員会に報告し、適切との評価を得た。（再掲）</p> <p>< 評価の視点に対する措置 ></p> <p>・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、四半期毎にミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。</p> <p>・また、運用受託機関には「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。</p> <p>・前年に高い収益率を上げた投資先の株価が、複数の外的要因（米中貿易摩擦、北海道震災等）により反転下落したが、運用受託先が単独であるため、影響の分散が出来ず、大幅な収益悪化となった。加えて、当該運用受託先におけるリスク管</p>
清退共	時間加重収益率	ベンチマ - ク収益率	超過収益率																																																					
国内債券	1.95%	1.89%	0.06%																																																					
国内株式	10.74%	5.04%	5.70%																																																					
合計	3.16%	0.56%	2.60%																																																					
超過収益率	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	5年間累計年率																																																		
< 評価 > ※	< B >	< B >	< B >	< B >	< B >																																																			
国内債券	0.15%	0.45%	0.12%	0.13%	0.06%	0.18%																																																		
国内株式	1.21%	2.57%	0.92%	4.30%	△5.70%	0.43%																																																		
合計	1.09%	0.78%	0.57%	2.61%	△2.60%	0.43%																																																		

<p>員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。</p> <p>【指標】 ・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 基本ポートフォリオについて、清退共事業の運営に必要な利回りを中期的に確保し得るものとした上で、委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することと</p>	<p>員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握する。</p> <p>【重要度 高】</p>	<p>に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。</p> <p>）資産運用企画会議の開催</p> <p>資産運用企画会議を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図る。</p> <p>□ 外部の専門家で構成する「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視のための適切な判断材料を適時適切に提供する。</p> <p>また、平成29年度資産運用結果の内容について、透明性向上の観点から、対外公表内容の改善を図る。</p> <p>）「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業</p>	<p>・資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。</p> <p>・資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を</p>	<p>（添付資料 平成30年度資産運用に関する評価報告書）</p> <p>）資産運用企画会議の開催 資産運用企画会議を開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図った。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 建・清・林合同資産運用企画会議（持ち回り6/27、9/27、12/27、3/27） ・運用計画 ・運用状況報告 ・金銭信託の運用結果報告 ・平成29年度株主議決権行使状況の概要 ・各経理の定例検証（基本ポートフォリオの検証結果）について ・平成31年度運用方針について</p> <p>建・清合同資産運用企画会議（持ち回り2/27） ・清退共給付経理金銭信託受託運用機関の評価について</p> <p>中・建・清・林合同資産運用企画会議（持ち回り4/13、5/23） ・国債決済期間短縮に伴う資産運用の基本方針の変更について ・第4期中期目標に沿った資産運用の基本方針の変更について ・平成29年度資産運用状況の機構HP掲載について</p> <p>□ 資産運用実績に関する定期報告の参考資料の拡充に向け、指標の種類、グラフ等プレゼンテーション方法等について、資産運用委員の助言を得ながら改善を図った。</p> <p>）-1.「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び平成29年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 第1回資産運用委員会（4/16） ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・国債決済期間短縮に伴う資産運用の基本方針の変更について 第2回資産運用委員会（5/25） ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6経理）</p>	<p>理体制上の問題から、マクロ環境変化への対応が遅れたことも、悪化幅の拡大に繋がったため、国内株式の運用実績がベンチマークを下回ったことから、運用委託先に対して、原因分析を求めるとともに、リスク管理体制等についてヒアリングを行い、改善策等を提案させた。（再掲）</p> <p>・なお、過去5年間（平成26年度～30年度）の複合ベンチマーク収益率に対する超過収益率は、平成30年度（2.60%）を除いてプラスであり、5年間累計の年率では0.43%のアウトパフォームとなっている。（再掲）</p> <p>・運用資産規模の縮小に対応して、平成26年度に資産クラスを4資産から2資産に変更して運用しているところであるが、平成30年度は、効率性の改善やリスク分散力の強化を図るため、中退共資産との合同運用について検討を行い、運営委員会にも報告した。</p> <p>・資産運用が、資産運用の目標ないし「資産運用の基本方針」に相反しないように、資産運用委員会に四半期の業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの検証結果等を報告し、審議を受けている。平成30年度の報告は、全て了承された。</p> <p>・第2回資産運用委員会の審議を経て、基本方針の記述を第4期中期計画の目標に合致するよう改正した。</p> <p>・資産運用に関する重要事項は、随時資産運用委員会に諮り、審議を経</p>	
---	--	---	--	--	---	--

<p>する。</p> <p>【重要度 高】 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。</p>		<p>務の実施状況及び平成 29 年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告する。</p> <p>）情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び平成 29 年度資産運用結果をホームページに公表する。</p> <p>）厚生労働省への情報提供 予定運用利回り等の検討に資するよう、資産運用結果その他</p>	<p>事後の資産運用に反映させたか。</p> <p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握したか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の変更について ・平成 29 年度資産運用結果に対する評価報告書（案）について ・第 69 回労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会について ・厚労省勤生課長が関係者の認識共有と開示用に取りまとめた文書「中小企業退職金共済制度に関わる各機関の役割分担と連携等について」の説明 第 3 回資産運用委員会（6/18） ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・平成 29 年度資産運用結果に対する評価報告書（案）について 第 4 回資産運用委員会（8/27） ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6 経理） ・基本ポ - トフォリオ検証における金融変数について 第 5 回資産運用委員会（10/5） ・資産運用委員会議事録の確認 第 6 回資産運用委員会（11/5） ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6 経理） ・基本ポ - トフォリオ検証方法の決定 第 7 回資産運用委員会（12/17） ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・各経理の定例検証について ・平成 30 年度スチュワ - ドシップ活動状況の概要 第 8 回資産運用委員会（2/4） ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6 経理） ・平成 29 年度資産運用結果に対する報告について <p>） - 2 . 「資産運用委員会」において、平成 29 年度中の運用業務について、「資産運用の基本方針」に沿った資産運用が行われているかを中心に審議を受け、適切との評価を受けた。その審議内容と評価結果については、独法評価に関する有識者会議への提出資料としてまとめられた（5/25、6/18）。</p> <p>）情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況をホームページに公表した。その主な対外公表内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用委員会議事要旨（平成 29 年度第 5 回～第 7 回及び平成 30 年度第 1 回～第 6 回） ・運用実績及び運用資産の構成状況（平成 30 年 3 月末、6 月末、9 月末、12 月末） ・平成 29 年度資産運用残高及び利回り状況等 ・スチュワ - ドシップ活動状況の概要（平成 29 年 7 月～平成 30 年 6 月） ・平成 29 年度資産運用結果報告 <p>）厚生労働省への情報提供 厚生労働省へ提供した主な資料は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチマーク収益率 ・資産運用企画会議清退共部会資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等） 	<p>て、了承を得てから実施している。基本ポートフォリオ定例検証や資産運用実績の定期報告等も、分析手法等の改善に向け、経過報告を随時行い、審議の結果を受けて必要な修正を実施した。</p> <p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に掛かる四半期ごとの資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。</p> <p>また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチマーク収益率 ・資産運用企画会議清退共部会資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等） 	
---	--	---	---	---	--	--

<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p> <p>被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。</p> <p>加えて、2017(平成29)年度に実施した被共済者の実態調査の結果を踏まえ、長期未更新者数縮減のための取組を検討するとともに、効果的な周知広報を行うこと。</p> <p>【指標】 ・長期未更新者</p>	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>清退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。</p> <p>ハ 未更新期間</p>	<p>の財務状況や、運用環境に関する情報を定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応する。</p> <p>ハ 「資産運用委員会」の審議の結果を事後の資産運用に反映させる。</p> <p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>清退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに</p>	<p>< 定量的指標 > なし</p> <p>< その他の指標 > なし</p> <p>< 評価の視点 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止したか。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施しているか。 ・被共済者の実態調査の結果を踏まえ、長期未更新者数縮減のための取組を検討するとともに、効果的な周知広報を実施しているか。 	<p>ハ 資産運用実績に関する定期報告の参考資料の拡充に向け、指標の種類、グラフ等プレゼンテーション方法等について、資産運用委員の助言を得ながら改善を図った。(再掲)</p> <p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>清退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <p>前中期目標期間終了時 3,021 件 平成 31 年 3 月末現在 2,915 件(106 件)</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。 129 件</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録した。 1,245 件</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請した(9/10 16所 22件)。 (調査結果)</p>	<p>< 評価の視点に対する措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規加入時及び共済手帳更新時に被共済者の住所を把握し、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請した。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施した。 ・2017(平成29)年度に実施した実態調査において住所が不明であった者のうち、住基ネットとの突合により調査対象者と同一人物と思われる者 	
---	---	---	---	--	---	--

<p>のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点で、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p> <p>・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。</p> <p>過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移</p> <p>2014（平成26）年度末 3,187人、2015（平成27）年度末 3,202人、2016（平成28）年度末 3,199人、2017（平成29）年12月末 3,009人</p>	<p>が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ニ 2017（平成29）年度に実施した、3年以上共済手帳の更新手続を行っていない被共済者の実態調査に関する結果を踏まえ、現況が判明した被共済者等に対する退職金請求等の手続要請及び調査未回収の被共済者等に対する追跡調査を実施する。</p> <p>ホ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。</p>	<p>登録する。</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ニ 2017（平成29）年度に実施した被共済者の実態調査の結果を踏まえ、現況が判明した被共済者及びその遺族に対して退職金請求等の手続を要請するとともに、現況不明者への追跡調査を実施するなどにより、長期未更新者数縮減のための取組を実施する。</p> <p>ホ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加</p>	<p>・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。</p>	<table border="0"> <tr> <td>調査件数</td> <td>22件</td> </tr> <tr> <td>手帳更新者数</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>退職金請求者数</td> <td>9件</td> </tr> </table> <p>また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した（1/29 3所 3件）。</p> <p>（調査結果）</p> <table border="0"> <tr> <td>調査件数</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>手帳更新者数</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>退職金請求者数</td> <td>0件</td> </tr> </table> <p>ニ 2017（平成29）年度に実施した実態調査において住所が不明であった者のうち、住基ネットとの突合により調査対象者と同一人物と思われる者のリストを作成し、相談員連絡会において相談員に調査対象者と同一人物であるか調査を依頼した（5/29）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象者と同一人物と思われる者 285件 ・住所判明者 62件 ・退職金請求件数 45件 <p>また、住所判明者で業界を引退していると考えられる者で、調査において退職金等の請求がない者を対象として請求勸奨を実施した（1/29）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勸奨件数 601件 ・退職金請求件数 59件 <p>ホ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し注意喚起を行った。</p> <p>ヘ 事業主団体の広報誌により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能登杜氏組合名簿（平成30年12月） ・日杜連情報（平成31年1月15日号） 	調査件数	22件	手帳更新者数	0件	退職金請求者数	9件	調査件数	3件	手帳更新者数	0件	退職金請求者数	0件	<p>のリストを作成し、相談員連絡会において相談員に調査対象者と同一人物であるか調査を依頼した。</p> <p>また、住所判明者で業界を引退していると考えられる者で、調査において退職金等の請求がない者を対象として請求勸奨を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 <p><業務運営上の課題及び改善方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組を一層進めていく必要があると共に、より効率的に長期未更新者対策を行うため、住基ネットの活用や被共済者の重複加入の確認に加えて、業界からの引退の意思確認等に係る調査の実施や長期未更新者に係る長期の事務管理コスト削減の検討など、更なる対策の検討と取組が必要である。 <p><平成29年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被共済者の実態調査を実施し、住基ネットも活用して長期未更新者の把握に努めるとともに、調査結果を踏まえて、被共済者数を修正した。
調査件数	22件																
手帳更新者数	0件																
退職金請求者数	9件																
調査件数	3件																
手帳更新者数	0件																
退職金請求者数	0件																

<p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。</p> <p>【指標】 ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を600人以上と</p>	<p>へ 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</p> <p>ト ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>チ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>加入促進対策の実施</p> <p>清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を講ずる。 また、清退共済制度への加入促進対策の実施に当たっては、各</p>	<p>入調査票を送付し注意喚起を行う。</p> <p>へ 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</p> <p>ト ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>チ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>加入促進対策の実施</p> <p>清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を講ずる。</p>	<p>< 定量的指標 > ・平成30年度における新たに加入する被共済者数の目標を、125人以上とすること。</p> <p>< その他の指標 > なし</p> <p>< 評価の視点 > ・清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講じたか。</p>	<p>ト ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p> <p>チ 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請した。 ・能登杜氏組合名簿(平成30年12月)(再掲) ・日杜連情報(平成31年1月15日号)</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>加入促進対策の実施</p> <p>清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を講じた。 また、清退共済制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 ・強化月間を通じて協力を要請した。</p>	<p>・清退共事業においては129人 年間目標 125人に対する達成度は103.2%であった。</p> <p>< 評価の視点に対する措置 > ・清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等と連携し、効率的かつ効果的な加入促進活動を実施した。</p>	
--	---	--	---	--	--	--

<p>すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。</p> <p>前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成25）年度～2017（平成29）年12月末現在）655人</p> <p>実績値 2013（平成25）年度：142人、 2014（平成26）年度：137人、 2015（平成27）年度：134人、 2016（平成28）年度：131人</p>	<p>事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>）機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。</p> <p>）既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。</p> <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を</p>	<p>また、清退共済制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>）機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。</p> <p>）既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。</p> <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する</p>		<p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>）機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員連絡会を開催（5/29） ・全国酒類製造名鑑2018版により、抽出した焼酎・みりん製造の未加入事業所111所に対し加入勧奨を実施した。 ・今後の加入促進の参考とするため、新規加入共済契約者（石川県（株）濃口尚彦研究所）にヒアリングを実施した（10/25）。 <p>）既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した（10/30 1,871所）。</p> <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。</p> <p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等に対する広報記事掲載依頼 164所 うち、記事掲載 1件 「酒造情報」 ・NHKへの広報記事掲載依頼 54所 ・「醸界タイムス」への広報記事掲載 		
---	---	---	--	--	--	--

	<p>行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p> <p>二 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。</p> <p>加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。</p> <p>効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>加入目標数</p> <p>最近における加入状況、財務内容及び清酒製造業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を600人以上とする。</p>	<p>各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p> <p>二 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。</p> <p>加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。</p> <p>効果の検証結果を踏まえ、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>加入目標数</p> <p>平成30年度における新たに加入する被共済者数の目標を、125人以上とする。</p>	<p>< 定量的指標 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ・ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度1万6,000件以上とすること。 	<p>加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>運営委員会、評議員会や参与会等の場を活用し、被共済者の動向や清退共資産の運用状況等について情報提供するとともに、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、清退共の業務運営に対する意見・要望等を聴取し事業の運営に反映させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会、評議員会(3/8) ・中特合同参与会(11/28、3/22) <p>加入目標数</p> <p>清退共事業においては129人 年間目標125人に対する達成度は103.2%であった。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者が行う諸手続きについて、ホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムとなっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受付から22業務日以内に退職金を全数支給した。 ・30年度における清退 	
--	---	--	--	---	---	--

<p>(4)サービスの向上</p> <p>業務処理の効率化</p> <p>加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。</p> <p>また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。</p> <p>【指標】 ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。</p> <p>前中期目標期間中(2013(平成25)~2017(平成29)年度)に目標として定めた処理日数の最終期限(暦日)30日</p> <p>情報提供の充実、加入者からの照会・要望</p>	<p>(4)サービスの向上</p> <p>業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22業務日以内に退職金を全数支給する。</p> <p>情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p>	<p>(4)サービスの向上</p> <p>業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22業務日以内に退職金を全数支給する。</p>	<p>・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。</p> <p><その他の指標>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。</p> <p>・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。</p> <p>・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極</p>	<p>ロ 受付から22業務日以内に退職金を全数支給した。</p> <p>情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 30年度における清退共ホームページへのアクセス数は340,477件であった。アクセス件数の増加については、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のホームページに対し頻繁に稼働状況の監視をしている影響が大きいと考えられる。</p>	<p>共ホームページへのアクセス数は340,477件であった。アクセス件数の増加については、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のホームページに対し頻繁に稼働状況の監視をしている影響が大きいと考えられる。</p> <p>・運営委員会、評議員会や参与会等の場を活用し、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、清退共の業務運営に対する意見・要望等を聴取し事業の運営に反映させた。</p> <p>・運営委員会、評議員会(3/8)</p> <p>・中特合同参与会(11/28、3/22)</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <p>・加入者が行う諸手続きについて、ホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施している。</p> <p>・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページを活用し、共済契約者等のニーズに即した相談業務、情報提供を行った。</p> <p>・運営委員会、評議員会や参与会等の場を活用</p>	
--	--	--	--	--	--	--

<p>等への適切な対応等</p> <p>共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。</p> <p>【指標】 ・ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度1万6,000件以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 前中期目標期間中（2013（平成25）～2016（平成28）年度）における平均アクセス件数：16,319件</p> <p>積極的な情報の収集及び活用</p> <p>加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計及び現況調査等の情報を整理した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、清退</p>	<p>イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&Aに反映することなどにより、ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を毎年度1万6千件以上とする。</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。</p> <p>積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p>	<p>情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&Aに反映することなどにより、ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を年1万6千件以上とする。</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。</p> <p>積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に</p>	<p>的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。</p>	<p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図るとともに、HPを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。</p> <p>積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した（11/28、3/22）。</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計情報を整理した。 事業季報 149号（30年10月～12月） 事業季報 148号（30年7月～9月） 事業季報 147号（30年4月～6月） 事業季報 146号（30年1月～3月）</p> <p>八 運営委員会、評議員会や参与会等の場を活用し、被共済者の動向や清退共資産の運用状況等について情報提供するとともに、中小企業事業主団体・関係業界団体・関係労働団体の有識者及び共済契約者から、清退共の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、事業の運営に反映させた。 ・運営委員会、評議員会(3/8)（再掲） ・中特合同参与会（11/28、3/22）（再掲）</p>	<p>し、被共済者の動向や清退共資産の運用状況等について情報提供するとともに、中小企業事業主団体・関係業界団体・関係労働団体の有識者及び共済契約者から、清退共の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、事業の運営に反映させた。 ・運営委員会、評議員会（3/8） ・中特合同参与会（11/28、3/22）</p> <p><業務運営上の課題及び改善方策> ・迅速な事務処理を継続させつつ、より一層の事務処理の改善を行い、業務効率化に取り組む必要がある。</p> <p><平成29年度の業務実績の評価結果の反映状況> ・平成30年度より、事業運営課と事業管理課の所掌を一部見直し、業務の効率化を図っている。</p>	
---	--	--	---	---	--	--

<p>共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。</p> <p>【指標】 ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 清退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理、分析し、事業を改善することを指標とすることとする。</p>	<p>□ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計及び現況調査等の情報を整理する。</p> <p>ハ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>	<p>係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p> <p>□ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計及び現況調査等の情報を整理する。</p> <p>ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>				
<p>4. その他参考情報</p>						
<p>特になし</p>						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1	4	退職金共済事業 4 林業退職金共済事業	
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること(厚生労働省 政策体系 基本目標 -施策大目標 4-2)	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度 高、難易度 高】</p> <p>(1) 資産の運用 資産運用の目標 健全な資産運用等 累積欠損金の処理等</p> <p>【指標】</p> <p>・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保すること。 ・見直し後の解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。(財政検証の翌年度以降)</p> <p>(理由)</p> <p>共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから重要度を高とする。 また、累積欠損金解消計画の見直しについては、資産運用面の検討のみならず、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組も含め慎重な調整を要するものであるため、難易度を高とする</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ												
主要なアウトプット(アウトカム)情報						主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標	達成目標	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度		30年度	31年度	2年度	3年度	4年度
委託運用部分における各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)	各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保	国内債券 【0.08%】					予算額(千円)	2,347,093				
		国内株式 【0.43%】					決算額(千円)	1,575,664				
		外国債券 【0.17%】					経常費用(千円)	1,788,059				
		外国株式 【0.13%】					経常利益(千円)	1,746,853				
見直し後の累積欠損金解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させる。(財政検証の翌年度以降)	-	-					行政サービス実施コスト(千円)	132,706				
							従事人員数	9				

長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点で、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	実施							
中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	平成29年度末 2,259人	-							
共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行う	毎年度1回以上	1回							
同上【達成度】		【100%】							
中期目標期間中の新規被共済者目標数	9,500人以上	30年度目標数 1,900人							
新規被共済者数【達成度】		1,735人 【91.3%】							
目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から22 業務日以内に 全数支給	100%							
ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数	毎年度3万 2,000件以上	357,679件							
同上【達成度】		【1,117.8%】							
加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度1回以上	1回							
同上【達成度】		【100%】							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>4 林業退職金共済事業</p> <p>機構は、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に係る業務に関し、人材の確保及び育成といった林業業界を取り巻く課題を踏まえ、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び林業を営む中小企業業界の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行うこと。</p> <p>(1) 資産の運用</p> <p>資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に林退共事業の運営に必要な</p>	<p>4 林業退職金共済事業</p> <p>(1) 資産の運用</p> <p>資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に林業退職金共済（以下「林退共」とい</p>	<p>4 林業退職金共済事業</p> <p>(1) 資産の運用</p> <p>資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に林業退職金共済（以下「林退共」とい</p>		<p>4 林業退職金共済事業</p> <p>(1) 資産の運用</p> <p>資産運用の目標</p> <p>平成 30 年度は、米中貿易摩擦を背景とした先行き不透明感の高まり等から国内株式相場が下落したことを主因に委託運用部分の利回りが低下した。また、自家運用においては、金利低迷の継続により、利回りが低下したことに伴い収益が減少した。</p> <p>資産運用の実績は 資産残高 15,064 百万円、 運用収入 106 百万円 決算利回り 0.71%である。</p> <p>委託運用部分について、各資産収益率のベンチマーク対比は、以下のとおり、国内債券がプラスとなったが、それ以外の資産においてはマイナスとなった。</p>	<p>自己評価</p> <p>< 評価と根拠 > 評価：B 委託運用に係る運用受託機関の選考に際しては、収益率の向上はもとより、運用受託機関数や金額配分、スタイルの構成等において十分なりリスク分散効果が得られるよう配慮していることから、各資産収益率は、何れも概ねベンチマーク並みの水準となった（ベンチマーク収益率に対する達成率は全て 9 割以上）。</p> <p>運用状況については定期的に資産運用委員会に報告し、適切との評価を得た。</p> <p>累積欠損金の処理等については、被共済者の実態調査を行い（平成 30 年 8 月末～31 年 1 月末）2 月に調査結果を取りまとめ、3 月の運営委員会に報告した。</p> <p>・同調査実施後、退職金請求件数は昨年実績より増加したが、年度計で約 1 割増に留まったことなどを踏まえ、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合について検討したが、資産運用委員会での審議は平成 30 年度中に実施できなかった。</p> <p>今後、資産運用委員会・運営委員会に諮った上で、適切に対応する。</p> <p>加入目標については、林退共が対象としている期間労働者（年間就業日数の少ない労働者）が労働力不足や機械化の進展等を背景に減少傾向が続いている中、達成度は 91.3%であった。</p>	<p>評価</p>	

利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額、業務経費及び累積欠損金の計画的な解消を図るための費用の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とすること。

ただし、今後行われる予定の財政検証（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第85条に規定する掛金及び退職金等の額の検討をいう。以下同じ。）までの間は、上記によらず、被共済者の実態調査を行い、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合を退職金支給に必要な流動性を確保した上でどの程度まで高くできるかについて、2018（平成30）年度末までに検討し、必要に応じて見直しを行うこと。

う。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額、業務経費及び累積欠損金の計画的な解消を図るための費用の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、各年度において、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保する。

ただし、今後行われる予定の財政検証（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第85条に規定する掛金及び退職金等の額の検討をいう。以下同じ。）までの間は上記によらず、被共済者の実態調査を2018（平成30）年度に行い、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合を退職金支給に必要な流動性を確保した上でどの程度まで高くできるかについて、同年度末までに検討し、必要に応じて見直しを行う。

う。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分については、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保する。

ただし、2019（平成31）年度までに行われる予定の財政検証（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第85条に規定する掛金及び退職金等の額の検討をいう。以下同じ。）までの間は上記によらず、被共済者の実態調査を行い、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合を退職金支給に必要な流動性を確保した上でどの程度まで高くできるかについて、検討を行う。

）基本ポートフォリオの検証
最新の金融・経済情勢を踏まえ、基本ポートフォリオの期待収益率、リスク値、効率性等の検証を行い、必要があればその

< 定量的指標 >
・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。

・見直し後の解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。（財政検証の翌年度以降）

< その他の指標 >
> なし

< 評価の視点 >
・運用受託機関による運用状況に適時適切に点検しているか。

平成30年度末（通期）

	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率
国内債券	1.98%	1.89%	0.08%	104.76%
国内株式	5.47%	5.04%	0.43%	91.47%
外国債券	1.65%	1.82%	0.17%	90.66%
外国株式	10.01%	10.14%	0.13%	98.72%

（参考）

超過収益率	H26年度	H27年度	H28年度※※	H29年度	H30年度
< 評価 > ※	< B >	< B >	< B >	< B >	< B >
国内債券	0.04%	0.56%	0.11%	0.15%	0.08%
国内株式	4.00%	4.12%	0.80%	0.51%	△0.43%
外国債券	△0.13%	△0.19%	2.26%	△0.15%	△0.17%
外国株式			△0.41%	3.45%	△0.13%
合計	0.28%	0.78%	0.62%	0.39%	△0.08%

※平成28年度から新評価基準

※※平成28年度から中退共との合同運用を実施している。

）基本ポートフォリオの検証

基本ポートフォリオの検証を行い、下方リスクが許容範囲内に収まっていることや、効率性の顕著な低下がみられない事が確認された。この検証結果を踏まえ、「資産運用委員会」に諮り、現行の基本ポートフォリオを継続することとした。

今後の対策案として、林業関係者に対し、引き続き加入促進に係る一層の協力を依頼するとともに、新たな取組として、今年度から始まった「森林経営管理法」に基づき、地方自治体から森林経営管理の委託を受けた林業経営者（林業事業者）に対して加入勧奨することとする。

その他の指標については、概ね達成できたことからB評価とする。

・委託運用部分について、各資産の収益率は、何れも概ねベンチマーク並みの水準となった（ベンチマーク収益率に対する達成は全て9割以上）。（再掲）

< 評価の視点に対する措置 >
・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、四半期毎にミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。

・また、運用受託機関には「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライ

<p>健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。</p>	<p>健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握する。</p>	<p>見直しを行う。ただし、中退共と合同運用している委託運用部分については、中退共と同一の内容とする。</p> <p>健全な資産運用等</p> <p>イ 資産運用は、で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。</p> <p>ロ 外部の専門家で構成する「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視のための適切な判断材料を適時適切に提供する。</p> <p>また、平成29年度資産運</p>	<p>・ベンチマーク収益率が確保出来ていない場合、原因を分析し、必要な対応策を講じているか。</p> <p>・今後行われる予定の財政検証</p>	<p>健全な資産運用等</p> <p>イ - 1 . 5月25日開催の第2回資産運用委員会の審議を経て、基本方針の記述を第4期中期計画の目標に合致するよう改正した。</p> <p>イ - 2 . 資産運用委員会に四半期の業務上の余裕金の運用状況を報告し、審議のうえ、了承された(5/25、8/27、11/5、2/4)。</p> <p>(添付資料 平成30年4月から平成31年3月の資産運用実績報告)</p> <p>(添付資料 平成30年度資産運用に関する評価報告書)</p> <p>) 資産運用企画会議の開催</p> <p>資産運用企画会議を開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図った。その主な審議・報告内容は次のとおりである。</p> <p>建・清・林合同資産運用企画会議(持ち回り6/27、9/27、12/27、3/27)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用計画 ・運用状況報告 ・金銭信託の運用結果報告 ・平成29年度株主議決権行使状況の概要 ・各経理の定例検証(基本ポートフォリオの検証結果)について ・平成31年度運用方針について <p>中・建・清・林合同資産運用企画会議(持ち回り4/13、5/23)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国債決済期間短縮に伴う資産運用の基本方針の変更について ・第4期中期目標に沿った資産運用の基本方針の変更について ・平成29年度資産運用状況の機構HP掲載について <p>ロ 資産運用状況に関する定期報告の参考資料の拡充に向け、指標の種類、グラフ等プレゼンテーション方法等について、資産運用委員の助言を得ながら改善を図った。</p>	<p>ン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。</p> <p>平成30年度は1件の「運用ガイドライン」に反する行為(格付基準に反する債券の保有)があった。運用受託機関からは、判明後直ちに報告があり、これを受けて原因の究明、再発防止策(ダブルチェックの徹底等)の策定を行わせただけ、本違反によって発生した損害について賠償を受けた。</p> <p>・超過収益率がマイナスとなった資産については、昨年度の大幅な相場変動の中でリスク分散が十分に実現されていない傾向がみられたことから、そうした点を踏まえ、予てからの予定通り、運用受託機関の見直しを実施している。運用受託機関の見直しについては、平成29年度第7回資産運用委員会以降、平成30年度に開催された8回の委員会全てにおいて経過報告と審議が行われている。また、過去実績による書類選考を経た二次選考では、理事長を含む選考委員による面接を1先約2時間ずつ実施(3資産クラス累計41ファンド、80時間弱)し、運用力の裏づけとなる運用哲学・体制・プロセス等について審査を行っている。</p> <p>選考に際しては、収益率の向上はもとより、運用受託機関数や金額配分、スタイルの構成等において十分なリスク分散効果が得られるよう配慮している。平成30年度は、国内債券及び外国債券アクティブ運用の運用</p>
---	---	--	--	---	--

	<p>用結果の内容について、透明性向上の観点から、対外公表内容の改善を図る。</p> <p>)「資産運用委員会」への報告</p> <p>四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び平成29年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告する。</p> <p>)情報公開</p> <p>業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関</p>	<p>(中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第85条に規定する掛金及び退職金等の額の検討をいう。以下同じ。)までの間は、被共済者の実態調査を行い、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合をどの程度まで高くできるかについて、2018(平成30)年度末までに検討し、必要に応じて見直しを行ったか。</p> <p>・資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。</p> <p>・資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させているか。</p>	<p>) -1. 「資産運用委員会」への報告</p> <p>四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び平成29年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。</p> <p>第1回資産運用委員会(4/16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・国債決済期間短縮に伴う資産運用の基本方針の変更について <p>第2回資産運用委員会(5/25)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について(6 経理) ・基本方針の変更について ・平成29年度資産運用結果に対する評価報告書(案)について ・第69回労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会について ・厚生省勤生課長が関係者の認識共有と開示用に取りまとめた文書「中小企業退職金共済制度に関わる各機関の役割分担と連携等について」の説明 <p>第3回資産運用委員会(6/18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・平成29年度資産運用結果に対する評価報告書(案)について <p>第4回資産運用委員会(8/27)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について(6 経理) ・基本ポ - トフォリオ検証における金融変数について <p>第5回資産運用委員会(10/5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用委員会議事録の確認 <p>第6回資産運用委員会(11/5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について(6 経理) ・基本ポ - トフォリオ検証方法の決定 <p>第7回資産運用委員会(12/17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・各経理の定例検証について ・平成30年度スチュワ - ドシップ活動状況の概要 <p>第8回資産運用委員会(2/4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について(6 経理) ・平成29年度資産運用結果に対する報告について <p>) - 2 . 「資産運用委員会」において、平成29年度中の運用業務について、「資産運用の基本方針」に沿った資産運用が行われているかを中心に審議を受け、適切との評価を受けた。その審議内容と評価結果については、独法評価に関する有識者会議への提出資料としてまとめられた(5/25、6/18)。</p> <p>) 情報公開</p> <p>業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況をホームページに公表した。その主な対外公表内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用委員会議事要旨(平成29年度第5回~第7回及び平成30年度第1回~第6回) ・運用実績及び運用資産の構成状況(平成30年3月末、6月末、9月末、12月末) ・平成29年度資産運用残高及び利回り状況等 ・スチュワ - ドシップ活動状況の概要(平成29年7月~平成30年6月) ・平成29年度資産運用結果報告 	<p>受託機関の選定が終了、国内株式アクティブ運用、外国株式アクティブ運用についても選考を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被共済者の就労状況及び退職予定年齢等を把握すること等を目的として、未更新期間が3年以上の被共済者等を対象に実態調査を実施した(平成30年8月末~31年1月末)。 ・実態調査の実施後、長期未更新者からの退職金請求が増加したが、年度計の退職金支給件数は昨年度より13%増、退職金支給額は6.3%増に留まった。 ・実態調査の結果も踏まえ、機構において今後の退職金支給額を推計し、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合をどの程度まで高くできるか検討したが、資産運用委員会での審議は平成30年度中に実施できなかつたため、今後、資産運用委員会・運営委員会に諮った上で、適切に対応する。 <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用が、資産運用の目標ないし「資産運用の基本方針」に相反しないように、資産運用委員会に四半期の業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告し、審議を受けている。平成30年度の報告は、全て了承された。 ・第2回資産運用委員会の審議を経て、基本方針の記述を第4期中期計画の目標に合致するよう改正した。 <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用に関する重要 	
--	--	--	---	--	--

<p style="text-align: center;">累積欠損金の処理等</p> <p>2019（平成31）年度までに行われる予定の財政検証の結果を踏まえ、機構が2005（平成17）年10月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを財政検証の終了後9ヶ月以内に行い、見直し後の解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消を図ること。</p> <p>【指標】 委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。</p>	<p style="text-align: center;">累積欠損金の処理等</p> <p>2019（平成31）年度までに行われる予定の財政検証の結果を踏まえ、機構が2005（平成17）年10月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを財政検証の終了後9ヶ月以内に行う。また、見直し後の解消計画において、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額を定め、着実に解消を図る。</p> <p>【重要度高、難易度高】</p>	<p>する業務の実施状況及び平成29年度資産運用結果をホームページに公表する。</p> <p>）厚生労働省への情報提供 予定運用利回り等の検討に資するよう、資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応する。</p> <p>八 「資産運用委員会」の審議の結果を事後の資産運用に反映させる。</p> <p style="text-align: center;">累積欠損金の処理等</p> <p>2019（平成31）年度までに行われる予定の財政検証の結果を踏まえ、機構が2005（平成17）年10月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを行うこととし、それまでの間は、解消計画を踏まえて累積欠損金の削減に努める。</p> <p>被共済者の実態調査を行い、資産運用における中退共事業との割合を退職金</p>	<p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握しているか。</p> <p>・2019（平成31）年度までに行われる予定の財政検証の結果を踏まえ、「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを検討したか。</p>	<p>）厚生労働省への情報提供 厚生労働省へ提供した主な資料は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチマーク収益率 ・資産運用企画会議林退共部会資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等） <p>八 資産運用実績に関する定期報告の参考資料の拡充に向け、指標の種類、グラフ等プレゼンテーション方法等について、資産運用委員の助言を得ながら改善を図った（再掲）。</p> <p style="text-align: center;">累積欠損金の処理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解消計画では、毎年度累積欠損金を92百万円削減することとしていたが、42百万円の増加となった。 ・被共済者の就労状況及び退職予定年齢等を把握すること等を目的として、未更新期間が3年以上の被共済者等を対象に実態調査を実施した（平成30年8月末～31年1月末）。 ・実態調査の実施後、長期末更新者からの退職金請求が増加したが、年度計の退職金支給件数は昨年度より13%増、退職金支給額は6.3%増に留まった。 ・実態調査の結果も踏まえ、今後の退職金支給額を推計し、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合をどの程度まで高くできるか検討した。今後、資産運用委員会・運営委員会に諮った上で、適切に対応する。 	<p>事項は、随時資産運用委員会に諮り、審議を経て、了承を得てから実施している。平成30年度は、年度を通してのプロジェクトである運用受託機関の見直しについて、随時経過を報告し、助言を受けながら実施した他、基本ポートフォリオ定例検証や資産運用実績の定期報告等も、分析手法等の改善に向け、経過報告を随時行い、審議の結果を受けて必要な修正を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に掛かる四半期毎の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。 また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。 <ul style="list-style-type: none"> ・月別ベンチマーク収益率 ・資産運用企画会議林退共部会資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等） 	
---	---	--	---	--	--	--

<p>見直し後の解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。(財政検証の翌年度以降)</p> <p>【目標設定等の考え方】 基本ポートフォリオを の目標を達成し得るものとした上で、委託運用部分について、ベンチマーク収益率を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。</p> <p>見直し後の解消計画に基づき、累積欠損金の着実な解消が必要であることから、指標として設定することとする。</p> <p>【重要度 高、難易度 高】 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。</p> <p>また、累積欠損金解消計画の見直しについては、資産運用面</p>		<p>支給に必要な流動性を確保した上でどの程度まで高くできるか、また、その場合のリスクの度合い等について検討を行う。</p>									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>の検討のみならず、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組みも含め慎重な調整を要するものであるため、難易度を高とする。</p> <p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。</p> <p>【指標】</p> <p>長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点で、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p> <p>中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期</p>	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>林退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点</p>	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>林退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに</p>	<p>< 定量的指標 > なし</p> <p>< その他の指標 > なし</p> <p>< 評価の視点 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止したか。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施しているか。 ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行 	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>林退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <p>前中期目標期間終了時 2,259 件 平成 31 年 3 月末現在 2,128 件 (131 件)</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。 1,735 件</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録した。 15,705 件</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請する (108 件)。 (調査結果)</p>	<p>< 評価の視点に対する措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規加入時及び共済手帳更新時に被共済者の住所を把握するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請した。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した。 	
--	--	---	---	--	--	--

<p>目標期間の終了時の数から減少させること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。 過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移 2014（平成26）年度末 2,369人、2015（平成27）年度末 2,338人、2016（平成28）年度末 2,294人、2017（平成29）年12月末 2,242人</p>	<p>で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>また、上記の要請から2年を経過した後も、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>二 被共済者の年齢構成等を把握・分析し、長期未更新者のうち住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ホ 2018（平成30）年度に実施する被共済者の実態調査に関する結果を踏まえ、現況が判明した被共済者等に対する退職金請求等の手続要請及び調査未回収の被共済者等に対する追跡調査を実施する。</p> <p>ヘ 被共済者の</p>	<p>登録する。</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>また、上記の要請から2年を経過した後も、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>二 被共済者の年齢構成等を把握・分析し、長期未更新者のうち住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ホ 被共済者の実態調査を実施し、その結果を踏まえ、現況が判明した被共済者等に対する退職金請求等の手続要請及び調査未回収の被共済者に対する追跡調査を実施す</p>	<p>ったか。</p>	<table border="0"> <tr> <td>調査件数</td> <td>108件</td> </tr> <tr> <td>手帳更新者数</td> <td>17件</td> </tr> <tr> <td>退職金請求者数</td> <td>29件</td> </tr> </table> <p>また、上記の要請から2年を経過した後も、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した（96件）。</p> <p>（調査結果）</p> <table border="0"> <tr> <td>調査件数</td> <td>96件</td> </tr> <tr> <td>手帳更新者数</td> <td>26件</td> </tr> <tr> <td>退職金請求者数</td> <td>13件</td> </tr> </table> <p>二 被共済者の年齢構成等を把握・分析し、長期未更新者のうち住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請した（9/7 2,217件）。</p> <p>ホ 被共済者の実態調査を実施し、その結果を踏まえ、現況が判明した被共済者等に対する退職金請求等の手続要請及び調査未回収の被共済者に対する追跡調査を実施した（5,733件）。</p> <p>ヘ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し注意喚起を行った。</p>	調査件数	108件	手帳更新者数	17件	退職金請求者数	29件	調査件数	96件	手帳更新者数	26件	退職金請求者数	13件	<p>・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施した。</p> <p>・ホームページを活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p> <p><業務運営上の課題及び改善方策> ・これまでの取組を一層進めていく必要があると共に、より効率的に長期未更新者対策を行うため、住基ネットの活用や被共済者の重複加入の確認に加えて、業界からの引退の意思確認等に係る調査の実施や長期未更新者に係る長期の事務管理コスト削減の検討など、更なる対策の検討と取組が必要である。</p> <p><平成29年度の業務実績の評価結果の反映状況> ・長期未更新者調査において住基ネットを活用しても、なお住所が判明しない被共済者については、今後、事務管理コスト削減の観点から調査の対象者からはずすことを検討する。</p>	
調査件数	108件																	
手帳更新者数	17件																	
退職金請求者数	29件																	
調査件数	96件																	
手帳更新者数	26件																	
退職金請求者数	13件																	

<p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主</p>	<p>加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。</p> <p>ト 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</p> <p>チ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>加入促進対策の実施</p> <p>林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主</p>	<p>る。</p> <p>へ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。</p> <p>ト 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</p> <p>チ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>加入促進対策の実施</p> <p>林業に係る産業や労働需給の動向について情</p>	<p>< 定量的指標 ></p> <p>・平成 30 年度における新たに加入する被共済者数の目標を、1,900 人以上とする。</p> <p>< その他の指標 > なし</p> <p>< 評価の視点 ></p> <p>・林業に係る産</p>	<p>ト 事業主団体の広報誌により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。</p> <p>・全信連発行の月間「森林組合」への掲載</p> <p>チ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p> <p>リ 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請した。</p> <p>・振興山村の市町村に対し林業界での就労経験者へ退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起の呼びかけを広報誌に掲載依頼した(10/25 734 所)。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>加入促進対策の実施</p> <p>林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の対策を講ずる。林退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p>		
--	---	---	--	--	--	--

<p>団体との連携強化により、中期計画に定める効果的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。</p> <p>【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を9,500人以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成25）年度～2017（平成29）年12月末現在）9,048人 実績値 2013（平成25）年度：1,736人、2014（平成26）年度：1,820人、2015（平成27）年度：2,372人、2016（平成28）年度：1,768人</p>	<p>団体等との連携強化により、効果的かつ効果的に以下の対策を講ずる。 林退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。</p> <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を</p>	<p>報収集し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効果的かつ効果的に以下の対策を講ずる。 林退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。</p> <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する</p>	<p>業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効果的かつ効果的な加入促進対策を講じたか。</p>	<p>イ 広報資料等による周知広報活動 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 ・強化月間を通じて協力を要請した。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した。 ・関係事業主団体及び共済契約者に対し文書により周知した（9/27 3,264件）。 ・国有林野事業受託事業体で制度加入事業所及び未加入事業所に対し、加入勧奨を行った。 未加入事業所 35所</p> <p>また、林野庁に未加入事業所名簿を提供し、加入指導の要請を行った（9/28）。</p> <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。 ・ブロック林材業安全管理推進会議に出席し制度の説明をした（10/1 中国・四国ブロック、10/12 東海・北陸ブロック、10/16 北海道、10/26 東北ブロック）。 ・林野庁・岩手県庁森林整備課の協力を得て、いわて林業アカデミー研修生及び職員に対し、林退共制度について説明を行った（11/7）。 ・兵庫県林業雇用管理セミナーにおいて、林退共制度の加入履行の要請を行った（1/29）。</p>	<p>・林退共事業においては1,735人 年間目標 1,900人に対する達成度は91.3%であった。</p> <p><評価の視点に対する措置> ・林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等と連携し、効果的かつ効果的な加入促進活動を実施した。</p>	
--	--	---	---	--	---	--

	<p>行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p> <p>二 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。</p> <p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共制度等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。</p> <p>加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを</p>	<p>各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p> <p>二 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。</p> <p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共制度等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。</p> <p>加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。</p>		<p>二 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>10月を加入促進強化月間とし、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等に対する広報記事掲載依頼 322所 うち、記事掲載 1件「森林組合10月号」 ・NHKへの広報記事掲載依頼 54所 <p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>「緑の雇用」事業の実施にあたり、林退共制度等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国森林組合連合会が開催する「緑の雇用」事業全国担当者会議で加入勧奨を要請した(4/18)。 ・全国森林組合連合会が開催する「林業就業支援事業研修会」において加入勧奨を要請した(4/26)。 <p>加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>関係業界団体等で構成する「林業退職金共済事業の安定的運営に向けた検討委員会」において、林業界の産業・雇用環境などの実態を踏まえた加入促進対策について検討審議した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6/19、2/27開催 		
--	--	--	--	---	--	--

<p>(4) サービスの向上</p> <p>業務処理の効率化</p> <p>加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。</p> <p>また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。</p> <p>【指標】 退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求</p>	<p>実施する。</p> <p>加入目標数</p> <p>最近における加入状況、財務内容及び林業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を9,500人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22業務日以内に退職金を全数支給する。</p>	<p>効果の検証結果を踏まえ、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>加入目標数</p> <p>平成30年度における新たに加入する被共済者数の目標を、1,900人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付か</p>	<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ・ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度3万2,000件以上とすること。 ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。 <p><その他の指標>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速 	<p>加入目標数</p> <p>林退共事業においては1,735人 年間目標1,900人に対する達成度は91.3%であった。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者が行う諸手続について、ホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムとなっている。</p> <p>ロ 受付から22業務日以内に退職金を全数支給した。</p>	<p>・受付から22業務日以内に退職金を全数支給した。</p> <p>・30年度における林退共ホームページへのアクセス数は357,679件であった。アクセス件数の増加については、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のホームページに対し頻繁に稼働状況の監視をしている影響が大きいためと考えられる。</p>	
--	--	---	--	--	--	--

<p>の事務処理期限を指標として設定することとする。</p> <p>前目標期間中(2013(平成25)~2017(平成29)年度)に目標として定めた処理日数の最終期限(暦日)30日</p> <p>情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。</p> <p>【指標】 ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度3万2,000件以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。</p> <p>前中期目標期間中(2013(平成25)~2016(平成28)年度)における</p>	<p>情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&Aに反映することなどにより、ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を毎年度3万2千件以上とする。</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。</p>	<p>ら22業務日以内に退職金を全数支給する。</p> <p>情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&Aに反映することなどにより、ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を年3万2千件以上とする。</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。</p>	<p>化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。</p> <p>・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。</p> <p>・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。</p>	<p>情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 30年度における林退共ホームページへのアクセス数は357,679件であった。アクセス件数の増加については、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のホームページに対し頻繁に稼働状況の監視をしている影響が大きいと考えられる。</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図るとともに、HPを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。</p>	<p>・運営委員会や参与会等の場を活用し、被共済者の動向や林退共資産の運用状況等について情報提供するとともに、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、清退共の業務運営に対する意見・要望等を聴取し事業の運営に反映させた。</p> <p>・運営委員会(6/25、3/20)</p> <p>・中特合同参与会(11/28、3/22)</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <p>・加入者が行う諸手続きについて、ホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施している。</p> <p>・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページを活用し、共済契約者等のニーズに即した相談業務、情報提供を行った。</p> <p>・運営委員会や参与会等の場を活用し、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、清退共の業務運営に対する意見・要望等を聴取し事業の運営に反映させた。</p> <p>・運営委員会(6/25、</p>	
---	---	---	---	--	--	--

<p>平均アクセス件数：32,557件</p> <p>積極的な情報の収集及び活用</p> <p>加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。</p> <p>【指標】 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 林退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。</p>	<p>積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、林退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。</p> <p>ハ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>	<p>積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、林退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。</p> <p>ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>		<p>積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。</p> <p>・中特合同参与会（11/28、3/22）</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計情報を整理した。</p> <p>事業季報 133号（30年10月～12月） 事業季報 132号（30年7月～9月） 事業季報 131号（30年4月～6月） 事業季報 130号（30年1月～3月）</p> <p>ハ 運営委員会や参与会等の場を活用し、被共済者の動向や林退共資産の運用状況等について情報提供するとともに、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、林退共の業務運営に対する意見・要望等を聴取し事業の運営に反映させた。</p> <p>・運営委員会(6/25、3/20) ・中特合同参与会（11/28、3/22）再掲</p>	<p>3/20) ・中特合同参与会（11/28、3/22）</p> <p><業務運営上の課題及び改善方策> ・迅速な事務処理を継続させつつ、より一層の事務処理の改善を行い、業務効率化に取り組む必要がある。</p> <p><平成29年度の業務実績の評価結果の反映状況> ・平成30年度より、事業運営課と事業管理課の所掌を一部見直し、業務の効率化を図っている。</p>	
--	---	---	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

4 . その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1 5	財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 2 利用促進対策の効果的实施 3 財務運営		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること(厚生労働省 政策体系 基本目標 - 施策大目標 4-2)	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	中退法第70条第2項
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット(アウトカム)情報							主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標	達成目標	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度		30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	
貸付決定までの審査期間	財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下	3.99日						予算額(千円)	217,225,361				
同上【達成度】		【100%】						決算額(千円)	170,129,734				
財形持家融資等に関する相談受付件数	毎年度700件以上	752件						経常費用(千円)	2,310,438				
同上【達成度】		【107.4%】						経常利益(千円)	705,394				
財形持家融資の新規借入申込件数	中期目標期間中の合計で2,080件以上	平成30年度目標502件以上実績:666件						行政サービス実施コスト(千円)	728,864				
同上【達成度】		【132.7%】						従事人員数	21				
ホームページの財形持家融資制度のに関するアクセス件数	毎年度31万件以上	648,489件											
同上【達成度】		【209.2%】											
ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度(わかりやすい等の割合)	毎年度80%以上	73.3%											
同上【達成度】		【91.6%】											

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>財産形成促進事業</p> <p>1 融資業務の着実な実施</p> <p>融資業務の運営に当たっては、勤労者世帯の持家取得について、自営業主世帯に比べて立ち後れが見られることに鑑み、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について、現在の金融情勢や機構の財務状況に適しているかなどを検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること。</p> <p>また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、職員研修を実施すること等により中期計画に定める審査業務の迅速化に向けた取組を継続して行うこと。</p> <p>【指標】 貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 迅速な審査を行い、引き続き利用者の利便性を維持する</p>	<p>財産形成促進事業</p> <p>1 融資業務の着実な実施</p> <p>融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、貸付金利については、転貸貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利動向その他の事情を考慮して設定する。なお、その際には、業務経費の削減を通じたスプレッドの抑制に努めつつ、制度の安定性を損なうことのないよう適切なスプレッドの設定に配慮する。</p> <p>調達金利については、金融情勢を適切に反映した水準となるよう、妥当性を検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得つつ、金融機関との調整を実施する。</p> <p>また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、商品性については、厚生労働省の政策体系・目的にも配慮した、対象層を限定した特例金利の設定等商品設計面で工夫を凝らす。</p> <p>手続面については、審査の妥当性</p>	<p>財産形成促進事業</p> <p>1 融資業務の着実な実施</p> <p>融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、貸付金利については、転貸貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利動向その他の事情を考慮して設定する。なお、その際には、業務経費の削減を通じたスプレッドの抑制に努めつつ、制度の安定性を損なうことのないよう適切なスプレッドの設定に配慮する。</p> <p>調達金利については、金融情勢を適切に反映した水準となるよう、妥当性を検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得つつ、金融機関との調整を実施する。</p> <p>また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、商品性については、厚生労働省の政策体系・目的にも配慮した、対象層を限定した特例金利の設定等商品設計面で工夫を凝らす。</p> <p>手続面については、審査の妥当性</p>	<p>< 定量的指標 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。 ・財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とすること。 ・中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計2,080件以上とすること。 ・ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とすること。 ・毎年度、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を80%以上とすること。 <p>< その他の指標 > なし</p> <p>< 評価の視点 ></p>	<p>財産形成促進事業</p> <p>1 融資業務の着実な実施</p> <p>貸付金利については、資金の調達にかかる金利を基礎とし、一般の金融機関の金利動向その他の事情を考慮して、4月より0.67%、7月より0.67%、10月より0.71%、1月より0.67%で設定した。</p> <p>調達金利については、金融情勢を適切に反映した水準となるよう、厚生労働省と連携して現在の水準の妥当性等に関する検討を始めた。</p> <p>審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家による職員研修（住宅ローン審査、債権管理・回収、決算書の見方）を実施したほか、通信講座（信託活用がよくわかるコース、住宅ローン相談に強くなるコース）も活用した（研修は延べ18名、通信講座は2名が受講）。</p> <p>貸付決定までの審査期間については、貸付決定(666件)について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以内に貸付決定した。（平均審査処理期間は3.99業務日であった。）</p>	<p>< 評価と根拠 > 評価：B 以下の根拠のとおり、Bと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付決定（666件）について、借入申込書を受理した日から平均5業務日以内（平均3.99日）に貸付決定を行った。 ・財形持家融資等に関する相談を年間752件、受け付けた。数値目標達成度は107.4%であった。 ・財形持家融資の新規借入申込件数は666件であり、数値目標達成度は132.7%であった。 ・ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数は、648,489件となった。数値目標達成度は209.2%であった。 ・ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）は73.3%であり、数値目標達成度は91.6%であった。 <p>< 評価の視点に対する措置 ></p>	<p>評価</p>	

<p>必要があるため、前中期目標期間中（2013（平成25）～2016（平成28）年度）における平均審査期間を指標とすることとする。</p> <p>2 利用促進対策の効果的実施</p> <p>（1）特別な支援を必要とする者への対応等</p> <p>政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた利用促進対策に取り組むこと。</p>	<p>確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家による職員研修を毎年度1回以上実施し、貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とする。</p> <p>2 利用促進対策の効果的実施</p> <p>（1）特別な支援を必要とする者への対応等</p> <p>政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた以下の利用促進対策に取り組む。</p> <p>これにより、財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とし、中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計2,080件以上とする。</p> <p>広告代理店等外部専門家も活用し、最新の媒体、ツール、訴求方法を積極的に利用した広報を毎年度実</p>	<p>確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家による職員研修を実施し、貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とする。</p> <p>2 利用促進対策の効果的実施</p> <p>（1）特別な支援を必要とする者への対応等</p> <p>政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた以下の利用促進対策に取り組む。</p> <p>これにより、財形持家融資等に関する相談受付件数を、700件以上とし、財形持家融資の新規借入申込件数を、502件以上とする。</p> <p>広告代理店等外部専門家も活用し、最新の媒体、ツール、訴求方法を積極的に利用した広報を実施、効</p>	<p>・融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定を行い、融資資金の調達及び貸付方法について、現在の金融情勢や機構の財務状況に適しているかなどの検証等を実施しているか。</p> <p>また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、特例金利の設定などの商品設計や審査業務の迅速化に向けた取組を行ったか。</p> <p>・政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた利用促進対策に取り組んだか。</p>	<p>2 利用促進対策の効果的実施</p> <p>（1）特別な支援を必要とする者への対応等</p> <p>取り組み状況は、以下の～のとおりである。</p> <p>広告代理店を活用し、映画館での広告上映や住宅展示場・コンビニでのチラシ配布など新たな手法での広報を実施したほか、財形と共に勤労者の未来を支える手段として、中退共制度にも言及したポスターを作成・掲示した。また、前記広告代理店を通じてインターネットを活用したアンケートも実施し、広報手段の効果測定のほか、財形に対する認識の確認や啓発・周知を実施した。</p>	<p>・貸付金利の設定に関して、国及び関係機関と密接に連携し、勤労者の生活の安定に資するという目的を踏まえつつ、現在の金融情勢も勘案し、財務の健全性に問題が生じないよう適切なスプレッドを算定して決定した。</p> <p>また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、担当者向けに外部専門家による職員研修（住宅ローン審査、債権管理・回収、決算書の見方）を開催したほか、通信講座を活用して事務遂行に必要な専門性を高めるなど、審査業務の迅速化に向けた取組を行った。</p> <p>・政府方針を踏まえ、中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置（平成26年度導入）と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置（平成27年度導入）の適用期間をいずれも平成31年度末まで延長した。</p> <p>・国や関係機関と連携しつつ、広告代理店を活用した財形制度全般の周知キャンペーンを展開した。同キャンペーンでは、映画館での広告上映や住宅展示場・コンビニでのチラシ配布など新たな手法での広報を実施したほか、財形と共に勤労者の未来を支える手段として、中退共制度にも言及したポスターを作成・掲示した。また、前記広告代理店を通じてインターネットを活用したアンケートを実施し、広報手段の効果測定のほか、財形に対する認識の確認や啓発・周知を実施した。</p> <p>・行政機関等のメールマガジンを活用して18万超の登録者に財形制度の</p>	
--	--	--	--	--	--	--

<p>(2) 情報提供の質の向上</p> <p>ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況及び閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させること。</p> <p>【指標】 財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とすること。</p>	<p>施、効果を検証のうえ、改良を重ねる。</p> <p>行政機関等のメールマガジン、機関誌等について、費用対効果を検証しながら活用を図る。</p> <p>事業主転貸融資の利用に繋げるため、中小企業へのアドバイザーである社労士や税理士等の会議・集会・研修等に積極的に参加し、顧客である中小企業事業主への周知・推奨を依頼する。</p> <p>住宅ローン利用検討者向けのセミナー等を毎年度開催する。</p> <p>(2) 情報提供の質の向上</p> <p>ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況や閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させ、ホームページの財形持家融資制度の情報</p>	<p>果を検証し、必要に応じて改良を加える。</p> <p>行政機関等のメールマガジン、機関誌等について、費用対効果を検証しながら活用を図る。</p> <p>事業主転貸融資の利用に繋げるため、中小企業へのアドバイザーである社労士や税理士等の会議・集会・研修等に積極的に参加し、顧客である中小企業事業主への周知・推奨を依頼する。</p> <p>住宅ローン利用検討者向けのセミナー等を開催する。</p> <p>(2) 情報提供の質の向上</p> <p>ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況や閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させ、ホームページの財形持家融資制度の情報</p>	<p>・ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況及び閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させているか。</p> <p>・自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施しているか。</p> <p>・剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直</p>	<p>行政機関等のメールマガジンを活用して、18万超の登録者に財形制度の周知を行った。</p> <p>また、機関誌等について、下記のとおり広告掲載を行った。</p> <p>「月刊 社労士」(2月) 「CARE WORK」(2月) 「全管連ジャーナル」(2月) 「福祉情報」(2月・3月) 「中退共だより」(4月)</p> <p>日本ファイナンシャル・プランナーズ協会主催のイベントに参加し、ファイナンシャル・プランナー等専門家に対して情報提供を行った。</p> <p>住宅ローン利用検討者向けセミナーを開催、ファイナンシャル・プランナーの畠中雅子氏を講師に招き、「住宅ローンとライフプラン」についての講演及び参加者とのディスカッションを実施した。</p> <p>今年度の財形持家融資等に関する相談受付件数は752件、財形持家融資の新規借入申込件数は666件となり、いずれも数値目標を達成した。</p> <p>(2) 情報提供の質の向上</p> <p>ホームページについて、相談窓口の電話番号をトップページの目立つ場所に掲示し、相談件数の大幅増加につなげたほか、被災者向けの貸付金利引下げなどを紹介する専用ページ、国民的に好感度の高い著名人を起用した特設サイトや、親しみやすくインパクトのある独自マスコットキャラクターを使った分かり易い説明の導入など、情報提供の質向上に努めた。</p> <p>ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数は、648,489件となり、いずれも数値目標を達成した。</p> <p>一方、新規借入契約者を対象に実施したホームページ及びパンフレット等広告媒体に関する満足度調査の結果は、満足度(わかりやすい等の割合)73.3%であった。今後は、制度がわかりにくい、専門用語が多く理解が難しい等の意見を踏まえ、制度のメリットや表現等をわかりやすく表示するなどのホームページの更改を予定している。</p>	<p>周知を行ったほか、日本ファイナンシャル・プランナーズ協会主催のイベントに参加し、専門家に対する情報提供を行った。また、ファイナンシャル・プランナーを講師に招き、住宅ローン利用検討者向けセミナーを開催するなど、利用促進対策に取り組んだ。</p> <p>・ホームページについて、相談窓口の電話番号をトップページの目立つ場所に掲示し、相談件数の大幅増加につなげたほか、被災者向けの貸付金利引下げなどを紹介する専用ページ、国民的に好感度の高い著名人を起用した特設サイトや、親しみやすくインパクトのある独自マスコットキャラクターを使った分かり易い説明の導入など、情報提供の質向上に努めた。</p> <p>・中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置(平成26年度導入)と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置(平成27年度導入)を実施しているが、その継続検討にあたっては、政策的意義及び利用率向上の観点だけではなく、当該措置が財政状況に与える影響を検証し、財務の健全性に問題が生じないことを確認した上で実施した。効率的財務運営の観点からは、余裕資金の運用について、可能な限り短期でも運用機会を活用するように努めた。</p> <p>・剰余金の使途については、該当なし</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・転貸融資の件数及び金</p>	
--	--	--	---	--	--	--

<p>中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計2,080件以上とすること。</p> <p>ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とすること。</p> <p>毎年度、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を80%以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>利用促進のためには広く相談を受けることが重要であることから、相談受付件数については、前中期目標期間で最多であった2016（平成28）年度ベースの相談件数を目標とすることとする。</p> <p>2016（平成28）年度実績 707件</p> <p>新規借入申込件数については、前中期目標期間中の取組水準及び新規貸付件数の減少傾向を踏まえ、指標を設定することとする。</p> <p>2014（平成26）～2016（平成28）年度における貸付決定件数に基づく年度平均減少率10%</p> <p>実績値 2014（平成26）年度：751件、2015（平成27）年度：681件、2016（平成28）年度：614件</p> <p>アクセス件数については、ホームページの利便性を図るため、これまでの実績を基に指標を設定す</p>	<p>に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とするとともに、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を、毎年度80%以上とする。</p>	<p>に関するアクセス件数を、31万件以上とするとともに、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を、80%以上とする。</p>	<p>し、融資業務の体制強化等に充てたか。</p>		<p>額が減少している状況を踏まえ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うとともに、政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うなど、利用者の減少を踏まえた利用促進策に取り組む必要がある。</p> <p>また、法人の強みである中小企業との結びつきの強さを財形制度の利用促進に活用するため、退職金共済事業とさらなる連携の強化を図る必要がある。</p> <p><平成29年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転貸融資の件数及び金額が減少している状況を踏まえ、財形制度全般の周知キャンペーンを展開したほか、ファイナンシャル・プランナーを講師に招き、住宅ローン利用検討者向けセミナーを開催するなど、利用促進対策に取り組んだ。 ・政府方針を踏まえ、中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置（平成26年度導入）と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置（平成27年度導入）の適用期間をいずれも平成31年度末まで延長した。 <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の資金調達方法が、法人の財務状況や現在の金融情勢等に適合しているか検討する必要がある。 <p><平成29年度の業務実績の評価結果の反映状況></p>	
---	---	---	---------------------------	--	--	--

<p>ることとする。 2013（平成25）～2016（平成28）年度の平均アクセス件数 31万件 ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度については、利用者等の満足度を調査した上で、更なる向上を図るため、大多数の利用者から満足（わかりやすい等の割合）が得られる水準を指標として設定することとする。</p> <p>3 財務運営</p> <p>（1）自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。</p> <p>（2）剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。</p>	<p>3 財務運営</p> <p>自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。</p>	<p>3 財務運営</p> <p>自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。</p>		<p>3 財務運営</p> <p>中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置（平成26年度導入）及び子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置（平成27年度導入）については、政策的意義及び利用率の向上を踏まえ継続実施したが、その際には、当該措置が財政状況に与える影響を検証のうえ、財務の健全性に問題が生じないことを確認した。効率性の観点からは、余裕資金について、可能な限り短期での運用に努めている。</p>	<p>・調達金利については、金融情勢等を適切に反映した水準となるよう、厚生労働省と連携して現在の水準の妥当性等に関する検討を始めた。</p>	
--	--	--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>	<p>特になし</p>
-------------------	-------------

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1 6	雇用促進融資事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること(厚生労働省 政策体系 基本目標 - 施策大目標 4-2)	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット(アウトカム)情報							主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標	達成目標	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度		30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	
								予算額(千円)					
								決算額(千円)					
								経常費用(千円)					
								経常利益(千円)					
								行政サービス実施コスト(千円)					
								従事人員数					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
雇用促進融資事業 雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権(貸倒懸念債権及び破産更生債権等)の処理を進めるとともに、財政投融資の償還期限が2019(平成31)年度末であることを踏まえ、期限までに着実な償還を行うこと。	雇用促進融資事業 雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権(貸倒懸念債権及び破産更生債権等)の処理を進めるとともに、財政投融資からの借入金残高974,998千円(2017(平成29)年度末時点)を2019(平成31)年度までに着実に償還する。	雇用促進融資事業 雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権(貸倒懸念債権及び破産更生債権等)の処理を進めるとともに、財政投融資からの借入金残高のうち、724,998千円(2018(平成30)年度償還計画額)を着実に償還する。	< 定量的指標 > なし < その他の指標 > なし < 評価の視点 > ・雇用促進融資業	雇用促進融資事業 雇用促進融資業務については、金融機関や弁護士等専門家の意見を適宜聴取するとともに、金融機関の業務指導を継続的に実施しながら、法令にのっとり債権管理を適切に行い、リスク管理債権(貸倒懸念債権及び破産更生債権等)の処理を進めるとともに、財政投融資からの借入金残高のうち、724,998千円(2018(平成30)年度償還計画額)を着実に償還した。 業務指導 24回 法的措置 3件 (競売申立2件、仮差押1件) 滞貸償却 1件	< 評定と根拠 > 評定: B 以下の根拠を踏まえ、Bと評価する。 ・雇用促進融資業務については、金融機関や弁護士等専門家の意見を適宜聴取するとともに、金融機関の業務指導を継続的に実施しながら、法令にのっとり債権管理を適切に行い、リスク管理債権(貸倒懸念債権及び破産更生債権等)の処理を進めるとともに、財政投融資からの借入金残高のうち、724,998千円(2018(平成30)年度償還計画額)を着実に償還した。 < 評価の視点に対する措置 >		

			務について、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めるとともに、財政投融資の償還期限が2019（平成31）年度末であることを踏まえ、償還を進めているか。		・雇用促進融資業務については、金融機関や弁護士等専門家の意見を適宜聴取するとともに、金融機関の業務指導を継続的に実施しながら、法令にのっとり債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めるとともに、財政投融資からの借入金残高のうち、724,998千円（2018（平成30）年度償還計画額）を着実に償還した。 （再掲）	
--	--	--	---	--	---	--

4 . その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報		
2 1	1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 2 業務運営の効率化に伴う経費削減 3 給与水準の適正化 4 業務の電子化に関する取組 5 契約の適正化の推進	
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
中退共事業における中退共電算システムについて、2018(平成30)年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020(平成32)年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021(平成33)年度からシステム再構築を開始すること。	同左		実施済					
建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018(平成30)年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018(平成30)年12月までに検討結果を取りまとめること。	同左		実施済					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的実施等の観点から見直しを検討し、実施すること。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の縮減を図ること。</p> <p>2 業務運営の効率化に伴う経費削減</p> <p>業務運営の効率</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的実施等の観点から見直しを検討し、実施する。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の縮減を図る。</p> <p>2 業務運営の効率化に伴う経費削減</p> <p>業務運営の効率</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的実施等の観点から見直しを検討し、実施する。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の縮減を図る。</p> <p>2 業務運営の効率化に伴う経費削減</p> <p>一般管理費（人</p>		<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的実施等の観点から見直しを検討し、実施した。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の縮減を図った。</p> <p>諸手続・事務処理等の再点検を行い、「事務処理改善計画」を作成して加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図った。</p> <p>[主な改善実績] 機構内事務処理に関すること 11件 加入者が行う手続に関すること 3件</p> <p>・会議の移管、統合として、年5回開催していた業務運営・推進会議を3回に集約した。</p> <p>・中退共事業においては、事務処理方法の迅速化として、契約審査業務（新規契約申込書・追加契約申込書）に係る文書の受入・開封及び審査業務等について、1月から新規契約申込書を加え業務委託契約を更新した。</p> <p>・建退共事業においては、共済証紙の現物交付に係る様式の策定および様式策定用のアプリケーションの開発とダウンロード化を実施した。</p> <p>・財形事業においては、財形災害融資の新規実施に伴い、業務実施マニュアル、勤労者財産形成システムマニュアルに係る見直しを行った。</p> <p>調達等合理化検討チームにより、安易な随意契約で経費が増大しないように審議した（13回）。</p> <p>業務フロー・コスト分析を行い、旅費支給業務についてマニュアル化を行った。なお、習熟までの一定期間は現担当者のサポートが必要となり、一時的なコスト増が予想されるが、長期的にはコスト削減効果が見込まれる。</p> <p>2 業務運営の効率化に伴う経費削減 平成29年度予算額に対し、一般管理費（人件費を除く。）については36.5%、業務経費（新規事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については12.4%の削減を行った。</p>	<p>< 評価と根拠 > 評価：B 業務運営については、法人の長を中心に、組織を見直す（中退共電算システムの再構築のための専任部署（プロジェクト推進室）の4月に設置）など業務の効率的・効果的実施等の観点から見直しを検討し、実施した。また、諸手続・事務処理等の再点検を行い、「事務処理改善計画」を作成し、契約審査業務の外部委託を含め14件の改善を行った。</p> <p>一般管理費については、平成29年度予算額に比べて平成30年度においては36.5%削減するとともに、業務経費については、平成29年度予算額に比べて平成30年度においては12.4%削減し、経費削減に努めた。</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、検証し、その結果や取組状況を6月末に公表した。</p> <p>中退共事業における中退共電算システムについては、システムの再構築を行うための現行システムの調査・分析を行った。また、建退共制度における掛金納付方式に係る電子申請方式の導入については、2018（平成30）年1月から6月までの期間において実証実験を行い、8月31日付けで電子申請方式を導入することは可能であるとの総括を行った。その結果を踏まえ、「建退共制度に関する検討会」（4回開催）において、様々な関係者から意見を伺い、同年11月12</p>	<p>評価</p>	

<p>化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。</p> <p>3 給与水準の適正化</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表すること。</p>	<p>化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行う。</p> <p>3 給与水準の適正化</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>件費を除く。）及び業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、業務運営全体を通じて一層の効率化を図るとともに予算の適切な執行を行う。</p> <p>3 給与水準の適正化</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>< 定量的指標 > ・業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減</p>	<p>3 給与水準の適正化</p> <p>機構の平成30年度における給与水準について以下のとおり検証を行った。</p> <p>年齢のみで比較した対国家公務員指数は114.7となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高くなっていることによるものである。</p> <p>勤務地域を考慮した地域勘案指数では、101.5、地域・学歴勘案では101.7と高くなっているが、これは、国と比べ管理職の割合が高いことによるものである。</p> <p>支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、1.4%と極めて小さい（国からの財政支出額 9,026 百万円、支出予算の総額 662,083 百万円：平成30年度予算）。</p> <p>さらに、類似の業務を行っている民間事業者である保険業（保険媒介代理業、保険サービス業含む）との比較でも、平成30年度84.4と低い水準に抑えられている（賃金構造基本統計調査<出典：厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室>との比較）。</p> <p>上記については、令和元年6月末に機構ホームページにおいて公表した。</p>	<p>日付けで「建退共制度における電子申請方式の導入の可否及びそれに関連する課題等に関する意見書」が取りまとめられた。</p> <p>契約については、機構の「調達等合理化計画」（6月20日HP公表）に基づき取組を着実に実施した。平成30年度における一者応札の件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないように努めた。また、監事及び会計監査人において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けたこれらを踏まえ、B評価とする。</p> <p>一般管理費については、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上削減した。</p> <p>[定量的指標] 一般管理費削減率（2017（平成29）年度予算額比） 2018（平成30）年度目標値：15%以上削減 実績値：137,082（千円） 36.5%削減（達成度243%）</p> <p>業務経費については、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上削減した。</p> <p>[定量的指標] 業務経費削減率（2017（平成29）年度予算額比） 2018（平成30）年度目標値：5%以上削減 実績値：実績値：3,823,701（千円） 12.4%削減（達成度248%）</p>	
--	--	---	--	--	--	--

<p>4 業務の電子化に関する取組</p> <p>中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステムの再構築を行うこと。建退共制度における掛金納付方法について、事務の煩雑さの軽減等を図るため電子申請方式の実証実験を実施し、導入の可否を検討すること。</p> <p>【指標】</p> <p>中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平成30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（平成32）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（平成33）年度からシステム再構築を開始すること。</p> <p>建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018（平成30）年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018（平成30）年12</p>	<p>4 業務の電子化に関する取組</p> <p>中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、ハードウェア、ソフトウェア等の見直しを行い、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するため、2018（平成30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（平成32）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（平成33）年度からシステム再構築を開始する。</p> <p>建退共制度における掛金納付方法に係る事務の煩雑さの軽減等を図ることを目的として、電子申請方式の導入の可否について、2018（平成30）年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、同年12月までに検討結果を取りまとめる。</p>	<p>4 業務の電子化に関する取組</p> <p>中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、ハードウェア、ソフトウェア等の見直しを行い、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステム再構築に向けて、現行システムの調査・分析を行う。</p> <p>建退共制度における掛金納付方法に係る事務の煩雑さの軽減等を図ることを目的として、電子申請方式の導入の可否について、2018（平成30）年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、同年12月までに検討結果を取りまとめる。</p>	<p>を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平成30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（平成32）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（平成33）年度からシステム再構築を開始すること。 ・建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018（平成30）年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018（平成30）年12月までに検討結果を取りまとめること。 <p><その他の指標>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等について検証及び公表したか。 	<p>4 業務の電子化に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新するとともに、ハードウェア、ソフトウェア等の見直しを行い、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステム再構築に向けて、専担部署（プロジェクト推進室）を設置し、コンサルタントに委託して、プロジェクトの基本構想策定作業を進めた。具体的には、現行システムの調査・分析及びシステム化ニーズの調査と、調査結果を踏まえた事業計画及び事業規模の推計作業等を行った。 ・電子申請方式の導入の可否について、2018（平成30）年1月より実証実験を行うとともに、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえ、「建退共制度における電子申請方式の導入の可否及びそれに関連する課題等に関する意見書」を取りまとめた。 <p>「建退共掛金の納付に係る電子申請方式の実証実験に関する運営ワーキンググループ」を2回開催した。（共済契約者19社他との意見交換）4/26、6/28</p> <p>「建退共制度に関する検討会」を4回開催した。（有識者との意見交換）5/31、8/6、10/9</p> <p>（有識者の意見取りまとめ）11/12</p> <p>第5回「財務問題・基本問題検討委員会」を1回開催した。（取りまとめた意見の報告）11/20</p> <p>電子申請方式の根拠となる中小企業退職金共済法の改正を含むデジタル手続法案については、3月1日に中退部会にて諮問答申され、3月15日に閣議決定された。その後、第198回通常国会で成立し、5月31日に公布された。改正された中小企業退職金共済法は、公布から2年以内に施行されることとなっているため、今後は、必要な手続が整えば、速やかに電子申請方式に係るシステム開発を進めていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・4月に専担部署（プロジェクト推進室）を設置し、7月にコンサルタントに委託し、現行システムの調査・分析及びシステム化ニーズの調査結果について中間報告を行い（11/28）、12月～3月で調査結果を踏まえた事業計画及び事業規模の推計作業等を行った。また、3月に新システムの要件定義実施業者の選定準備を開始した。 ・2018（平成30）年1月から6月までの期間において実証実験を行い、同年8月31日付で、電子申請方式に係る実証実験の実施結果について証紙貼付方式の存続を前提とすれば、電子申請方式を導入することは可能であるとの総括を行った。また、その結果を踏まえ、「建退共制度に関する検討会」（4回開催）において様々な関係者から意見を伺い、同年11月12日付で、「建退共制度における電子申請方式の導入の可否及びそれに関連する課題等に関する意見書」が取りまとめられた。 <p><評価の視点に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸手当については、国に準拠して支給しており、機構独自の手当等は設けておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。 ・東京都特別区に勤務する職員に支給する特別都市手当（国家公務員の地域手当に相当）について、引き続き国家公務員 	
---	--	---	---	--	--	--

<p>月までに検討結果を取りまとめること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 中退共事業における中退共電算システムについて、再構築の目的を達成するために必要な工程を指標として設定することとする。</p> <p>建退共制度における実証実験について、実験終了年度に検討結果を取りまとめることを指標として設定することとする。</p> <p>5 契約の適正化の推進</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。</p> <p>(1) 公正かつ透明な調達手続による適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施すること。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保すること。また、契約監視委員会において、契</p>	<p>5 契約の適正化の推進</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。</p> <p>(1) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施する。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保する。ま</p>	<p>5 契約の適正化の推進</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。</p> <p>(1) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施する。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保する。また、契約監視委員会等を通じて、契約の適正な実施に</p>	<p>・中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステムの再構築を進めているか。</p> <p>・建退共制度における掛金納付方法について、事務の煩雑さの軽減等を図るため電子申請方式の実証実験を実施し、導入の可否を検討したか。</p>	<p>5 契約の適正化の推進</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、以下の取組により、契約の適正化を推進した。</p> <p>(1) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」(6/20HP公表)に基づき取組を着実に実施した。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保するよう努めた。また、契約監視委員会(6/7、12/21、3/18実施)等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けた。(添付資料 調達等合理化計画)</p> <p>なお、競争性のない随意契約に係る契約情報を下記の通りHPに公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29年度第4・四半期(5/10) ・H30年度第1・四半期(8/10) ・H30年度第2・四半期(11/12) ・H30年度第3・四半期(2/8) <p>(2) 契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施した。</p>	<p>の20%よりも低い水準に留めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総人件費については、超過勤務管理の徹底等を行いつつ、政府の取組を踏まえて適切に対応した。 ・年齢のみで比較した対国家公務員指数は114.7となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当(特別都市手当)の額が国家公務員に支給される手当(地域手当)の額の平均よりも高くなっていることによるものである。勤務地域を考慮した地域勘案指数では、101.5、地域・学歴勘案では101.7と高くなっているが、これは、国と比べ管理職の割合が高いことによるものである。 ・支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、1.4%と極めて小さい。 <p>・現行システムの調査・分析及びシステム化ニーズの調査を行い、調査結果を踏まえシステム再構築の目的を整理し、事業計画及び事業規模の推計作業等を行い、中退共システム再構築プロジェクトの基本構想策定作業を進めた。</p> <p>・実証実験については、機構において作成した実証実験システムを使用し、平成30年1月から6月までの実証実験を実施し5,985日分の就労報告がなされた。</p> <p>実験後に実施したアンケート調査においては、元請の88%、下請の</p>	
--	---	---	---	---	---	--

<p>約の適正な実施について点検を受けること。</p> <p>(2) 契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。中期目標期間における一者応札の平均件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数よりも増加させないよう努めること。</p> <p>(3) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>た、契約監視委員会等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けることとする。</p> <p>(2) 契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施する。中期目標期間における一者応札の平均件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努める。</p> <p>(3) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>ついて点検を受けることとする。</p> <p>(2) 契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施する。平成30年度における一者応札の件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努める。</p> <p>(3) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>・「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施したか。</p> <p>・契約は原則、一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施しているか。</p> <p>・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。</p> <p>・契約監視委員会において、契約の適正</p>	<p>平成30年度における一者応札の件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう、公告期間の延長及び十分な履行期間の確保及び競争参加資格等に過度の制限を設けないよう要件を点検するなど努めた。また、入札説明書等を受領したものの応札しなかった業者に提出してもらう入札辞退届について、内容を次回入札時に反映できるよう記載する項目等を改定した。</p> <p>・第3期中期目標期間における一者応札の平均件数 36件 ・平成30年4月～平成31年3月における一者応札の件数 78件(うち支部関係 53件〔建47件・林6件〕) 建退共各都道府県支部の業務委託契約を、企画競争入札により行った。(5年毎)</p> <p>(3) 業務監査(5/31、8/31、11/13、2/19実施) 会計検査(6/26～27、3/19実施)による監査・検査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。</p>	<p>49%がシステム等一部を見直した上で電子申請方式の導入に賛成であった。</p> <p>なお、証紙貼付方式については、長年の実績があり、建設業界に定着していること、必ずしも電子機器に習熟していない建設企業、技能労働者も多いことを踏まえ、電子申請方式の導入後も証紙貼付方式の存続が求められたものである。</p> <p>この結果を外部有識者で構成する「建退共制度に関する検討会」に報告し、システムの導入等について意見を求めたところ、システム開発に当たっては、人為的ミスが発生しないように無理のない業務フローを設定するとともに、システムのセキュリティ要件を明確化すること等多岐に亘る意見が提出され、電子申請システムの電子申請方式の速やかな導入を図ることが適当であるとの意見書が取りまとめられたものである。</p> <p>・「平成30年度調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するため、平成30年度随意契約及び一者応札・応募に係る契約について調達等合理化検討チーム及び監事、会計監査人による監査を受けるとともに自ら点検・見直しを行った。</p> <p>・契約は原則、一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施した。</p> <p>・監事及び会計監査人に</p>	
---	---	---	--	--	---	--

				な実施について点検が行われたか。		<p>よる監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。</p> <p>・外部有識者による契約監視委員会を3回開催し、平成30年度随意契約及び一者応札・応募に係る契約について審議を行った結果、契約内容は概ね適正であるとの意見を得ている。</p>	
--	--	--	--	------------------	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3 - 1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)	

注) 削減対象となる一般管理費は、人件費を除いた金額である。
 削減対象となる業務経費は、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除いた金額である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。 「第3 4 (1) 累積欠損金の処理等」で定めた事項に基づき、累積欠損金の着実な解消を図ること。また、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行うこと。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第1 4 (1) 累積欠損金の処理等」で定めた事項に基づき、着実な累積欠損金の解消を図る。 また、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置」で定めた事項を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行う。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置」で定めた事項を考慮した平成30年度予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行う。	<定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・累積欠損金の着実な解消を図ったか。 ・業務運営の効率化に考慮した予算を作成し、適切な管理を行ったか。	中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、平成29年度予算（今中期計画から削減対象外とした経費を除いた額）と比較して、一般管理費3%減及び業務経費1%減とした平成30年度予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。 ＊削減対象外経費（水道光熱費、事務室借料、システム関連経費、新規事業など）	<評価と根拠> 評価：B 中期目標における「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を考慮した平成30年度予算を策定し、当該予算の適切な管理を通じた運営などを行った。 これらを踏まえ、B評価とする。 <評価の視点に対する措置> ・平成30年度予算について適切な管理を行った。	評価	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4 - 1	1 内部統制の強化 2 情報セキュリティ対策の推進等 (1) 情報セキュリティ対策の推進 (2) 災害時等における事業継続性の強化 3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 4 資産運用における社会的に優良な企業への投資		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
第6 その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制の強化 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議及び研修等を通じて、役員で認識を共有すること。また、内部統制の仕組みが	第4 その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制の強化 内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報を国民から託されていることを踏まえ、資産運用委員会や運営委員会をはじめとする各種会議や監事監査等を通じて、内部統制システムを適切に運用するとともに、内部の仕組みが有効に機能しているか	第4 その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制の強化 内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報を国民から託されていることを踏まえ、内部統制の更なる強化を図るため、以下の体制で取り組む。 また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成	< 定量的指標 > なし < その他の指標 > なし	第4 その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制の強化 内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報を国民から託されていることを踏まえ、内部統制の更なる強化を図るため、以下の体制で取り組んだ。 また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議や研修等を通じて認識を共有した。	< 評価と根拠 > 評価：B ・機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報を国民から託されていることを踏まえ、以下の取組により内部統制の更なる強化を図った。機構のガバナンス強化策の一環として設置された厚生労働大臣任命の資産運用委員会において、資産運用の基本方針の変更など重要事項について、本委員会での議を経て決定した。情報セキュリティ委員会において、政府統一基準の改定に伴う機構情報セキュリティのための対策基準の改定や情報セキュリティに関する対策について平成30年度の実績や平成	評価	

<p>有効に機能しているかの点検・検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。</p>	<p>継続的に点検・検証し改善することにより、内部統制のさらなる強化を図る。 また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議や研修等を通じて認識を共有する。</p>	<p>26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議や研修等を通じて認識を共有する。</p> <p>(1) 資産運用委員会</p> <p>当機構のガバナンス強化策の一環として設置された厚生労働大臣任命の資産運用委員会では、基本指針を始め資産運用に係る重要事項について、本委員会での議を経て決定する。</p> <p>資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。</p> <p>審議内容については、議事要旨等の形で速やかに公表し、透明性、対外説明力の維持・向上に努める。</p> <p>(2) 情報セキュリティ委員会</p> <p>情報セキュリティ委員会では、情報セキュリティ・インシデント発生時の手順書など情報セキュリティに係る規程等について審議するほか、情報セキュリティ</p>		<p>(1) 資産運用委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産運用委員会において議を経た重要事項は次のとおりである。 資産運用の基本方針の変更(4/16、5/25) 国内債券、外国債券、国内株式及び外国株式アクティブ運用受託機関の選考に際し、募集及び評価方法等について資産運用委員会での審議結果を反映させた。 審議内容について公表したものは次のとおりである。 資産運用委員会議事要旨(平成29年度第5回～第7回及び平成30年度第1回～第6回) <p>(2) 情報セキュリティ委員会</p> <p>○情報セキュリティ委員会を開催し、以下について審議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 昨年度に行ったNISCのペネトレーションテストへの対応策及び中退共システム再構築等における取扱い(4/26) 平成30年度厚生労働省所管法人等における情報セキュリティ対策連絡会議について報告(7/31) 標的型メール訓練の実施結果と内部監査(情報セキュリティ対策関係・上期)に係る状況の報告及び今後の課題の審議(11/30) 政府統一基準の平成30年度行政法人勤労者退職金共済機構における情報セキュリティのための対策基準の改定(1/28) 今年度の実績報告と来年度の対策推進計画(3/26) 	<p>31年度の対策推進計画について審議を行った。</p> <p>システム化委員会において、平成30年度案件などについて精査を行った。</p> <p>リスク管理・コンプライアンス委員会において、リスクマップの更新等を行うとともに、ハラスメントや倫理規程に関する研修の充実などについて審議を行った。</p> <p>各種施策・計画の進捗状況等を、監事による監査、業務運営・推進会議、内部監査などによりモニタリングを行い、PDCAサイクルを適切に機能させた。また、平成30年度より新たに設置した外部有識者を加えた情報セキュリティ委員会において、CIO補佐官の活動内容の妥当性についても審議を行った。</p> <p>情報セキュリティ対策については、機構情報セキュリティのための対策基準に紐づく手順書(12件)を作成するとともに、機構情報セキュリティ対策推進計画に基づく、インシデントに備えた抜線訓練や全役職員を対象とした情報セキュリティ研修などを行い、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制及び手順の確立・浸透を図った。また、委託事業者から定期的に保守報告を受け情報・意見交換を行った。</p> <p>災害時等における事業継続性については、災害やサイバー攻撃等にシステムの機能停止やデータ破損等に備え、データのバックアップなどを行うとともに、各情報システムにおける事業継続計画(IC-BCP)を作成した。</p> <p>退職金共済事業と財産</p>
---	---	---	--	--	--

		<p>ィ・インシデントに関する総括を行い、情報セキュリティに関する問題意識の共有と施策の策定を行う。</p> <p>委員会にはCIO補佐官も委員として出席し、専門的見地から審議に加わる。</p> <p>(3) システム化委員会</p> <p>システム化委員会では、機構内のシステム化に関する基準の統一化とシステム化案件の一元的管理を行うとともに、システム化予算について、システム化要望案件間の優先順位付けを行い、経営資源の配分機能も担う。</p> <p>委員会にはCIO補佐官が委員として加わり、専門的見地から助言を行うほか、システム化要望案件の審査を実施する。</p> <p>(4) リスク管理・コンプライアンス委員会</p> <p>リスク管理・コンプライアンス委員会では、機構が抱えるリスクの鳥瞰図(リスク・マップ)を作成・更新し、リスクの現状と課題に関する認識の共有、課題間の優先順位付けを行う。</p> <p>また、委員会に</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議及び研修等を通じて、役職員で認識を共有したか。 ・内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行ったか。 	<p>○外部有識者を加えた情報セキュリティ有識者委員会を設置・開催し、これまでの取組や来年度の中退共システム再構築等などに対して意見をいただいた(2/19)。</p> <p>(3) システム化委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に決定した30年度案件の精査をするとともに、新たに調達することとなった、あるいは内容や実施時期が見直されたシステム化案件について審議した(4/26)。 ・4/26の審議を踏まえ、昨年度に決定した30年度案件をさらに精査し、また30年度追加・修正案件に関して審議した(7/31)。 ・30年度追加・修正案件に関する審議及び平成31年度・令和2年度追加案件について審議した(9/26)。 ・平成31年度を含む中期計画期間におけるシステム化案件について審議した(12/26)。 <p>(4) リスク管理・コンプライアンス委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、リスク項目、リスク度合い、対応等の検討を行い、リスクの鳥瞰図(リスク・マップ)を作成・更新した(9月、3月)。 ・ハラスメント及び倫理規程について、研修の充実を図ることとした(9月)。 ・適正な通勤手当の支給に向けた取組について審議した(3月)。 ・契約の適正な実施について、「契約監視委員会」において締結した契約のチェックを受け、指摘事項に対して対応を検討することとした(6月、12月、3月)。 	<p>形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うために、財産形成促進事業について中退共事業の未加入事業主に対する説明会に15回参加、600部の資料を配布し制度の概要の説明などを行った。</p> <p>資産運用における社会的に優良な企業への投資については、資産運用委員会での議論を踏まえ、特定のファンドへの新規投資や投資回収の実施については見送り、当面は、エンゲージメントや議決権行使の活用の方で実施していくことが適当との結論に至った。</p> <p>これらを踏まえ、B評価とする。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の適正を確保するため、各種会議や委員会において規程を適時適切に見直し、研修等を通じて役職員へ周知を行うことにより認識を共有した。 ・内部監査を実施し、内部統制(規程遵守、個人情報)の適切な取扱い等)情報セキュリティ対策等を重点として、改善要請を行うとともに、前回監査で指摘した事項等の改善状況を確認した。 	
--	--	--	--	--	--	--

		<p>は法曹関係の外部有識者委員を加え、客観的・専門的見地に立った助言を受ける。</p> <p>(5) モニタリング体制</p> <p>各種施策・計画の進捗状況等をモニタリングし、PDCAサイクルを適切に機能させる。</p> <p>中期計画・本計画の進捗状況について、業務運営・推進会議を少なくとも四半期に1回開催し、問題の把握・分析と対応策の検討を行う。ただし、情報セキュリティ及びシステム化に関する計画については、それぞれ情報セキュリティ委員会、システム化委員会において検討を行う。</p> <p>支部・コーナーを含む業務の運営状況、各種施策の実施・運用状況については、監事及び監査室においてモニターし、問題・課題の指摘と、是正、改善に向けた提言を行う。</p> <p>CIO補佐官については、年度末に、外部有識者を加えた情報セキュリティ委員会において、業務遂行状況に関する報告をし、その中で、機構における情報セキュリティ及びシステムに関する問</p>		<p>(5) モニタリング体制</p> <p>財務報告等の信頼性を確保するため、監事による監査を受けた(6月)。また、4月から6月にわたって監査法人による29事業年度の期末監査を受け、監査報告書を受領した(6月)。</p> <p>業務執行状況について、監事による業務監査を受けた(2月)。</p> <p>業務運営・推進会議を5回開催し、各事業本部及び総務部の29事業年度実績報告及び第3期中期目標期間業務実績報告の審議を行うとともに、それらを取りまとめた機構の「29事業年度業務実績等報告書(案)」及び「第3期中期目標期間(平成25~29年度)業務実績等報告書(案)」の審議を行い、厚生労働大臣に「報告書」を提出した(6/29)。また、平成30事業年度計画の進捗状況の審議を。</p> <p>さらに、過去の実績及び30年度実績を踏まえ、平成31事業年度計画を策定した。</p> <p>第1回業務運営・推進会議(4/17~18)</p> <p>各事業本部及び総務部の29事業年度実績報告に基づき審議</p> <p>第2回業務運営・推進会議(6/8)</p> <p>機構の「29事業年度実績報告書(案)」及び「第3期中期目標期間(平成25~29年度)業務実績等報告書(案)」に基づき審議</p> <p>第3回業務運営・推進会議(8/7~8)</p> <p>各事業本部及び総務部の平成30事業年度第1・四半期までの進捗状況に基づき審議</p> <p>○第4回業務運営・推進会議(11/8)</p> <p>各事業本部及び総務部の30事業年度上半期までの進捗状況に基づき審議</p> <p>外部有識者を加えた情報セキュリティ委員会において、CIO補佐官から業務遂行状況に関する報告が行われ、その中で、機構における情報セキュリティ及びシステム管理体制等に関する問題提起がなされた。また、CIO補佐官の活動内容の妥当性についても審議を行った。</p> <p>内部監査計画書に基づき、内部統制(規程遵守、個人情報の適切な取扱い等)、情報セキュリティ対策等を重点として、内部監査を実施し、改善要請を行うとともに、前回監査で指摘した事項等の改善状況を確認した。</p> <p>また、勤労者財産形成融資及び雇用促進融資の業務状況等についても監査を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 端末やUSBの保有・管理状況の確認(7/26~8/1、1/25~2/5) ・ 内部統制及び情報セキュリティ対策に関するヒアリング(12/25) ・ 前回監査のフォローアップ(11/16、1/31)。 ・ 大阪相談コーナーの情報セキュリティ対策実施状況等の確認(3/1) ・ 特定個人情報の取扱い状況の確認(3/6~25)。 		
--	--	---	--	---	--	--

<p>2 情報セキュリティ対策の推進等</p> <p>(1) 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、同法等に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制及び手順の確立・浸透を図ること。</p> <p>システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対処がなされるよう、リスク管理体制の強化を図ること。</p> <p>また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PD</p>	<p>2 情報セキュリティ対策の推進等</p> <p>(1) 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、各種規程の整備やインシデント手順書等を見直し、整備するとともに、サイバー攻撃等の脅威に対して強固なシステム環境の構築、ヒューマン・エラー対策（研修・教育等）など、適時適切な情報セキュリティ対策を実施する。</p> <p>実施状況については、監事・監査室による内部監査に、外部機関による情報セキュリティ監査、外部有識者を加えた情報セキュリティ委員会なども活用して、実効性を検証し、</p>	<p>題提起や提言を受けるほか、活動内容の妥当性についても検証を行う。</p> <p>なお、金融・経済情勢の急激な変化や、急速に進化しているサイバー攻撃に対し機動的に対応するため、厚生労働省と連携を密にし、情報と現状認識、問題意識の共有を図る。</p> <p>2 情報セキュリティ対策の推進等</p> <p>(1) 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、各種規程の整備やインシデント手順書等を見直し、整備するとともに、サイバー攻撃等の脅威に対して強固なシステム環境の構築、ヒューマン・エラー対策（研修・教育等）など、適時適切な情報セキュリティ対策を実施する。</p> <p>実施状況については、監事・監査室による内部監査に、外部機関による情報セキュリティ監査、外部有識者を加えた情報セキュリティ委員会なども活用して、</p>	<p>< 定量的指標 > なし</p> <p>< その他の指標 > なし</p> <p>< 評価の視点 ></p> <ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、同法等に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制及び手順の確立・浸透を図ったか。 システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対処がなされるよう、リスク管理体制の強化を図ったか。 	<ul style="list-style-type: none"> 特退共支部の情報セキュリティ対策実施状況等の確認（建退共支部：山梨(6/19)、宮城(11/22)、岐阜(12/7)、山口(1/22)、林退共支部：広島(10/2)） 財形業務委託先の個人情報取扱い状況の確認（10/18～19） 勤労者財産形成融資業務等に係る監査（2/20） <p>業務及びシステム監査を実施し、業務の運営状況、各種施策の実施・運用状況について、問題・課題の指摘と、是正、改善に向けた提言を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建退共山梨県支部 6/19 建退共宮城県支部 11/22 建退共岐阜県支部 12/7 建退共山口県支部 1/22～23 <p>2 情報セキュリティ対策の推進等</p> <p>(1) 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>【組織運営面】</p> <p>○内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）のマネジメント監査において、情報セキュリティに関わる調達案件の際には外部委託先が情報セキュリティに関する要求事項を確実に実施していることを確認するよう助言があったため、外部委託における情報セキュリティ対策実施手順書を作成するとともに、適正な情報取扱いの確保のため、外部委託に関する様式をとりまとめ、役員へ周知した（11/27）。</p> <p>○情報セキュリティ対策基準に紐づく手順書を作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事異動等の際に行うべき情報セキュリティ対策実施手順書 他12件 <p>○保守受託事業者と定期的に情報・意見交換を行い、ハード、ソフトウェア両面での情報セキュリティ対策に関する最新情報の入手に努めた。</p> <p>【設備面】</p> <p>○NISCのペネトレーションテストでの指摘に基づき、脆弱性を指摘されたシステム（文書管理システム）へIPアドレスによる制御を実施した（6/5～6）。</p> <p>○サーバ室内に監視カメラ4台を設置した（5/26）。</p> <p>【運用面】</p> <p>毎週定期的に、更新プログラムのインストールおよび完全スキャンを実施した。当日は毎週、全役職員に当該措置実施のための準備作業を実施するよう注意喚起メールを送信した。</p> <p>3連休以上の連休明けには、原則として外部からのメールの添付ファイル開封を禁止し、連休前には、全役職員に対し、注意喚起メールを送信した。</p> <p>○30年度情報セキュリティに係る対策推進計画に基づき、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> インシデントに備えた抜線訓練（5/28） 新規採用者を対象にしたセキュリティ研修（10/1） 全役職員を対象とした標的型メール訓練（10/9） 全役職員を対象とした個人情報及び情報セキュリティ研修（10/10～16） WEBアプリケーションのセキュリティ診断（12/17～21） 全役職員を対象とした自己点検（2/5～15） 	<p>< 評価の視点に対する措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> インシデント訓練やシステムのセキュリティ診断における結果等を踏まえ、必要とされる対応を行ったほか、組織運営面、設備面、運用面などにわたって多面的な検討を行うとともに対策を講じた。また、全役職員を対象に研修を行い、意識の向上を図った。 <p>・委託事業者から定期的に保守報告を受け、情報・意見交換を行った。また、ハードウェア・ソフトウェア両面での情報セキュリティ対策に関する最新情報の入手に努めた。</p>	
--	--	---	---	---	---	--

<p>CAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。</p> <p>(2) 災害時等における事業継続性の強化</p> <p>災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じること。</p> <p>3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携</p> <p>退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加</p>	<p>その結果を踏まえて迅速に対策の見直しを行う。</p> <p>また、インシデント発生時に、各自がインシデント手順書等に定められた役割、責任、権限に基づき迅速かつ適切な対応がとれるよう、関係機関・システム運用委託先との連携体制、内部の指揮命令・連絡体制等確立するための訓練や研修等を行う。</p> <p>(2) 災害時等における事業継続性の強化</p> <p>災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じる。</p> <p>3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携</p> <p>退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加</p>	<p>実効性を検証し、その結果を踏まえて迅速に対策の見直しを行う。</p> <p>また、インシデント発生時に、各自がインシデント手順書等に定められた役割、責任、権限に基づき迅速かつ適切な対応がとれるよう、関係機関・システム運用委託先との連携体制、内部の指揮命令・連絡体制等確立するための訓練や研修等を行う。</p> <p>(2) 災害時等における事業継続性の強化</p> <p>災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じる。</p> <p>3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携</p> <p>退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果</p>	<p>・セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ったか。</p> <p>・災害時における事業継続性強化のための対策を講じているか。</p> <p>< 定量的指標 ></p> <p>・中退共事業の未加入事業主に対する説明会等の機会をとらえて毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図ってい</p>	<p>外部研修等</p> <p>○NISCの研修に参加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府統一基準群の改定について(9/4、10、4名) ・統一基準群に基づく情報セキュリティ監査について(11/15、4名) ・10大脅威とその対策等について(12/21、3名) ・マネジメント監査、ペネトレーションテストの結果と課題(3/11~12、5名) <p>○CSIRT(Computer Security Incident Response Team)研修へ参加した(7/25、10/3、10/26、12/19)</p> <p>○厚生労働省によるCSIRT訓練を実施した(12/4)</p> <p>○NISCマネジメント監査のためのフォローアップが実施された(12/11~)</p> <p>○IT人材育成・確保のための講習会に参加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府方針関連(10/29、6名) ・IT調達における見積手法(1/22、2/5、5名) <p>(2) 災害時等における事業継続性の強化</p> <p>災害時等の安否状況を迅速かつ容易に確認するために導入した安否確認サービスの訓練を行った(6/15)</p> <p>機構が保有する各情報システムにおける事業継続計画(IT-BCP)を作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共電算システムについては、災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、給付関連データの遠隔地へのデータ転送によるバックアップを継続。また、非常時の転送データ利用訓練を定期的に(概ね3か月に1回)実施した。 ・システムバックアップ及び各業務のデータバックアップとその外部保管(毎日)を行った。 ・事業継続性強化のため、データやシステムのバックアップ対象及びバックアップ手法等の見直しに関する検討を開始した。 <p>3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携</p> <p>退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用した。</p>	<p>・情報セキュリティ委員会を開催し、平成30年度実施した訓練等の実績と内部監査の結果報告を行い、今後の課題と令和元年度の対策推進計画を審議した。</p> <p>・各情報システムにおける事業継続計画(IT-BCP)を作成するとともに、職員の安否確認サービス及び退職金支給データの遠隔地への転送とその転送データを利用する訓練を行った。</p> <p>< 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイバーセキュリティ基本法の改正を踏まえ、同法に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の確立・浸透を図ることが必要である。 <p>< 平成29年度の業務実績の評価結果の反映状況 ></p> <p>政府統一基準の改正(平成30年度版)に伴い、機構対策基準の見直しを行うとともに、各種手順書の作成及び研修・教育等を行い、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制作りと手順の確立・浸透を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共事業の未加入事業主に対する説明会に15回参加し、参加事業所600社に対し制度の概要の説明を行った。数値目標達成度は100%であった。 	
---	---	---	---	---	---	--

<p>入促進対策を相互活用すること。 特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用すること。</p> <p>【指標】 中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図ること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の実績を踏まえ、指標を設定することとする。 2015（平成27）年度実績15回、2016（平成28）年度実績15回</p> <p>4 資産運用における社会的に優良な企業への投資 各退職金共済事業の資産運用にお</p>	<p>入促進対策を相互活用する。 特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用するため、以下の取組を行う。</p> <p>中退共事業の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図る。</p> <p>退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関や顧客層等に対し、連携して制度の周知やアンケート調査等を実施するなど効率的な広報活動を行う。</p> <p>中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度3,000件以上送付する。ただし、送付先と部数については、毎年度、効果の検証を行い、その結果を踏まえて見直すこととする。</p> <p>4 資産運用における社会的に優良な企業への投資 各退職金共済事業の資産運用にお</p>	<p>的に行うため、加入促進対策を相互活用する。 特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用するため、以下の取組を行う。</p> <p>中退共事業の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図る。</p> <p>退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関や顧客層等に対し、連携して制度の周知やアンケート調査等を実施するなど効率的な広報活動を行う。</p> <p>中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を3,000件以上送付するとともに効果の検証を行い、必要に応じて見直すこととする。</p> <p>4 資産運用における社会的に優良な企業への投資 各退職金共済事</p>	<p>るか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度3,000件以上送付しているか。 <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用する等、両事業の関係機関や顧客層等に対し、連携して効率的な広報活動を行ったか。 ・各退職金共済事業の資産運用において、一定の範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、どのように実施できるかを検討し、2018（平成30）年度末までに結果をとりまとめ、可能な場合は実施しているか。 	<p>特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用するため、以下の取組を行った。</p> <p>中退共事業の未加入事業主に対する説明会に15回参加し、参加事業所600社に対し財形制度の概要の説明を行った。</p> <p>4月発行の中退共だより17号に財産形成促進事業の広告を掲載し、共済契約者（365,925部）及び関係機関等（7,658部）へ配布するとともに、ホームページに掲載した（4月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建退共支部事務局長会議において、財形制度の説明を行うとともに、各支部に財形制度のリーフレットを送付した（5月） ・中退共制度の案内を盛り込んだ財形制度のポスターを作成し、全国301駅及び関係機関への掲示を行った（12月） ・建退共が広告掲載を行っている管工事業界誌「全管連ジャーナル」に財形制度の広告を掲載した（2月） ・財形福祉協会発行の情報誌「福祉情報」に中退共制度と財形制度共同で広告を掲載した（2月） <p>中退共事業の既加入事業主のうち、従業員51人以上の事業主4,441所に対して、財形制度の資料を送付した。その効果について、アンケートにより検証を実施した。その結果を見ると、アンケートの回答者の過半数が財形持家融資制度を認識していなかったことから、当該制度について一定程度の周知効果があったものと思われる。もっとも、アンケートの回収率が1.7%（回答79件）と極めて低いことから、実施方法及びアンケート内容については引き続き検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中退共事業の既加入事業主のうち、従業員51人以上の事業主4,441所に対して、財形制度の資料を送付した。 <p><評価の視点に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月発行の中退共だより17号に財産形成促進事業の広告を掲載し、共済契約者（365,925部）及び関係機関等（7,658部）へ配布するとともに、ホームページに掲載した（4月）。 ・「各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、機構の特性を踏まえてどのように実施できるか」については、検討内容を資産運用委員会に報告、審議を受け、下記の実施方針について了承された。 【実施方針】積立型基金であり、公的機関のアセットオーナーである等の当機構の特性を踏まえ、社会的に優良な企業への投資方法については、ESG投資の収益性に関する調査・研究がまだ発展途上にあり、特に社会的要素については事例も限られている実情を勘案し、特定のファンドへの
---	--	--	--	--	--

<p>いて、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、機構の特性を踏まえてどのように実施できるかを検討し、2018（平成30）年度末までに結果をとりまとめ、可能な場合は実施すること。</p>	<p>いて、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、機構の特性を踏まえてどのように実施できるかを検討し、2018（平成30）年度末までに結果をとりまとめ、可能な場合は実施する。</p>	<p>業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、機構の特性を踏まえてどのように実施できるかを検討し、結果をとりまとめ、可能な場合は実施する。</p>		<p>4 資産運用における社会的に優良な企業への投資 各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、機構の特性を踏まえてどのように実施できるか勉強会の開催や外部セミナーへの参加など情報収集に努めた。 資産運用委員会において、当機構の特性を踏まえたESG投資のあり方について審議を行い、投資方法については、ESG投資の収益性に関する調査・研究がまだ発展途上であり、特に社会的要素については事例も限られている実情を踏まえ、特定のファンドへの新規投資や投資回収の実施については見送り、当面は、エンゲージメントや議決権行使の活用で“社会的に優良な企業への投資”を実施していくことが適当との結論に至った。 具体的な活動としては、国内株式及び外国株式運用委託先からスチュワードシップ活動に関する報告を受ける際に、ESG投資に関するエンゲージメント（建設的な意見交換）を実施するとともに、役員が運用機関トップとのエンゲージメントを実施し、本邦企業の経営に於いては“社会的な要素”が重要、との認識を発信した。</p>	<p>新規投資や投資回収の実施については見送り、当面は、エンゲージメントや議決権行使の活用で“社会的に優良な企業への投資”を実施していく。 上記方針に基づき、投資先企業の社会的優良性改善を企図し、役員が主要運用機関トップとの面談を開始したほか、運用受託機関運用担当者によるスチュワードシップ活動報告会を開催するなど、運用受託機関とのエンゲージメントを通じたスチュワードシップ活動を本格化した。これらの活動は、定期的実施する予定である。なお、こうした検討結果を取りまとめた資料を作成、4月上旬の資産運用委員会に報告し、了承された。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・法人の強みである中小企業との結びつきの強さを財形制度の利用促進に活用するため、退職金共済事業とさらなる連携強化を図る必要がある。</p> <p><平成29年度の業務実績の評価結果の反映状況> ・退職金共済事業と財産形成促進事業のさらなる連携強化を図るため、広報媒体を相互に活用したほか、両事業の関係機関や顧客層等に対し、連携して効率的な広報活動を行った。</p>	
--	--	--	--	---	---	--

特になし			
1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5 - 1	第5 予算、収支計画及び資金計画 第6 短期借入金の限度額 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第8 剰余金の使途 第9 職員の人事に関する計画 第10 積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
	達成目標	(参考)	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	第5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 機構総括 別紙 - 1 のとおり 中退共事業等勘定 別紙 - 2 のとおり 建退共事業等勘定 別紙 - 3 のとおり 清退共事業等勘定 別紙 - 4 のとおり 林退共事業等勘定 別紙 - 5 のとおり 財形勘定 別紙 - 6 のとおり 雇用促進融資勘定 別紙 - 7 のとおり 2 収支計画 機構総括 別紙 - 8 のとおり 中退共事業等勘定 別紙 - 9 のとおり 建退共事業等勘定	第5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 機構総括 別紙 - 1 のとおり 中退共事業等勘定 別紙 - 2 のとおり 建退共事業等勘定 別紙 - 3 のとおり 清退共事業等勘定 別紙 - 4 のとおり 林退共事業等勘定 別紙 - 5 のとおり 財形勘定 別紙 - 6 のとおり 雇用促進融資勘定 別紙 - 7 のとおり 2 収支計画 機構総括 別紙 - 8 のとおり 中退共事業等勘定 別紙 - 9 のとおり 建退共事業等勘定		第5 予算、収支計画及び資金計画 省略	自己評価 < 評価と根拠 > 評価：B ・短期借入金の限度額については、財形融資事業における資金繰り上発生した資金不足に対する資金として、借入限度額の範囲内で、借入れを行った。 職員の人事については、機構が求める人材の確保を図るべく、筆記試験、集団討論による面談を行った結果、最終個別面接を実施し、計12名を採用した。また、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づいた研修(実施回数91回、参加人数1,214人)を実施した。さらに、多様なポストを経験させるべく、平成30年度中に機構職員のうち48.2%の人事異動を決定した。	評価	

	<p>別紙 - 10 のとおり 清退共事業等勘定 別紙 - 11 のとおり 林退共事業等勘定 別紙 - 12 のとおり 財形勘定 別紙 - 13 のとおり 雇用促進融資勘定 別紙 - 14 のとおり</p> <p>3 資金計画 機構総括 別紙 - 15 のとおり 中退共事業等勘定 別紙 - 16 のとおり 建退共事業等勘定 別紙 - 17 のとおり 清退共事業等勘定 別紙 - 18 のとおり 林退共事業等勘定 別紙 - 19 のとおり 財形勘定 別紙 - 20 のとおり 雇用促進融資勘定 別紙 - 21 のとおり</p> <p>第6 短期借入金の限度額 1 限度額 中退共事業においては20億円 建退共事業においては20億円 清退共事業においては1億円 林退共事業においては3億円 財形融資事業においては391億円 雇用促進融資事業においては0.1億円</p> <p>2 想定される理由 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 財産形成促進事業において資金繰り</p>	<p>別紙 - 10 のとおり 清退共事業等勘定 別紙 - 11 のとおり 林退共事業等勘定 別紙 - 12 のとおり 財形勘定 別紙 - 13 のとおり 雇用促進融資勘定 別紙 - 14 のとおり</p> <p>3 資金計画 機構総括 別紙 - 15 のとおり 中退共事業等勘定 別紙 - 16 のとおり 建退共事業等勘定 別紙 - 17 のとおり 清退共事業等勘定 別紙 - 18 のとおり 林退共事業等勘定 別紙 - 19 のとおり 財形勘定 別紙 - 20 のとおり 雇用促進融資勘定 別紙 - 21 のとおり</p> <p>第6 短期借入金の限度額 1 限度額 中退共事業においては20億円 建退共事業においては20億円 清退共事業においては1億円 林退共事業においては3億円 財形融資事業においては391億円 雇用促進融資事業においては0.1億円</p> <p>2 想定される理由 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 財産形成促進事業において資金繰り</p>	<p>< 定量的指標 > なし</p> <p>< その他の指標 > なし</p> <p>< 評価の視点 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画の予算の範囲内で適正に予算を執行しているか。 ・短期借入金の限度額を超えなかったか。また、借入を行う理由は適切であったか。 ・財形勘定における決算において剰余金が発生した際には、適切に執行しているか。 ・職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施しているか。 	<p>第6 短期借入金の限度額 財形融資事業においては、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入れを行った。 38億円（平成30年6月26日～6月29日） 65億円（平成30年6月26日～7月6日） 94億円（平成30年9月26日～9月28日） 41億円（平成30年12月25日～12月27日）</p> <p>2 想定される理由</p>	<p>前中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、建退共事業等勘定給付経理、建退共事業等勘定特別給付経理、雇用促進融資勘定ごとに、それぞれの業務に充てた。 これらを踏まえ、B評価とする。</p> <p>< 評価の視点に対する措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画の予算の範囲内で適正に予算を執行した。 ・短期借入金の限度額については、財形融資事業における資金繰り上発生した資金不足に対する資金として、借入限度額の範囲内で、借入れを行った。（再掲） ・なし ・職員の採用については、幅広い募集を行った結果、多数の応募者があり、筆記試験、集団討論による面接、最終個別面接により、12名を採用した。 ・機構職員の専門性向上など運用体制の強化に努めるため、金融・運用業 	
--	--	--	--	---	---	--

	<p>上、発生する資金不足への対応のため。 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。</p> <p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第8 剰余金の使途 財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てる。</p> <p>第9 職員の人事に関する計画</p> <p>1 方針 職員の採用に当たっては、意欲や能力の高い人材をより広く求める。</p>	<p>上、発生する資金不足への対応のため。 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。</p> <p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第8 剰余金の使途 財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てる。</p> <p>第9 職員の人事に関する計画</p> <p>1 方針 職員の採用に当たっては、意欲や能力の高い人材をより広く求める。</p>		<p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第8 剰余金の使途 なし</p> <p>第9 職員の人事に関する計画</p> <p>1 方針 平成31年度の職員採用については、機構ホームページへ募集案内の掲載、ハローワークへ募集依頼のみならず、「キャリアタスUC（企業が求人票をWEB上で配信し、学校が学生に公開するサービス）」を利用した各大学等への求人情報の提供、また就職情報サイト「リクナビ」への掲載等幅広く行った結果、390名の応募者があった。 選考にあたっては、機構が求める人材（高い目的意識を持ち、多角的な視点から物事を分析し、解決策を導き出すことが出来る人材、コミュニケーション能力・調整力に秀でた人材）の確保を図るべく、筆記試験、集団討論による面接を行った結果、最終個別面接を実施し、計12名を採用した。</p> <p>平成30年10月1日採用 1名 平成31年4月1日採用 11名</p> <p>・機構職員の専門性向上など運用体制の強化に努めるため、金融・運用業務に精通した職員を運用調査役として公募により採用した。</p>	<p>務に精通した職員を運用調査役として公募により1名採用した。 ・平成30年度の実施計画を踏まえ、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。 ・人事異動については、職員のキャリアアップを図る観点から、多様なポストを経験させるべく機構内の人事異動を幅広く行った（平成30年7月1日、平成30年10月1日、平成31年4月1日）。</p>	
--	--	--	--	--	---	--

		<p>職員の資質や能力向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する。</p> <p>多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施する。</p> <p>第10 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業前記の業務に附帯する業務 財産形成促進事業 雇用促進融資事業</p>	<p>職員の資質や能力向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する。</p> <p>多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施する。</p> <p>第10 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業前記の業務に附帯する業務 財産形成促進事業 雇用促進融資事業</p>	<p>< 定量的指標 > なし</p> <p>< その他の指標 > なし</p> <p>< 評価の視点 > ・前期中期目標期間繰越積立金について、取り崩しを行った場合には各勘定における業務に充てたか。</p>	<p>平成31年2月1日採用 1名</p> <p>平成30年度の実施計画を踏まえ、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。 実施回数：91回 参加人数：1,214人 基本研修 17回 341人 実務研修 74回 873人</p> <p>人事評価結果等を活用し、職員の能力・適正・経験等を踏まえた適材適所の人事配置を行った。 特に、人材育成・職員のキャリアアップの観点から、多様なポストを経験させるべく、平成30年度中に機構職員のうち48.2%の人事異動を決定した（平成30年7月1日、平成30年10月1日、平成31年4月1日）。</p> <p>第10 積立金の処分に関する事項 主務大臣の承認を受けた前期中期目標期間繰越積立金については、各勘定の経理のうち当期損失金を計上した経理について積立金を取り崩し、以下のとおり および の業務に充てた。</p> <table border="0" data-bbox="1291 1039 1929 1144"> <tr> <td>中退共事業等勘定</td> <td>給付経理</td> <td>3,457,670,849円</td> </tr> <tr> <td>建退共事業等勘定</td> <td>給付経理</td> <td>9,325,046,629円</td> </tr> <tr> <td>建退共事業等勘定</td> <td>特別給付経理</td> <td>464,407,784円</td> </tr> </table> <p>雇用促進融資勘定 39,403,452円</p>	中退共事業等勘定	給付経理	3,457,670,849円	建退共事業等勘定	給付経理	9,325,046,629円	建退共事業等勘定	特別給付経理	464,407,784円	<p>< 評価の視点に対する措置 > ・前期中期目標期間繰越積立金について、取り崩しを行った場合には各勘定における業務に充てた。</p>	
中退共事業等勘定	給付経理	3,457,670,849円														
建退共事業等勘定	給付経理	9,325,046,629円														
建退共事業等勘定	特別給付経理	464,407,784円														

4. その他参考情報

目的積立金等の状況

一般の中小企業退職金共済事業等勘定 (単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和1年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	430,034				
目的積立金	-				
積立金	-				
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-				
運営費交付金債務	-				
当期の運営費交付金交付額(a)	-				
うち年度末残高(b)	-				
当期運営費交付金残存率(b÷a)	-				

清酒製造業退職金共済事業等勘定 (単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和1年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	2,655				
目的積立金	-				
積立金	-				
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-				
運営費交付金債務	-				
当期の運営費交付金交付額(a)	-				
うち年度末残高(b)	-				
当期運営費交付金残存率(b÷a)	-				

財形勘定 (単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和1年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	12,255				
目的積立金	-				
積立金	-				
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-				
運営費交付金債務	-				
当期の運営費交付金交付額(a)	-				

建設業退職金共済事業等勘定 (単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和1年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	98,634				
目的積立金	-				
積立金	-				
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-				
運営費交付金債務	-				
当期の運営費交付金交付額(a)	-				
うち年度末残高(b)	-				
当期運営費交付金残存率(b÷a)	-				

林業退職金共済事業等勘定 (単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和1年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	-				
目的積立金	-				
積立金	-				
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-				
運営費交付金債務	-				
当期の運営費交付金交付額(a)	-				
うち年度末残高(b)	-				
当期運営費交付金残存率(b÷a)	-				

雇用促進融資勘定 (単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和1年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	980				
目的積立金	-				
積立金	-				
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-				
運営費交付金債務	0				
当期の運営費交付金交付額(a)	31				

うち年度末残高(b)	-					うち年度末残高(b)	0				
当期運営費交付金残存率(b ÷ a)	-					当期運営費交付金残存率(b ÷ a)	0.00%				

平成30年4月から平成31年3月の資産運用実績報告

1.運用概要

(単位:億円、%)

	中退共事業 給付経理	建退共事業		清退共事業		林退共事業 給付経理
		給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	
運用利回り	0.74	0.86	0.55	△ 0.60	0.08	0.71
自家運用利回り	0.52	0.81	0.53	0.24	0.08	0.56
委託運用利回り	1.00	0.95	0.56	△ 3.44	-	0.97
運用損益	359.01	84.60	1.78	△ 0.25	0.00	1.06
自家運用	139.05	50.42	0.79	0.08	0.00	0.53
委託運用	219.95	34.18	0.98	△ 0.32	-	0.53
運用資産総額	49,158	9,873	320	41	3	151

予定運用利回り	1.00	3.00	3.00	2.30	2.30	0.50	
採算利回り*1	1.10	1.62	2.12	2.10	0.51	0.93	
基本 ポート フォリオ (乖離許 容幅)	国内債券	79.6 (±3.0)	89.5 (±7.0)	88.0 (±7.0)	93.9 (+2.0~-4.5)	100.0	82.3
	自家運用	59.6	66.9	55.7	84.7	100.0	65.0
	委託運用	20.0	22.6	32.3	9.2	-	17.3
	国内株式	7.2 (±2.0)	5.3 (±2.2)	6.0 (±2.5)	6.1 (+4.5~-2.0)	-	6.2
	外国債券	9.9 (±1.0)	2.6 (±1.3)	3.0 (±1.5)	-	-	8.6
	外国株式	3.3 (±1.0)	2.6 (±1.3)	3.0 (±1.5)	-	-	2.9
	期待収益率*2	1.07	0.98	0.97	0.80	0.21	0.91
	リスク値(標準偏差)*2	1.83	1.62	1.84	1.12	0.38	1.60

累積剰余(欠損)金 (A)	29年度末	4,334.91	936.83	146.00	24.78	1.77	△ 5.72
	30年度末	4,300.33	843.58	141.36	26.40	2.12	△ 6.13
責任準備金 (B)	29年度末	43,167.06	8,822.60	184.88	17.60	1.12	154.89
	30年度末	43,854.00	9,033.22	178.29	14.52	0.72	156.74
リスク・バッファ率 (A)÷(B)	29年度末	10.04	10.62	78.97	140.80	158.04	△ 3.69
	30年度末	9.81	9.34	79.29	181.82	294.44	△ 3.91
サブプライム・リーマンショック並み 相場下落時損失率*2		△ 5.09	△ 3.53	△ 7.32	△ 5.30	-	△ 3.80

*1現状の累積剰余金・累積欠損金が変動しない運用利回り

*2平成30年度の基本ポートフォリオ検証時の数値

2.資産状況

(単位:億円、%)

運用の方法等		中退共事業(給付経理)			建退共事業(給付経理)			建退共事業(特別給付経理)		
		資産額	構成比	利回り	資産額	構成比	利回り	資産額	構成比	利回り
自家運用	有価証券	26,083	53.06	0.54	6,120	61.98	0.83	144	45.03	0.57
	預金	1,046	2.13	0.00	172	1.74	0.00	6	1.82	-
委託運用	金銭信託	20,383	41.46	0.97	3,246	32.88	0.95	150	46.80	0.53
	生命保険資産	1,646	3.35	1.25	335	3.40	0.87	20	6.35	0.79
	有価証券信託	(8,807)	(33.77)	0.01	(1,732)	(28.30)	0.02	-	-	-
合計		49,158	100.00	0.74	9,873	100.00	0.86	320	100.00	0.55

運用の方法等		清退共事業(給付経理)			清退共事業(特別給付経理)			林退共事業(給付経理)		
		資産額	構成比	利回り	資産額	構成比	利回り	資産額	構成比	利回り
自家運用	有価証券	26	64.21	0.28	1	35.75	0.19	82	54.53	0.62
	預金	5	13.32	-	2	64.25	-	14	9.13	-
委託運用	金銭信託	9	22.46	△ 3.44	-	-	-	55	36.34	0.97
	生命保険資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	有価証券信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		41	100.00	△ 0.60	3	100.00	0.08	151	100.00	0.71

(注1)金銭信託は時価総額、その他の資産は帳簿価額である。

(注2)利回りは決算利回りである。(費用控除後)

(注3)有価証券信託は自家運用により取得した有価証券の信託による運用であり、内数である。また、構成比は有価証券に対する構成比である。

(注4)単位未満は四捨五入しているため内訳と合計額が一致しないことがある。

3.金銭信託(新団体生存保険含む)運用実績

(1)中退共事業(給付経理)・林退共事業(給付経理)(合同運用資産)

(単位:%)

	構成比			収益率			要因分析			
	ファンド	基本方針	差	ファンド	ベンチマーク収益率	差	個別資産効果	資産配分効果	※2 複合効果	合計
国内債券	48.24	49.50	-1.26	1.98	1.89	0.08	0.04	-0.06	0.00	-0.02
国内株式	19.85	17.80	2.05	-5.47	-5.04	-0.43	-0.08	-0.27	-0.01	-0.35
外国債券	23.04	24.50	-1.46	1.65	1.82	-0.17	-0.04	-0.04	0.00	-0.08
外国株式	8.86	8.20	0.66	* 10.01	10.14	-0.13	0.00	-0.04	-0.01	-0.05
合計	100.00	100.00	0.00	1.07	※3 1.57	-0.50	-0.08	-0.40	-0.02	-0.50

【参考】	アクティブ運用収益率			パッシブ運用収益率		
	ファンド	ベンチマーク収益率	差	ファンド	ベンチマーク収益率	差
国内債券	2.08	1.89	0.19	1.90	1.89	0.01
国内株式	-6.62	-5.04	-1.58	-4.94	-5.04	0.10
外国債券	1.54	1.82	-0.28	1.77	1.82	-0.05
外国株式	* 9.87	10.14	-0.27	* 9.92	10.14	-0.22

* 外国株式において、アクティブ運用収益率及びパッシブ運用収益率の両方が外国株式全体の収益率を下回るのは、期中にアクティブ、

(2)建退共事業(給付経理)

	構成比			収益率			要因分析			
	ファンド	※1 中心値	差	ファンド	ベンチマーク収益率	差	個別資産効果	資産配分効果	複合効果	合計
国内債券	66.70	67.40	-0.70	2.04	1.89	0.15	0.10	-0.07	0.00	0.03
国内株式	16.27	16.40	-0.13	-6.83	-5.04	-1.80	-0.31	-0.15	-0.01	-0.47
外国債券	8.05	8.10	-0.05	2.72	2.46	0.26	0.02	-0.01	0.00	0.01
外国株式	8.98	8.10	0.88	9.58	10.14	-0.56	-0.04	-0.02	-0.01	-0.07
合計	100.00	100.00	0.00	1.21	※3 1.70	-0.50	-0.23	-0.25	-0.01	-0.50

(3)建退共事業(特別給付経理)

	構成比			収益率			要因分析			
	ファンド	※1 中心値	差	ファンド	ベンチマーク収益率	差	個別資産効果	資産配分効果	複合効果	合計
国内債券	73.83	73.60	0.23	2.23	1.89	0.33	0.25	-0.02	0.00	0.23
国内株式	13.05	13.20	-0.15	-12.84	-5.04	-7.81	-1.11	-0.03	0.01	-1.13
外国債券	6.54	6.60	-0.06	2.49	2.46	0.02	0.00	-0.01	0.00	-0.01
外国株式	6.58	6.60	-0.02	9.60	10.14	-0.54	-0.02	-0.03	0.00	-0.05
合計	100.00	100.00	0.00	0.82	※3 1.79	-0.97	-0.88	-0.09	0.01	-0.97

(4)清退共事業(給付経理)

	構成比			収益率			要因分析			
	ファンド	※1 中心値	差	ファンド	ベンチマーク収益率	差	個別資産効果	資産配分効果	※2 複合効果	合計
国内債券	62.90	60.10	2.80	1.95	1.89	0.06	0.04	-0.12	0.03	-0.05
国内株式	37.10	39.90	-2.80	-10.74	-5.04	-5.70	-2.39	-0.15	0.00	-2.54
合計	100.00	100.00	0.00	-3.16	※3 -0.56	-2.60	-2.36	-0.27	0.03	-2.60

※1.金銭信託のアセットアロケーションの中心値である。

※2.国内債券の複合効果は、資産全体の複合効果から国内債券以外の複合効果を差し引いて算出。

※3.合計のベンチマーク収益率は、各資産のベンチマークを、各資産の委託運用部分の基本ポートフォリオにおける構成比で加重平均した値から算出。

したがって、合計欄におけるファンド収益率とベンチマーク収益率の差には資産配分効果が含まれる。

(注1)単位未満は四捨五入しているため内訳と合計額が一致しないことがある。

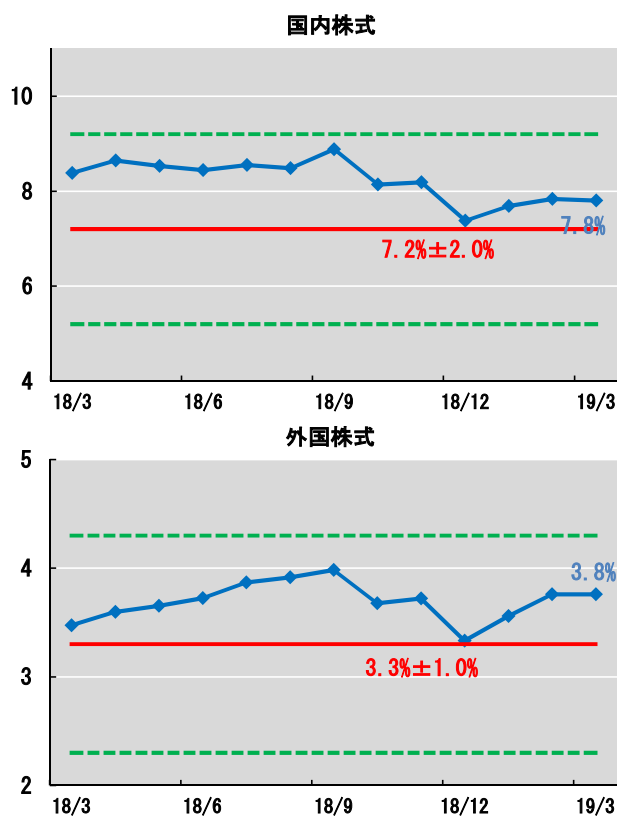
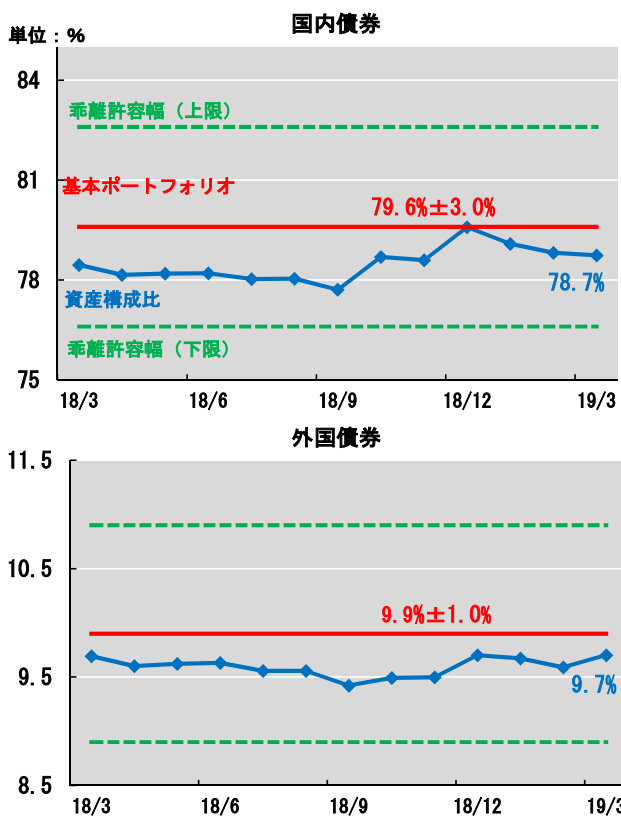
(注2)委託運用(金銭信託・新団体生存保険)の資産毎のベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。

- ・国内債券 NOMURA-BPI総合 国内株式 TOPIX(配当込み)
- ・外国債券 (中退共・林退共)FTSE世界国債インデックス(日本を除く、円ヘッジ・円ベース) (建退共)FTSE世界国債インデックス(日本を除く、円ベース)
- ・外国株式 MSCI KOKUSAI(円ベース、配当込み、GROSS)

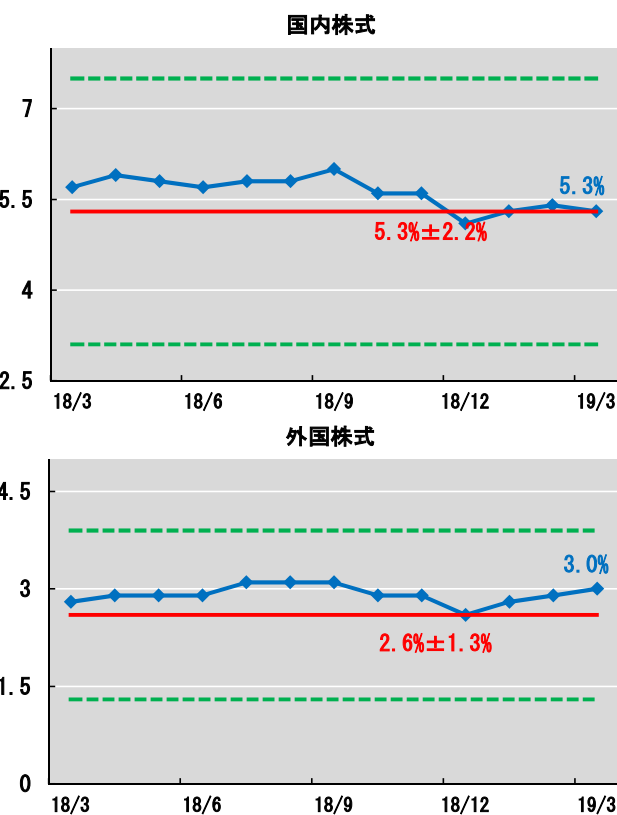
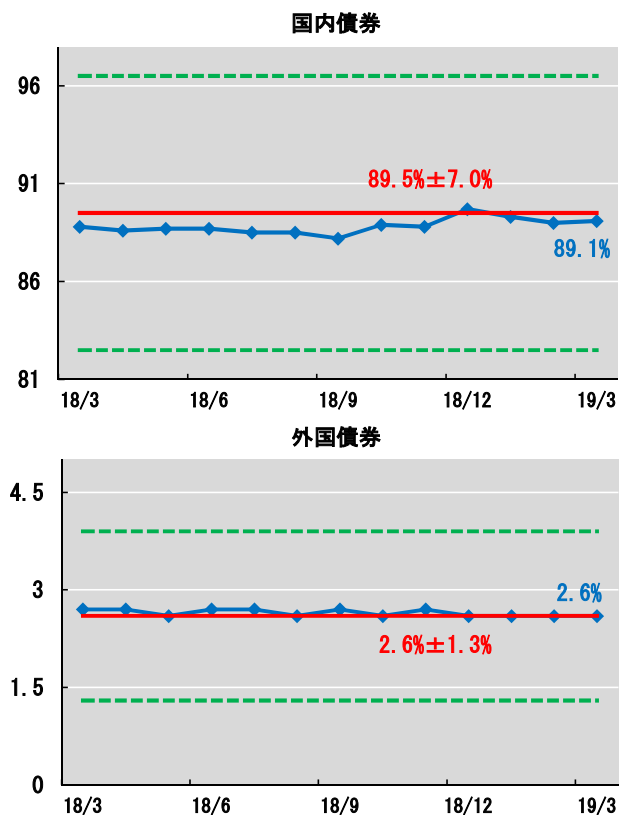
4.資産構成割合の推移

(1)中退共事業(給付経理)

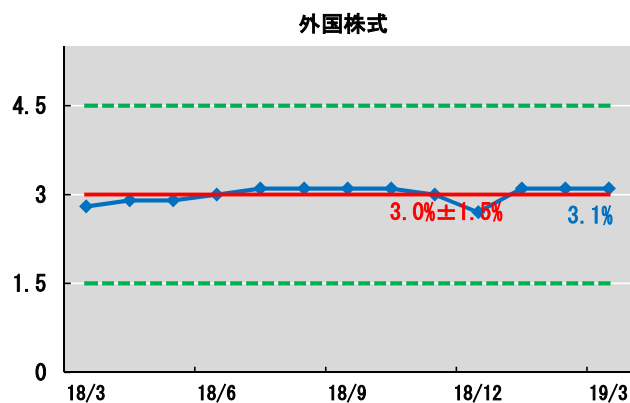
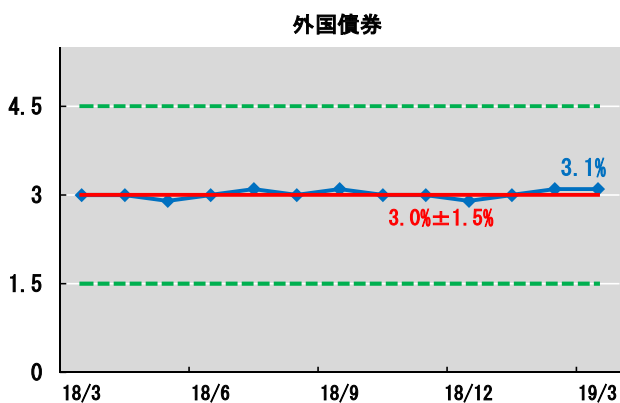
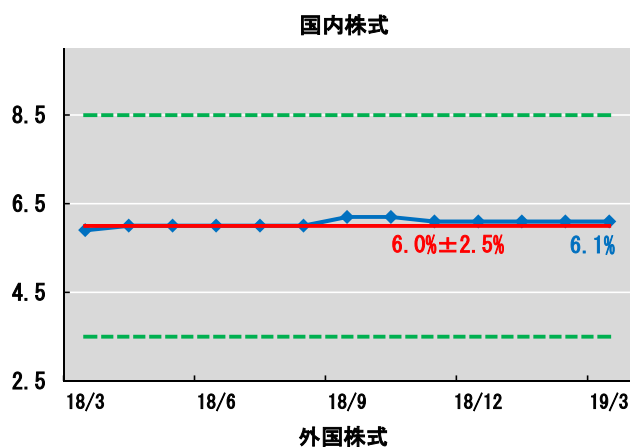
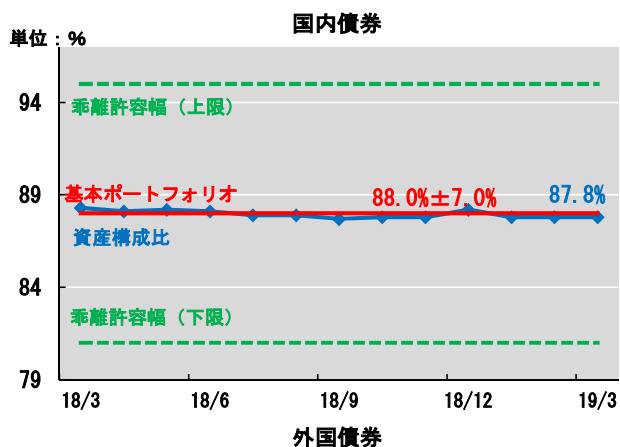
単位：%



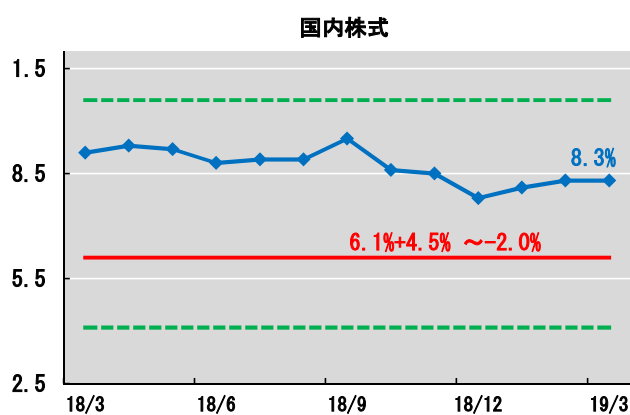
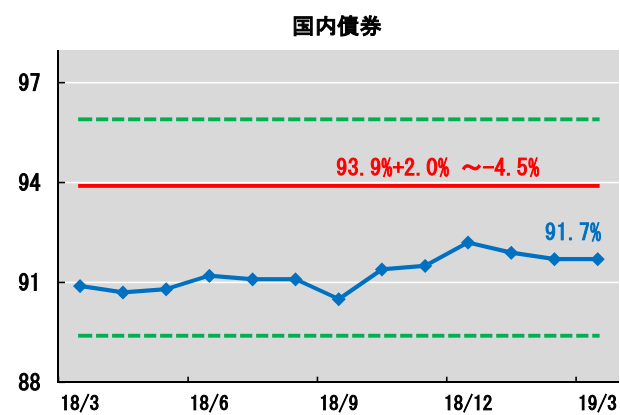
(2)建退共事業(給付経理)



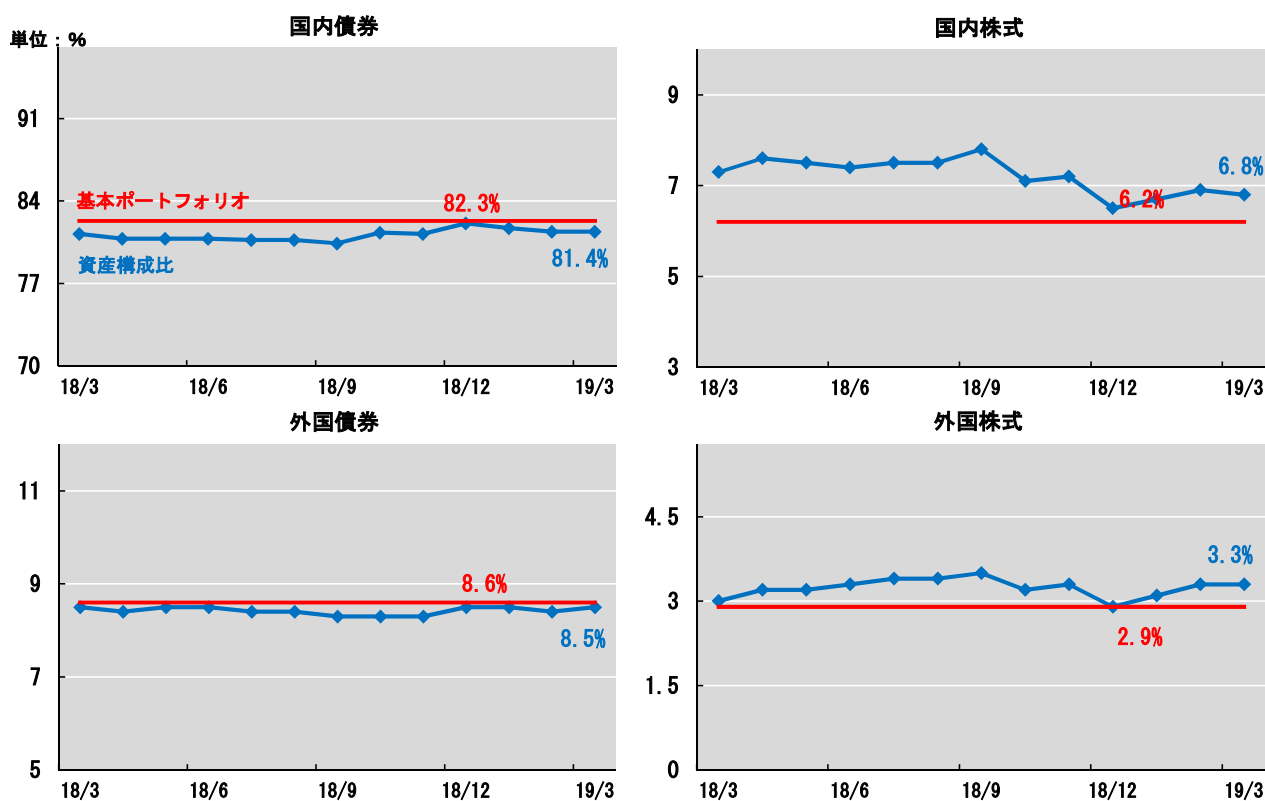
(3) 建退共事業(特別給付経理)



(4) 清退共事業(給付経理)



(5) 林退共事業(給付経理)



資産構成割合

(単位: 億円、%)

	中退共事業(給付経理)			建退共事業(給付経理)			建退共事業(特別給付経理)		
	資産残高	構成比	基本ポートフォリオ	資産残高	構成比	基本ポートフォリオ	資産残高	構成比	基本ポートフォリオ
国内債券	38,707	78.7	79.6±3.0	8,792	89.1	89.5±7.0	280	87.8	88.0±7.0
国内株式	3,834	7.8	7.2±2.0	528	5.3	5.3±2.2	20	6.1	6.0±2.5
外国債券	4,769	9.7	9.9±1.0	261	2.6	2.6±1.3	10	3.1	3.0±1.5
外国株式	1,848	3.8	3.3±1.0	292	3.0	2.6±1.3	10	3.1	3.0±1.5
合計	49,158	100	-	9,873	100	-	320	100	-

	清退共事業(給付経理)			林退共事業(給付経理)		
	資産残高	構成比	基本ポートフォリオ	資産残高	構成比	基本ポートフォリオ
国内債券	37	91.7	93.9+2.0 ~-4.5	123	81.4	82.3
国内株式	3	8.3	6.1+4.5 ~-2.0	10	6.8	6.2
外国債券	-	-	-	13	8.5	8.6
外国株式	-	-	-	5	3.3	2.9
合計	41	100	-	151	100	-

平成30年度
資産運用に関する評価報告書

令和元年6月28日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用委員会

目次

はじめに	-----	2
1. 概論	-----	3
2. 運用実績		
(1) 運用利回り	-----	4
(2) 委託運用のパフォーマンス管理	-----	7
3. 資産運用の基本方針への適合性	-----	9
4. 資産運用業務の執行		
(1) マネジャー・ストラクチャー見直し	-----	11
(2) スチュワードシップ活動	-----	13
(3) 社会的に優良な企業への投資	-----	14
5. 運用関連業務の実施状況		
(1) 対外公表	-----	16
(2) 最新の資産運用結果及びその他の財務 状況の把握と厚生労働省への情報提供	---	16

はじめに

資産運用委員会（以下「委員会」という）は、中小企業退職金共済法（以下「中退法」という。）に基づき（注）、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が行う退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務の適正な運営を図るために設置された（委員名簿は[こちら](#)をご覧ください）。

この目的を果たすため、委員会は、「資産運用の基本方針」の作成又は変更に関する審議や、業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視、その他重要事項に関する理事長への助言・提言等を行うこととされている。

平成30年度においても、8回開催された委員会の場で、機構の資産運用業務について様々な側面・観点から審議し、意見を述べてきたところである。

本報告書は、厚生労働大臣の評価に資するために、平成30年度中の委員会活動を総括しつつ、平成30年度の資産運用実績も踏まえて、機構による資産運用業務に対する委員会の見解を取りまとめたものである。

（注）中退法第六章第四節第六十九条の二～第六十九条の四

※数値の端数処理については四捨五入としている。

1. 概論

- ・ 平成 30 年度の運用実績は、国内株式市場が 3 年振りに下落したことや、低金利環境が続き自家運用収益が減少傾向を続けたこと等を主因に、全ての経理で大幅な減益となり、一部の経理では損失が発生した。
- ・ 運用委託先のパフォーマンスについては、各経理ともに国内外の株式が市場平均を下回り、委託全体でも市場平均を下回る結果となった。
- ・ この間、自家運用については、低金利環境が続く中、新規に購入する自家運用債券にほとんど利息が付かない状況で、基本的には厳しい運用環境が続いている。各経理の基本ポートフォリオについては、金融経済状況等の運用環境の状況について定期的な点検が行われたほか、リスク耐性等に関する年度毎の定例検証が実施され、結果について委員会において報告が行われた（[第 7 回資産運用委員会](#)）。

当委員会において報告内容を審議した結果、中退共（給付経理）、建退共（特別給付経理）、清退共（給付経理・特別給付経理）、林退共（給付経理）については、現在の基本ポートフォリオを継続すること、建退共（給付経理）については令和元年度の財政検証にあわせて基本ポートフォリオの見直しについて検討していくとの事務局判断を承認した。

ただし、定例検証については、目的意識・位置付けに関する認識の共有や、検証手法について改善余地があると考えられるため、検討を要望した。

基本ポートフォリオで設定された最適な資産配分の維持については、運用委託先からの適時適切なデータ徴求による最新動向の把握と、ルールに沿った適切な調整が遅滞なく実施されているほか、ルールの妥当性に関する検証にも継続的に取り組んでおり、総じて適切に運営されているものと思料

するが、リバランスルールを含め、更なる改善余地が無いか引続き検討を進めることを要望する。

- ・ 委託先管理については、平成 30 年度のパフォーマンスは一部の委託先で大幅な悪化がみられたため、特に悪化したファンドについて、委員会として運用スタイルを含めた検証を指示したところ、当機構が適切な対応を取ったことを確認した。

スチュワードシップ活動については、エンゲージメントや議決権行使の活用の形で“社会的に優良な企業への投資”を実施していく問題意識のもと、適時適切な対応が取られている。

- ・ 対外公表については、委員会の議事要旨等を早期にホームページで公開すべきとの指摘を行った。それに対する対応については、改善しつつあると評価する。
- ・ 以上に鑑み、機構における平成 30 年度中の資産運用は、中退法その他の法令を遵守しつつ安全かつ効率を基本として実施するという基本原則に則り、長期的な運営の安定と中期的な健全性向上に必要な収益確保を目指すという基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきていると評価する。

以下に項目ごとに具体的に記す。

2. 運用実績

(1) 運用利回り

① 平成 30 年度の運用利回り

イ. 概観

- ・ 平成 30 年度の運用利回りは、清退共（給付経理）を除いた全ての経理でプラスとなった。
- ・ しかしながら、採算利回り（現状の累積剰余金・累積欠損

金が変動しない運用利回り)との関係では(注)、全ての経理で、運用利回りが採算利回りを下回り、剰余金の減少に繋がっている。

(注) 特退共(建退共、清退共、林退共)の予定運用利回りは、共済手帳1冊当りの積立額に対して適用される割増率であり、共済手帳が必ずしも1年毎に更新されるものではないことから、全被共済者に付与される平均的な利回りとは乖離が生じる。このため、比較可能な採算利回りとの対比で評価することとした。

- ・ 上記の運用利回り低下の主な要因は、低金利環境継続による自家運用利回りの低下に加え、国内株式市場の下落であるが、後述のとおり、運用委託先のパフォーマンス悪化も影響している。

ロ. 委託運用部分

- ・ 国内株式市場は下落する一方で、外国株式市場は上昇し、内外債券市場はプラスの収益率であったため(ベンチマーク収益率は国内債券1.89%、外国債券(ヘッジ無し)2.46%、外国債券(ヘッジ有り)1.82%、国内株式-5.04%、外国株式10.14%)、委託運用を行っている全経理において、国内株式の構成比が高い清退共(給付経理)を除き、プラスの利回りは確保した。

前年比で利回りが下回った主因は、国内株式市場の下落であるが、資産クラス別の超過収益率も、全ての経理で国内株式がマイナスとなっており、国内株式のベンチマーク収益率のマイナスに加え、運用受託先のパフォーマンス悪化も影響している。

特に、建退共(特別給付経理)と清退共(給付経理)の国

内株式における超過収益率のマイナス幅の大きさが顕著であった（それぞれ-7.81%、-5.70%）。

ハ. 自家運用部分

- この間、自家運用については、低金利環境が続き、長期国債金利が引続き低位で推移したため、清退共（給付経理）を除く全経理で利回りは平成 29 年度を下回った。

【自家運用利回り推移】

	平成 29 年度	平成 30 年度
中退共（給付経理）	0.57%	0.52%
建退共（給付経理）	0.92%	0.81%
建退共（特別給付経理）	0.58%	0.53%
清退共（給付経理）	0.23%	0.24%
清退共（特別給付経理）	0.15%	0.08%
林退共（給付経理）	0.57%	0.56%

ニ. 剰余金等

- 上述の通り、全経理において、運用利回りが採算利回りを下回ったため、中退共（給付経理）、建退共（給付経理、特別給付経理）、林退共（給付経理）において、累積剰余金が減少ないし累積欠損金が増加した。清退共（給付経理、特別給付経理）は、平成 29 年度に実態調査を行い、その結果を踏まえ、責任準備金が減額となったため、累積剰余金が増加した。

【累積剰余金・累積欠損金推移】

(単位、億円)

	平成 29 年度	平成 30 年度
中退共 (給付経理)	4,335	4,300
建退共 (給付経理)	937	844
建退共 (特別給付経理)	146	141
清退共 (給付経理)	25	26
清退共 (特別給付経理)	2	2
林退共 (給付経理)	-6	-6

(2) 委託運用のパフォーマンス管理

- 運用受託先の管理については、月次の計数報告と四半期毎の運用報告会のほか、年に一度のステュワードシップ活動報告会などを通じて実施されている※。

※ステュワードシップ活動の報告については、従来は第2四半期の運用報告会の際にその一部として実施されていたが、平成30年度から独立した報告会として実施されることとなった(詳細は後述)。

① 「資産運用の基本方針」への適合性

- ・ 運用内容の「資産運用の基本方針」への適合性関連では、中退共・林退共の合同運用の運用委託先において運用ガイドライン違反(格付基準に満たない債券の購入)が1件発生した。発生の経緯、原因の調査結果、賠償内容及び再発防止策の検討結果について報告を受けたが、適切な対応が取られたと判断した。

② ベンチマーク対比運用成績

- ・ 運用成績がベンチマークを大幅に下回った運用委託先に対しては、原因の報告に加えリスク管理体制についての改善策を求め、その内容について確認を行った。
- ・ 運用成績については、定量・定性両面からパフォーマンスを点検し、評価に応じた委託額の調整を通じ、パフォーマンス向上努力のインセンティブを提供している。

- ・ ただし、従来の評価方法には、評価期間、定量評価と定性評価の手法と両者のバランス等改善余地があると考えられる。委員会での指摘を踏まえ、中退共の運用委託先選考作業における経験も踏まえながら、評価方法等の見直しが進められている。
- ・ 平成 30 年度における運用委託先のパフォーマンスについては、前述の通り、総じて好調であった平成 29 年度から一転して各経理とも超過収益率がマイナスとなった。
- ・ 個別に見ると、中退共・林退共の合同運用においては、国内株式と外国株式で超過収益率が悪化し、国内株式、外国株式、外国債券では、収益率がベンチマークを下回った。内訳を見ると、株式では、成績不振先の解約に伴い運用委託先数や金額配分が、必ずしも効率的なリスク分散体制となっていないことが伺われる。

機構ではこの点を認識し、平成 30 年度初からマネジャー・ストラクチャーの見直しを実施中である。選考に際しては、効率的なリスク分散を企図した運用委託先数やスタイルの組み合わせが設定されており、見直しがパフォーマンス改善に繋がることが期待される。

- ・ 建退共（特別給付経理）と清退共（給付経理）で見られた国内株式における大幅なパフォーマンス悪化については、資産規模が小さく、単独委託となっているためリスク分散が効き難いことが一因と考えられるが、そうであれば、運用委託先のモニタリングが一層重要となる。

平成 30 年度にパフォーマンスが特に悪化した運用委託先については、リスク管理体制面で改善余地のあることが判明し、改善策が導入されたとの報告が行われた。分析内容と対応については妥当なものと思料されるが、委託先のパフォーマンス管理については、超過収益率が高ければ良いというこ

とではなく、リスク面の動向（スタイルや業種の偏り等）にも注目することで、過剰なリスクテイクを回避し得るものと考ええる。

- ・ 良好なパフォーマンスの維持・向上を図るには、選定後の管理（モニタリング等）が重要であり、選定と合わせて、モニタリング体制の一層の改善が望まれる。
- ・ 上述の通り、平成 30 年度における運用委託先の管理については、事務面、運用面双方の一部で課題も見られたが、それらへの対応も含め、全体としては適切な対応が取られたと評価する。また、管理体制の一層の改善に向けた取り組みも、適時適切に実施されている。

3. 資産運用の基本方針への適合性

- ・ 資産運用の基本方針に、「基本ポートフォリオは毎年度検証を行う。また策定時の諸条件が変化した場合は、必要に応じて基本ポートフォリオの見直しを行う。」とあり、平成 30 年度においては、各経理において定例検証が実施され、その結果が報告された（[第 7 回資産運用委員会](#)）。
- ・ 委員会は、定例検証の目的・位置付けについて、考え方を整理した上で機構としての方針を明示し、委員会として認識を共有することが必要であることを指摘した。
審議の結果、機構における基本ポートフォリオの定例検証については、「再構築の必要性（前提条件が崩れるような大きな変化の有無）を検証する」と位置付ける、との認識が委員会として共有された。
- ・ 経理毎の検証結果を踏まえた下記の結論については、何れも妥当なものと思われた。

経理名	検証結果	結論
中退共 (給付経理)	金融経済情勢、資産構成の 効率性（リスク、リターン	基本ポートフォリオの見直しは行わ

	のバランス)、リスク耐性(リスク量に照らした財務の健全性)、何れの面から、基本ポートフォリオ設定時の前提条件が崩れるような変化は認められない。	ない。
建退共 (給付経理)	基本ポートフォリオ設定時から約2年が経ち、金利見通し等前提条件が大きく変化している。これに伴う期待収益率の低下等からリスク耐性等に懸念材料が散見される状況。	基本ポートフォリオの見直しに着手する。但し、令和元年度に予定されている財政検証等を踏まえながら検討する。
建退共 (特別給付)	基本ポートフォリオ設定時から約2年が経ち、金利見通し等前提条件が大きく変化しているものの、中期的な財政の健全性に大きな懸念がある状況には無い。	基本ポートフォリオの見直しは行わない。但し、給付経理における見直しに合わせ、運用体制について見直しを行う。
清退共 (給付経理)	効率性の目立った悪化や、財政の中期的健全性に関する懸念はみられない。	基本ポートフォリオの見直しは行わない。但し、在籍者等の実態調査や財政検証の結果等も踏まえた制度全体のあり方についての検討の中で、資産運用のあり方も取り上げる予定。
清退共 (特別給付)	基本ポートフォリオ設定時の前提条件が崩れるような変化は認められない。	基本ポートフォリオの見直しは行わない。
林退共 (給付経理)	基本ポートフォリオ設定時の前提条件が崩れるような変化は認められない。	基本ポートフォリオの見直しは行わない。但し、委託運用の配分比率引き上げについて、現在実施している加入者の実態調査の結果等を踏まえて検討を行う。

- ・ また、基本ポートフォリオの検証方法、特に効率性の検証方法については、現在、一般的な方法を採用しているものの、中期的な妥当性の検証と言う観点からは改善の余地があるとの意見が複数の委員から提起された。この問題は、期待収益率の推計等基本ポートフォリオの組成方法にも関わる問題であるため、次回基本ポートフォリオ見直しを視野に入れて更なる改善を目指した検討を継続するよう要請した。
- ・ このように、基本ポートフォリオについては、多角的かつ問題意識を持った検証が実施され、適切な資産配分の維持が図られていると評価する。

4. 資産運用業務の執行

(1) マネジャー・ストラクチャー見直し

(マネジャー・ストラクチャー見直しに関する選考実施期間中の審議内容については、その公表が実施中の選考に影響を与える可能性に配慮し、全ての資産クラスについての選考が終了した後、選考過程、選考結果の概要等と合せて、総括報告書の形で公表することを予定している。従って、本報告書においても同審議内容の記載は見合わせている。)

- ・ 運用委託先の選定は、基本ポートフォリオの設定と同様、資産運用成績を左右する極めて重要な要素である。
- ・ 中退共については、平成 29 年度後半にマネジャー・ストラクチャー見直し作業が開始され、当委員会において、機構の特性も踏まえた最適なマネジャー・ストラクチャーを目指すとの基本方針を共有すると共に、下記のような論点について整理を行った。

< 検討された論点 >

- ・ アクティブ運用の有効性とアクティブ・パッシブ比率
- ・ スタイル分散と最適マネジャー数

- ・ 債券格付基準設定方法
 - ・ マネジャー評価基準
 - ・ ESG投資への取組方針
 - ・ マネジャー・エントリー制度もしくはリザーブファンド制度の採用の適否
 - ・ 選考プロセス、選考方法
 - ・ マネジャー・ベンチマーク採用の是非
 - ・ コンサルタントに求める役割・機能
- ・ そうした準備作業を経て、平成30年度は、年度初から募集・選考作業が開始された。
 - ・ 国内債券、外国債券、国内株式、外国株式の順に順次、公募・選考が実施され、4資産全ての選考が終了するのは、令和元年8月を予定している。
 - ・ 公募・選考過程では、資産クラス毎に、選考プロセス、評価のポイントと基準等、について機構からの方針案の説明と審議が行われ、その内容を受けて仕様書の作成や選考の実施方針が決められ、実施された。
 - ・ 選考状況についても、一次、二次、最終の各選考段階において、途中経過と最終結果の報告が適時に実施されており、委員会と適時適切に情報及び認識が共有されている。
 - ・ 特に二次選考について、マネジャーの評価方法に関する近年の議論も踏まえ、1候補先あたり2時間のインタビューを実施し、運用戦略の論理性や一貫性、運用体制の持続性など定性面の評価に注力したことは、適切な対応と評価できる。
 - ・ 令和元年5月末現在、国内債券、外国債券については選考が終了、新規委託先による運用が開始されている。国内株式については最終選考中であり、今後、契約手続や資産移管手続を経て、9月頃から新規運用委託先による運用が始まる予定である。外国株式については一次選考が終わったところで

ある。これまでのところ、選考は概ね順調に進んでいる。

- ・ このように、マネジャー・ストラクチャーの見直しは、機構の特性を踏まえ、また選考プロセスや評価方法も根本から見直すなど、体系的かつ意欲的に実施されており、成果が期待される。

(2) スチュワードシップ活動

- ・ 機構は、平成 29 年 11 月に改訂版日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明したが、平成 30 年度においては、アセットオーナーとしてのスチュワードシップ活動が本格化された。
- ・ スチュワードシップ活動の本来の目的は、投資先企業の企業価値を向上させ、受益者のリターンを最大化させる狙いの下で投資先のガバナンスを改善させていくことであることを踏まえると、厚生労働省によって関係機関間の協力関係のあり方が整理・文書化され、中退共制度の資産運用に関するガバナンス体制が一層整備されたタイミングでスチュワードシップ活動を本格化したことは、時宜に適ったものと考えられる。
- ・ 機構による公的機関のアセットオーナーとしてのスチュワードシップ活動は、個別投資先の経営に容喙するのではなく、運用委託先を通じて実施されている。具体的には、大手運用機関トップと機構理事長とのトップ面談、運用担当者（ファンドマネジャー）からのスチュワードシップ活動報告会、の 2 種類のエンゲージメントが実施されている。トップ面談は新たな取組みであり、報告会は、従来は第 2 四半期の運用定例報告会の中で実施していたものを、独立させて実施したものである。何れも、今後毎年度、継続実施することが計画されている。

- ・ このような重層的な活動は、現場における活動の現状、実態を認識しつつ、将来の方向性や運用機関のガバナンスのあり方を把握し、働き掛けを効果的に実施していくために、有効な取組み方法と思われる。また、継続的な実施は、活動の有効性を高める上で、効果的と思料される。
- ・ なお、こうしたスチュワードシップ活動については、[「スチュワードシップ活動状況の概要」](#)（平成 30 年 12 月）として公表された。

（3）社会的に優良な企業への投資

- ・ 機構の第4期中期計画について厚生労働大臣から設定されている中期目標には、「安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、機構の特性を踏まえてどのように実施できるかを検討し、2018（平成30）年度末までに結果をとりまとめ、可能な場合は実施する」ことが含まれている。
- ・ 機構は、外部セミナーへの参加や外部講師による勉強会などを通じて検討を進め、委員会での審議内容も踏まえて、下記の問題意識と方針に基づいて取り組むとの結論を取りまとめた。
 - 我が国の経営資源の中で、人的資源の希少性が急速に高まっていく状況下、「働き方改革」や「教育等の人的資源への投資」は、AI等への技術投資と合せて実施されることで、相乗的に労働生産性を高めると考えられており、労働環境の改善に繋がると共に、企業の持続可能な成長に貢献し、雇用の安定にも寄与するものと考えられるため、“社会的に優良な企業”の一つの構成要件との評価が可能。
 - この場合、人的資源は我国のサプライチェーン構造

を踏まえ、下請企業群も含めて考える必要があり、ここに、厚生労働省の政策体系の中で、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与する事を目的に掲げる当機構の存在意義もあると考える。

- 機関投資家の立場からしても、かかる企業は持続的な成長が可能であり、企業価値の向上が充分期待出来るが、調査・研究は発展途上であり、十分な検証はされていない。したがって、積立型の公的機関の機関投資家としては、具体的な投資については今しばらく調査・研究の状況を見極める。
 - 企業の成長の持続可能性を本質的に高めることは、本邦資本市場の成長路線の構築にも寄与し、ひいては年金等の資産運用を通して勤労者の老後の生活の安定にも資することが期待される。
 - 当機構としては、本邦企業の経営に於ける“社会的な要素”の重要性を、運用委託機関等とのエンゲージメント等を通じ発信していくことにより、中小企業の退職金資金をお預かりして運用し、確実にお支払いする執行機関であることにとどまらず、①労働環境改善の動きが中小企業まで波及することを促すことはもとより、②公的な機関投資家として本邦資本市場の本質的な成長路線の構築に貢献し、年金等の資産運用を通して勤労者の老後の生活の安定にも資することも目指す。
- ・ 機構から示された取りまとめ結果は、各委員の意見にも概ね沿うものであり、委員会として了承した。合せて、研究を継続するよう要請した。

5. 運用関連業務の実施状況

(1) 対外公表

- ・ 対外公表については、委員会の議事要旨をはじめ、年度及び四半期毎の運用実績と資産構成のほか、平成 29 年度運用結果報告（平成 31 年 3 月）、スチュワードシップ活動状況の概要（平成 30 年 12 月）等について、ホームページ上で公表した。
- ・ 委員会は、運用結果報告における分析内容等の一層の充実を図る一方、公表資料間での重複の回避などの合理化・効率化の検討も進めるよう要請した。結果報告における分析内容等の一層の充実については、実現に向けて検討が続けられ、検討状況に関する報告も適宜行われている。合理化に関する検討も並行して進めることを期待する。

(2) 最新の資産運用結果及びその他の財務状況の把握と厚生労働省への情報提供

- ・ 機構は、第 4 期中期計画において、最新の資産運用結果及びその他の財務状況を把握することとしている。また、年度計画では、そうした情報を、経済・金融情勢に対応して予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、適宜厚生労働省に情報を提供することとしている。
- ・ 最新の資産運用結果及びその他の財務状況については、月単位で情報を徴求して把握すると共に、四半期毎に報告会を開催して運用委託先から直接状況を聴取している。

国内外の経済・金融情勢については、各経済予測機関による予測の動向を含め、最新動向が定期的に点検され、委員会に報告された。

- ・ 厚生労働省に対しても、求めに応じ、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会へ提供する資料の

ための情報を遅滞なく提供している。

以 上

令和元年 6 月 27 日

令和元年度独立行政法人勤労者退職金共済機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和元年度独立行政法人勤労者退職金共済機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 機構における平成 30 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 186 件、契約金額は 51.9 億円である。また、競争性のある契約は 175 件(全契約の 94.1%)、40.8 億円(同 78.7%)、競争性のない随意契約は 11 件(同 5.9%)、11.1 億円(同 21.3%)となっている。

平成 29 年度と比較して、競争性のある契約金額は、20.0 億円増(前年比 95.7%増)と大幅に増加した一方で、競争性のない随意契約による契約金額は 4.0 億円減(前年比 26.7%減)となっている。

競争性のある契約金額が増加した主な要因は、5 年毎に調達を行う建退共各都道府県支部の業務委託契約(47 件、契約金額は 16.9 億円)によるものである。

表 1 平成 30 年度の勤労者退職金共済機構の調達全体像 (単位:件、億円)

	平成 29 年度		平成 30 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(42.3%) 55	(49.5%) 17.8	(36.0%) 67	(38.8%) 20.1	(21.8%) 12	(13.1%) 2.3
企画競争・公募	(45.4%) 59	(8.6%) 3.1	(58.1%) 108	(39.9%) 20.7	(83.1%) 49	(573.2%) 17.6
競争性のある契約 (小計)	(87.7%) 114	(58.1%) 20.9	(94.1%) 175	(78.7%) 40.8	(53.5%) 61	(95.7%) 20.0
競争性のない随 意契約	(12.3%) 16	(41.9%) 15.1	(5.9%) 11	(21.3%) 11.1	(△31.3%) △5	(△26.7%) △4.0
合 計	(100%) 130	(100%) 35.9	(100%) 186	(100%) 51.9	(43.1%) 56	(44.4%) 15.9

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

金額は、億円単位(四捨五入)にて表記している。

なお、(%)の算出についても、円単位で計算しているため、表における億円単位での計算と一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 30 年度の対 29 年度伸率である。

(2) 機構における平成 30 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 78 件(競争性のある契約全体の 44.6%)、契約金額は 30.5 億円(同 74.7%)となっている。

平成 29 年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が大幅に増加している(件数は 358.8%増、金額は 146.2%増)、これは、(1)と同様に主に建退共各都道府県支部の業務委託契約(47 件、契約金額は 16.9 億円)によるものである。

なお、一般競争入札(総合評価落札方式を含む。)及び公募により調達したシステム関係の契約は 11 件(前年度比 4 件増)、8.3 億円(前年度比 2.4 億円減)で、そのうち一者応札となった契約は 10 件(前年度比 5 件増)、8.0 億円(前年度比 2.7 億円減)となっている。

表2 平成 30 年度の勤労者退職金共済機構の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		平成 29 年度	平成 30 年度	比較増△減
2者以上	件数	97 (85.1%)	97 (55.4%)	0 (0.0%)
	金額	8.5 (40.7%)	10.3 (25.3%)	1.9 (21.9%)
1者以下	件数	17 (14.9%)	78 (44.6%)	61 (358.8%)
	金額	12.4 (59.3%)	30.5 (74.7%)	18.1 (146.2%)
合計	件数	114 (100%)	175 (100%)	61 (53.5%)
	金額	20.9 (100%)	40.8 (100%)	20.0 (95.7%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

金額は、億円単位(四捨五入)にて表記している。

なお、(%)の算出についても、円単位で計算しているため、表における億円単位での計算と一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の()書きは、平成 30 年度の対 29 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、令和元年度においては、以下の①～③の取組を重点的に実施することにより調達の改善に努めることとする。

- ① 「1者応札・1者応募に係る改善方策について」に基づき公告期間の延長及び十分な履行期間の確保に努める。また、競争参加資格等に過度の制限を設けないよう資格要件の点検を実施するとともに、入札公告を掲載後、資格要件を満たしている業者に対して情報提供を行い入札参加を勧奨する。
- ② 入札説明書等を受領したものの応札しなかった業者に対し、入札辞退届に理由を記載してもらおうとともに、聞き取りを実施し改善策を検討する。
- ③ 価格とともに、品質等の要素も評価することが必要と認められた場合においては、総合評価落札方式により調達を行うこととし、この場合、必要に応じ意見招請を実施する。なお、本計画の実施に当たっては、「官公需法」に基づく中小企業の受注機会への配慮や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」等の諸施策との整合性に留意するものとする。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立(【 】は評価指標)

随意契約を締結することとなる案件等(※)については、役員及び調達等合理化検討チーム

に調達の内容等に関する事前説明を行い、会計規程における「随意契約によることができる理由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受ける。

※その他、政府調達手続きが見込まれる案件、前回の同種の入札において一者入札・一者応募となった案件についても、事前説明・点検の対象としている。

【調達等合理化検討チーム等による点検を実施】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

① 調達に関する相互牽制機能を働かせるため、まず、要求部署が起案文書を作成、調達部署を含めた複数の課を経由し調達の必要性、調達内容等に関してチェックを行い、当該業務担当理事及び総務担当理事までの決裁を得た後に、入札を実施する。

上記決裁が終了し、調達の必要性等が認められたものについては、契約事務担当課が調達に係る原議書とは別に契約に係る原議書を作成し、総務担当理事までの決裁を得た後に、要求部署とは独立して契約事務を進める。

② 調達案件のうち、額が大きい等、重要なものについては、理事長まで原議を上げて判断を仰ぐ。

③ 予定価格の算定に際し、見積りを取る場合には、単価を含む算出根拠について出来るだけ詳細な説明を受け、内容の妥当性を精査し、必要な修正を加えて予定価格を算定する。この場合、原則として複数の見積もりを取り、内容について比較を行う。

④ 情報システム化案件については、必ず調達内容及び調達価格の妥当性等について精査するとともに、CIO 補佐官等によるチェックを受け、必要に応じて再確認した後、決裁を得る。

⑤ 調達等業務に長期間従事することにより、不正行為の機会となる取引先との癒着等を未然に防止するため、定期的な人事ローテーションを実施する。また、コンプライアンスに関する役職員向けの研修や、機構内のリスク管理・コンプライアンス委員会を活用して、調達に係る遵守事項等について周知徹底を図る。

⑥ 決裁文書の内容を決裁終了後に修正する場合は、修正を行うための決裁文書を起案し、改めて決裁を得る。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討チームにより調達合理化に取り組む。

総括責任者：総務担当理事

副総括責任者：総務部長

メンバー：総務課長及び総務課長が指名する職員

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、競争性のない随意契約及び一者応札・応募に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。